令和７年度
芦屋市総合公園の指定管理者による
管理運営業務　仕様書

１　管理運営業務の基本方針

２　所在地及び施設の概要

３　休館日及び開館時間

４　法令等の遵守

５　指定期間

６　指定管理者が行う業務

７　維持管理

８　緑化推進

９　有料公園施設の管理運営

１０　市民参加及び市民協働

１１　自主事業等

１２　業務実施に係る確認事項

１３　指定管理者と芦屋市の責任分担

１４　その他留意事項

資料９－２

１　管理運営業務の基本方針

芦屋市総合公園は公共の資産である公園として、市民の平等、公平な利用を基本とし、子供から大人高齢者、障害者まですべての市民が、レクリエーション利用等を通じて、分け隔てなく生活や暮らしの質を高め、健康と心の豊かさを実感してもらうものとする。

指定管理者は、次の基本方針に沿って芦屋市総合公園の管理運営業務を行うこと。

(1)　芦屋市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の福祉の増進に努め、市民の公平な利用に供するよう、施設の設置目的に資するよう適切な管理運営を行うこと。

(2)　予算の執行にあたって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。

(3)　利用者を対象にアンケートを行うなど、利用者の意見や要望を反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。

(4)　利用者に対する接遇について十分注意するとともに、定期的な接遇研修を実施すること。

(5)　周辺住民や事業所、地域社会との良好な関係づくりに努めること。

(6)　利用者等の個人情報の保護を徹底すること。

(7)　その他市民サービスの観点から、積極的に自主事業に取り組むこと。

(8)　管理運営にあたっては、市と緊密な連携を取ること。

(9)　災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(10)　質の高い施設環境、自然・植栽環境を提供する公園、利用者に対する公共サービスとして、園路及び広場、遊戯施設、運動施設などの施設環境、自然・植栽環境といった質の高いレクリエーション環境を提供すること。

(11)　市民とのパートナーシップにより管理運営に取り組む公園として、公園が市民のための多様な公共サービスを創出、実現する場となるよう、市民とのパートナーシップによる公園管理運営に取り組むこと。

(12)　公園が拠点になり、様々な取り組み効果が地域に波及していく公園として、イベントや花・緑を通じた利用者の交流の場など公園が拠点になり、公園での様々な取り組みよって生み出される住環境の向上やコミュニティ形成、また、地域交流から国際交流まで、地域活性化や観光振興などの効果が地域へ波及していく公園とすること。また公園利用の活発化のため利用者や地域住民と情報交換し、信頼関係を築きながら、公園・周辺を含めた安全安心の向上に取り組むこと。

(13)　指定管理者制度に基づき、多様化する市民ニーズへ効果的、効率的に管理運営を行う公園、利用そのものが福祉の増進に結びつく公の施設として、多様な市民ニーズに対して効果的、効率的に管理運営を進めていく公園とすること。

２　所在地及び施設の概要

(1)　名　称　芦屋市総合公園

(2)　所在地　芦屋市陽光町１０番１他

(3)　面　積　１０．０ヘクタール

(4)　開設年月日　平成１５年４月

(5)　施設概要

施設種別	施設名	種類	数量	単位
園路・広場施設	園路・広場	アスファルト舗装	７４１	㎡
		透水性アスファルト舗装	１１，９４５	㎡
		インターロッキング舗装	１，３９６	㎡
		レンガ舗装	３，２１６	㎡
		石張り舗装	３２６	㎡
		木質チップ舗装	３４６	㎡
	階段	擬木階段	３	箇所
		階段	２	箇所
修景施設	植栽	高木（H≧３．０）	１，９７６ 内桜２３３本	本
		中木（１．０＜H＜３．０）	１，８０３	本
		低木（H≦１．０）	２１，１７４	本
		地被類	３８，７６５	株
	芝生		３７，８７８	㎡
	芝生	陸上競技場フィールド内 ティフトン	９，７５８	㎡
	トレリス		６	基
	池	木製デッキ有り	１	箇所
休養施設	ベンチ		３３	基
運動施設	陸上競技場	クレー舗装８コーストラック	１	式
		便所(１３３.２㎡)	１	棟
		器具庫(１２９.６㎡)	１	棟
		備蓄倉庫(54.2 ㎡:防災安全課)	１	棟
	スポーツコート	1(アスファルト、臨時駐車場兼用)	１	式
		2（人工芝）	１	式
遊戯施設	複合遊具		２	基
	スプリング遊具		３	基
便益施設	駐車場	北１５０台(大型バス兼用、臨時+４２台)	１	式

		西１３８台(臨時+２０台)	1	式
		東７６台	1	式
	駐輪場	自転車・単車	1	式
	バーベキュー施設		1	式
	時計塔		3	基
管理施設	フェンス・門扉		1	式
	車止め		１０９	基
	利用拠点施設	管理事務所(３９３.６㎡) 屋上緑化	1	棟
		緑の相談所(４２６.０㎡) 屋上緑化	1	棟
		クラブハウス(３２３.８㎡) 屋上緑化	1	棟
		ﾎﾟﾝﾌﾟ室(４７.３㎡)	1	棟
	リサイクル倉庫	(１６７.３㎡)	1	棟
	便所	(７７.４㎡)	1	棟
	休憩所		2	棟
	電話		3	回線
	ファックス		1	回線
	インターネット 予約システム		1	式
	放送設備	スピーカー等	1	式
	ＩＴＶ機器	ＩＴＶカメラ	1	式
	電話機器	ＰＨＳアンテナ等	1	式
	案内板		9	基
	掲示板		1	基
	擁壁		1	式
	照明施設	ポール照明灯	１００	基
		ポール照明灯(ｳｲﾝﾄﾞｿｰﾗｰ式)	5	基
		足元照明灯他	1	式
		防災照明灯	4	基
	給水設備	水飲み	1	箇所
		散水スプリンクラー	1	式
		散水栓	1	式
	汚水排水設備	管渠、汚水桝	1	式

	雨水排水設備	側溝、管渠、集水桝	1	式
その他の施設	耐震性貯水槽	飲料水兼用１００ｔ(上下水道部)	1	箇所

(6)　備品一覧

ア　一般備品

備品名	規格・品質	数量	備考
展示用ボード		１０	
オープンラック	ビクター　PS　M650	1	
マイク		6	
スピーカー		4	
キャップタイヤーコード		4	
パンフレットスタンド		2	
掲示板（ﾎﾞｰﾄﾞｽｸﾘｰﾝ１連）	ナイキ　BBH-7120A	2	
電話台（公衆電話用）	コクヨ　TT-136J720×445×1650	1	
ホワイトボード	セイコー　ホワイトボード SW1290	1	
行先予定表	ライオン　H-11	1	
傘立	ライオン　637-41	2	
市旗（中）	100×150　エクスラン	1	
アームチェアー(ﾛﾋﾞｰﾁｪｱ)	コクヨ　CE-475KXA4	３２	
応接用ｺｰﾅｰﾃｰﾌﾞﾙ(ﾛﾋﾞｰ)	コクヨ　CE-215K	１０	
丸いす	ビゾン　BE-1472-01	6	
テーブル(会議用)	コクヨ　PT-M701F1-C	１７	会議室
キャンバスチェア(会議用)	オリバー　KP-7300-NⅡ	５０	会議室
いす（カリアームチェア）	オリバー　KARI　KIA	6	相談所
リフレッシュチェアー	ナイキ　PI8532	6	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾙｰﾑ
ベンチ	コクヨ　PF-B85	2	更衣室
パソコン（予約システム用）	富士通　（H25.6 月現在）	1	
パソコンプリンター	NEC　MultiWriter 2800	1	
テレビ	サンヨー　C32PZ3	1	
テレビラック	サンヨー　KA-TD-32PZ(N)	1	
ビデオ	サンヨー　VZS63B(S)	1	
ＯＨＰ	サンヨー　LP-SG7(N)	1	
両袖机	コクヨ　SD-MXN157DT33F11	1	

片袖机	コクヨ　SD-MXN117LF11	3	
片袖机	コクヨ　SD-MXN117LV3F11	1	
脇机	コクヨ　SD-MXN47ET3L11	4	
脇机	コクヨ　SD-MXN47EV3F11	2	
平机用アンダーワゴン	コクヨ　SD-MX46CV3F11	1	
会議用テーブル	ライオン　DST-1290H	1	
会議用テーブル	ライオン　DST-1590H	2	
アームチェア(ﾊﾟﾈﾙ付ﾀｲﾌﾟ)	コクヨ　CE-445KR	8	応接室
応接用センターテーブル	コクヨ　NT-212K	2	応接室
センターテーブル	セイコー　T-98D	1	応接セット
ソファー（長椅子）	セイコー　ｱｰﾑﾁｪｱｰ FS-944D	1	応接セット
ソファー（小椅子）	セイコー　FS-944D	2	応接セット
金庫	ライオン　耐火金庫 MF-10F	1	
金庫（据置き）	セイコー　SS-N	1	
金庫（大）	ﾗｲｵﾝ EX－90ST	1	
食器戸棚	ﾗｲｵﾝ　ｷｯﾁﾝｹｰｽ OK-6MN	1	
収納棚	ﾎｰﾑｴﾚｸﾀ　ﾜｲﾔｰｼｪﾘﾌ	1	
データファイル保管庫	ライオン　DF-63SN	1	
デリカウォール	ライオン　VGB-311Ｄ	1	
デリカウォール	ライオン　VGB-11S	5	
デリカウォール	ライオン　VGR-10H	4	
デリカウォール	ライオン　VGB-11H	1	
ロッカー（１人用）	ライオン　71-N	1	
ロッカー（３人用）	ライオン　73-N	1	
ロッカー（３人用）	ライオン　580-94	3	
ﾋﾞｼﾞﾈｽｶｳﾝﾀｰ外ｺｰﾅｰ	ライオン　LXC-B590R	1	
ビジネスカウンター	ライオン　LXC-B990N	2	
ビジネスカウンター	ライオン　LXC-B1890N	1	
空気清浄機	National　MS-R950	1	
電気掃除機	ＲＹＯＢＩ　ＶＣ－1250	1	
電気冷蔵庫	シャープ　SJ-E30B	1	
湯沸しポット	象印　CJ-DH30	1	
裁断機	ライオン　ﾛｰﾀﾘｰｶｯﾀｰ RC-B4	1	
車椅子	カワムラ	1	
簡易水洗式洋式仮設便所		１０	

イ　備品（陸上競技場関係）

備品名	規格・品質	数量
鋼鉄製巻尺（１）	30m　国家検定合格品　JIS　１級	2
鋼鉄製巻尺（２）	50m　国家検定合格品　JIS　１級	1
鋼鉄製巻尺（３）	100m　国家検定合格品　JIS　１級	1
リボンロッド（１）	30m　巻取ケース付　幅 60m/m	1
リボンロッド（２）	50m　巻取ケース付　幅 60m/m	1
リボンロッド止め金具（１）	全天候用　10 枚 1 組	5
リボンロッド止め金具（２）	芝・土用　10 枚 1 組	3
走高跳用高度計	公式用　1.4～2.5m 計測	2
棒高跳用高度計	公式用　2.1～6.0m 計測	1
ストップウォッチ	SVAS005	１８
手旗（１）	赤・白　ナイロン製　40×35cm	１５
手旗（２）	黄　ナイロン製　40×35cm	２９
監察マーカー	黄色　ゴム製　径 7cm　10 枚 1 組	2
バトン	8 色　アルミ合金製	2
ピストル	単発 E　２丁 1 組	1
抽せん器	1～18 数字彫刻入	1
スタート合図用黒板	径 65cm　柄付	2
地（砂）均器（１）	アルミ製　幅 81.5cm	1
地（砂）均器（２）	木製　幅 75cm	１０
ほうき		4
スコップ		2
レーキ（１）	アルミ合金製　幅 59.5cm	3
レーキ（２）	鉄製　幅 60cm	１０
ライン引器	SP 付フタ付（石灰容量 4.4） ライン幅 5cm	4
ハンドマイク	出力　15W	6
砲丸（１）	鉄製　7.26 ㎏　一般男子φ125.5	3
砲丸（２）	鉄製　7.26kg　一般男子φ120.0	2
砲丸（３）	鉄製　6.351kg　φ120	4
砲丸（４）	6.000 ㎏	2
砲丸（５）	鉄製　5.443kg　高校男子φ114.0	3
砲丸（６）	砲金製 5.443kg 高校男子φ102.5	1

砲丸（７）	鉄製　4.0kg　女子φ103.0	4
砲丸（８）	鉄製　2.721kg　中学女子φ90.5	4
円盤（１）	スーパー 2.0kg 一般男子ケース付	2
円盤（２）	ミッド　2.0kg　一般男子ケース付	2
円盤（３）	1.75 ㎏	2
円盤（４）	スーパー 1.5kg 高校男子ケース付	2
円盤（５）	ミッド　1.5kg　高校男子ケース付	2
円盤（６）	スーパー　1.0kg　女子ケース付	2
円盤（７）	ミッド　1.0kg　女子ケース付	2
やり（１）	スーパーDR　800g 男子用 80～90m	1
やり（２）	ロング DR　800g 男子用 60～70m	2
やり（３）	ﾐﾃﾞｨｱﾑ DR　800g 男子用 50～60m	1
やり（４）	スーパーDR　600g 女子用 55～65m	1
やり（５）	ロング DR　600g 女子用 45～55m	2
やり（６）	ﾐﾃﾞｨｱﾑ DR　600g 女子用 30～45m	1
警告カード	赤・黄　２枚１組　ビニルケース付	1
決勝戦審判台	16 人乗　下地メッキタイプ	1
審判台		2
スターター台	アルミ合金製　大小２台１組	2
スターティングブロック	スタンダード兼用型	１６
周回表示器	特製数字板使用　鏡付	1
ハードル	スーパーライト	８２
風向風速計	中浅式	3
温度計	デジタル	1
温度計	オーガスト	1
オープン･ラップ･ｺｰﾅｰ用旗	アルミ四角板　２本１組	4
吹流し		8
ハードル運搬車	ワンタッチ式スーパーライト用 9 台搭載型	１０
レーンナンバー標識	FRP 製　1～8 レーン　１組	1
走幅跳･三段跳用距離標識	距離及び記録表示	1
踏切板標識	FRP 製　２枚１組	1
踏切板取替･機器取替用工具	工具箱付	1
フィールド競技者用距離表示マーカー（１）	A 型一般用	５０

フィールド競技者用距離表示マーカー（２）	ゴム製コイン型 走高跳用　10 色	５０
走高跳用支柱及びバー止め	スライド式　1.0～2.5m 使用範囲	1
棒高跳用支柱及びバー止め	スライド式　1.5～6.25m 使用範囲	1
バー上げ器	アルミ製　3 段伸縮　2 本 1 組	1
走高跳用マット	6.0×3.0×0.7m　雨天カバー付	1
棒高跳用マット	6.0×7.3×0.8m　雨天カバー付	1
走高跳用バー	グラスファイバー　4.0m	3
棒高跳用バー	グラスファイバー　4.5m	3
ペグ（１）	小　やり、円盤、ハンマー用	１５
ペグ（２）	小　砲丸用	１５
マット運搬車	走高跳用　2.0×3.0m	1
小型ローラー	径 61cm、幅 109cm	1
小蛸	鉄製	1
グラウンドマーカー	無害ラインパウダー　10 袋	適量
役員席用机	1800×600×700m/m　折畳式	8
役員席用椅子	パイプ折畳式（メッキ）	１１９
フィールド競技記録員小机	600×450×750m/m	5
競技者用長椅子	1800×300×350m/m	３０
踏切板	木製	２２
粘土受板	シンダー用(ファール判定ゴム板 27m/m 用)	２２
走高跳用計測基準台	御影石	1
棒高跳用ボックス	二重底全天候用 縁枠:アルミ製　本体:ステンレス製	1
やり投用円弧	鉄製	1
円盤サークル	ステンレス製アングル式	1
砲丸サークル足留材固定金具	ステンレス製	1
多目的スタンド	Yoshida	4
標示タイル	ステンレス製	1
グランドほうき	エバニュー	8
ビーチパラソルセット		2
黒板	1800×900m/m　脚付	1
ライン引用ロープ	φ3m/3 ロープ　巻取器付	1
ドーナツ板	ＦＲＰ製　３ケ１組	1

ウ　備品一覧（運動器具）

備品名	規格・品質	数量
ライン引器	エバニュー　KA-014　4WS	3
ラグビーポール		1
サッカーゴール		1
サッカーゴール	子供用	2
サッカーゴール	フットサル用	4
テント	GK 天幕 T-2　２間×３間	4
グランドゴルフクラブ		３５
ｸﾞﾗﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ旗ﾏｯﾄｾｯﾄ	アシックス　ＧＧＧ300	1
ｸﾞﾗﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌｸﾗﾌﾞﾎﾞｰﾙｾｯﾄ	アシックス　ＧＧＧ111	1
メディシンボール	ST　１kg	3
メディシンボール	ST　３kg	3
ソフトミニハードル	小	２０
リヤカー	折りたたみ式	1

エ　備品一覧（公園管理用）

備品名	規格・品質	数量
樹木破砕機	小型　カイル KDC－1300C	1
芝刈り機（乗用）	シバウラ　AM301-7K	1
ラッピングマシン	土屋緑化 TRK-01	1

(7)　図面（末尾に添付）

番号	名称	備考
1	芦屋市総合公園管理区域平面図	
2	利用拠点施設等平面図	
3	陸上競技場器具庫等平面図・立面図・断面図	
4	便所　平面図・立面図・断面図・屋根伏図	
5	維持管理平面図－１	
6	維持管理平面図－２	
7	維持管理平面図－３	
8	維持管理平面図－４	
9	維持管理平面図－５	
１０	維持管理平面図－６	
１１	維持管理平面図－７	

１２	植栽平面図－１（中高木－１）	
１３	植栽平面図－２（中高木－２）	
１４	植栽平面図－３（中高木－３）	
１５	植栽平面図－４（中高木－４）	
１６	植栽平面図－５（中高木－５）	
１７	植栽平面図－６（中高木－６）	
１８	植栽平面図－７（中低木・地被類－１）	
１９	植栽平面図－８（中低木・地被類－２）	
２０	植栽平面図－９（中低木・地被類－３）	
２１	植栽平面図－10（中低木・地被類－４）	
２２	植栽平面図－11（中低木・地被類－５）	
２３	植栽平面図－12（中低木・地被類－６）	
２４	施設平面図－１	
２５	施設平面図－２	
２６	施設平面図－３	
２７	施設平面図－４	
２８	施設平面図－５	
２９	施設平面図－６	
３０	施設平面図－７	
３１	施設平面図－第２スポーツコート図面	
３２	施設平面図－第２スポーツコート図面	
３３	施設平面図－第２スポーツコート図面	
３４	施設平面図－第２スポーツコート図面	

３　休館日及び開館時間

園路及び広場、遊戯施設等は常時開園しており、その他の施設は芦屋市都市公園条例第９条の３別表第３による。

<table>
<tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">供用日</th><th colspan="2">供用時間</th></tr>
<tr><th>1～3月、10～12月</th><th>4～9月</th></tr>
<tr><td>陸上競技場</td><td>1月5日～12月27日</td><td>9：00～17：00</td><td>9：00～19：00</td></tr>
<tr><td>第１スポーツコート</td><td rowspan="2">1月5日～12月27日
駐車場として使用するときを除く。</td><td colspan="2">9：00～21：00</td></tr>
<tr><td>第２スポーツコート</td><td colspan="2">9：00～22：00</td></tr>
<tr><td>会議室</td><td>1月5日～12月27日</td><td colspan="2">9：00～17：00</td></tr>
<tr><td>駐車場</td><td>1月1日～12月31日</td><td colspan="2">0：00～24：00</td></tr>
</table>

（条例第９条の３別表第３より一部抜粋）

４　法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、誠実に業務の履行にあたるものとする。

・芦屋市都市公園条例（昭和 40 年芦屋市条例第 13 号。以下「都市公園条例」という。）

・芦屋市都市公園条例施行規則（昭和 40 年規則第 16 号。以下「都市公園条例施行規則」という。）

・芦屋市総合公園管理運営等の管理運営に関する要綱

・その他関係法令等

地方自治法、地方自治法施行令、消防法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等労働関係諸法令、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、個人情報の保護に関する法律、芦屋市情報公開条例、芦屋市行政手続条例、芦屋市暴力団排除条例、芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、芦屋市財務会計規則、芦屋市公益通報の処理に関する規則、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱、芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱、芦屋市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、芦屋市職員ソーシャルメディア利用ガイドライン等

５　指定期間

令和６年４月１日～令和１１年３月３１日（５年間）

(1)　指定期間は議会の議決により決定する。

(2)　管理を継続することが適当でないと認められたときは、指定を解除することがある。

６　指定管理者が行う業務

(1)　公園内全般について

管理運営業務の基本方針に従い、指定管理者の独自のノウハウとスキルで、誰もが何度も訪れたくなるような公園を目指した管理とすること。その際に、留意すべき事項を以下に列挙する。

ア　園内全体において、除草や剪定など、事前に作成する年間計画に基づいて実施することを前提とするが、計画だけにとらわれることなく、**現地に常駐している強みを活かし、常に利用者の目線に立って**、きめ細やかに園内を美しく保つこと。

イ　来園者からのニーズがあった内容は、市との協議をふまえた上で、積極的に業務に取り入れ、可能な限り現地へ反映させること。

ウ　広大な敷地を活かし、ここでしかできない樹木の魅せ方を考え、季節ごとの移り

変わりを感じられる公園の魅力を発信していくこと。

エ　最低限の管理水準に満足することなく、点検等により必要を感じた内容については迅速に対応することにより、現地に常駐している強みを活かすこと。

(2) 組織体制及び人員配置等

ア　本業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ　専任の管理責任者を１名配置すること。

ウ　管理責任者以外の職員の配置は、事務職員、施設窓口職員、巡視点検職員等から構成し、陸上競技場芝生専門職、植栽管理スタッフなどを明記すること。また、業務の一部を第三者に委託することもできるが、その場合は市内企業育成等のため、市内の企業を最優先として活用すること。なお、現在総合公園で雇用している臨時職員の雇用及び新規採用時における市内在住者の雇用についても可能な限り協力すること。また公園内で市が事業を実施する場合には、協力する体制を整えること

エ　公園の管理運営を実施するにあたり、指定管理者は以下のとおり資格者を配置すること。但し、下記資格保持者は管理事務所に常駐する必要はない。

- 公園管理運営士
- 一級造園施工管理技士
- 体育施設運営士

※遊具点検、設備に係る保守点検業務等を実施する際、法令等の定める配置すべき有資格者については、指定管理者もしくは再委託先事業者が保持することとする。

オ　職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望にこたえられるものにすること。

カ　職員の資質向上を図るため、研修を実施するとともに、必要な知識と技能の習得に努めること。

(3)　その他施設の管理に関すること

ア　市の承認なしに、施設の設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

イ　消耗機材等の購入、各種契約、光熱水費・通信運搬費・テレビ受信料等の支払いなどすべての事務を行うこと。管理運営上必要となる光熱水費等は原則指定管理者の負担となる。

ウ　「Ashiya Free Wi-Fi」の管理運営は、原則市が行う。

エ　施設の管理に当たっては、省エネルギー、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境に配

慮した効率的・効果的な運営を行うこと。また、芦屋市環境計画等に基づき、市が施設のエネルギー使用量等の情報を求めるときは協力すること。

オ　施設の敷地内に、指定管理者が通勤用の自動車駐車場を設ける場合には、目的外使用許可を得て行うものとし、使用料を市へ納付すること。

カ　指定管理者としての業務に関する経理は、団体等の通常の経理に使用する口座とは別に専用口座を設け、管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分すること。

キ　契約事務や費用負担、維持管理も含め、指定管理者の責任で、窓口でのキャッシュレス決済環境を整備すること。

ク　防火管理者の選任が必要な場合は、指定管理者の従事者の中から防火管理者を選任し、消防計画を所管消防署に提出すること

(4)　付随する契約について（潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託）

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸は、兵庫県所有、尼崎港管理事務所所管の港湾施設で、芦屋市が管理業務を受託しており、当該施設は北に隣接する芦屋市総合公園と境界を設けておらず、一体管理が望ましいことから、総合公園の指定管理者に管理業務を別途委託するものとする。

7　維持管理

利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく利用できるように常にこれらを適正な状態を維持すること。

(1)　巡視・点検

巡視・点検については、原則として毎日随時行うものとする。常駐者を配置し、目視及び点検により安全を確認すること。破損箇所や危険箇所を発見した際は、直ちに施設利用禁止等の安全措置を行い、修繕すること。

(2)　設備の保守点検

施設の安全管理を行うにあたり、指定管理者は、適切な方法で施設の点検を実施し、「芦屋市公共施設維持管理マニュアル」を基に、点検の記録及び対応チェックリストを作成し、法定点検等施設運営に必要な保守点検を行い、市に報告すること。また、問題があれば迅速かつ的確に処理し、市に報告すること。

ア　消防用設備

イ　高圧受変電気設備

ウ　中央監視制御盤設備

エ　ガスヒーポン設備

オ　セコム保安設備

カ　簡易専用水道設備（受水槽）

水道法に基づく法定検査を毎年１回、定期的に受けるとともに、水道法

施行規則（管理基準）に基づき、１年以内ごとに１回、定期的に貯水槽の清掃を行うなど、適正な管理を行うこと。

また、水道法の規制対象外である小規模貯水槽に該当する場合も、芦屋市水道事業給水条例に基づき、簡易専用水道に準じた適切な管理を行うこと。

キ　自動体外式除細動器（AED）

ク　遊戯施設の点検（年１回）

指定管理者自らによる日常点検（目視、触手、聴音診断など）に併せて、専門技術者による定期点検（年に１回）を実施し、市に報告すること。

(3)　施設小規模修繕等

公園内のすべての施設において、簡易な修繕を行うこと。また、消耗品の補充、交換等についても適宜行うこと。なお、修繕費が１件あたり５０万円（消費税等を含む。）を超える修繕は市と協議を行うものとする。５０万円（消費税等を含む。）以下の修繕は指定管理者が負担する。

(4)　その他維持管理業務

ア　除草・芝刈り

(ｱ)　除草：植込み地・園路広場等の除草を年２回以上行うこと。

(ｲ)　芝刈り：芝生広場において、芝刈りを年１回以上行うこと。

（参考）除草・芝刈り面積（陸上競技場含む。）　（単位：㎡）

芝刈り（肩掛け）	芝刈り（機械）	人力除草	合計
４３，４５４	１６，９９６	５，４５３	６５，９０３

イ　樹木の剪定

常駐している強みを活かし、低高木を以下のように管理すること。

(ｱ)　低木：刈込みを適時行うこと。（年１回以上）

(ｲ)　高木：四季の変化を感じられ、潤いのある美しい景観を形成し、緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保するよう、適宜剪定を行うこと。

園路沿い等来園者が通行する箇所については、「芦屋市街路樹等維持管理基本書」に記載されている剪定方法を参考にし、適宜剪定を行うこと。

ウ　植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除

事業計画書に散布時期、使用薬品、散布方法を記載し、市の承諾を得ること。薬品の選定、散布方法等は関係法令を遵守し適切な計画を立てること。また、散布の際は付近に利用者がいないか等の安全確認に留意すること。

なお散布の際には雨天を避けるなど、効果的な噴霧方法をとること。（サクラ：２回／年、その他：病害虫発生時）

エ　枯損植物・枯れ枝

歩行の妨げや危険な状態にある支障枝は適宜除去すること。

なお、市民記念植樹により植栽された樹木については、枯損を確認した段階で市に報告すること。

オ　照明灯・電気機械設備保守

照明灯の消灯、電気機械施設の故障は速やかに修繕すること。

カ　清掃

(ｱ)　園内全体

園路・駐車場内の落ち葉、ゴミ等の清掃は月１回とするが、日常の公園内巡回の際にも、ゴミを認めた場合はその都度回収すること。

(ｲ)　トイレ

トイレは常に清潔に保つよう努めること。

清掃回数は原則として、月曜日・水曜日・金曜日の週３回とする。なお利用に支障をきたすような汚れがある場合は、その都度清掃を行うものとする。

建物内部は水洗いし、水滴はふき取るなどして残さないこと。トイレットペーパーは常時使用できるようにし、無くなれば補充すること。

(ｳ)　各種サイン、案内板、ベンチ、テーブル、手すり等

表面の汚れをふき取るなどの清掃を月１回行うこととし、利用に支障をきたすような汚れがある場合は、その都度清掃を行うものとする。

(ｴ)　管理事務所等（室内トイレ、更衣室、シャワールーム含む。）

施設ごとの状況に応じて、清掃（原則週３回）を実施すること。ごみやほこり、汚れ等が無く、消耗品も欠落しないように常に施設を清潔かつ正常に維持すること。

キ　光熱水費等

運営管理上必要となる光熱費、電話料金は原則指定管理者が負担すること。

ク　事故等発生時の対応

公園内で事故が発生した場合に備えて、あらかじめ事故対応マニュアルを定め、事故発生時には直ちにその旨を市に報告すること。

また指定管理者の責に帰するべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

ケ　迷惑行為

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために使用状況を適宜把握し、必要に応じて啓発を行うこと。

なお次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとするものを入場させず、また入場者を退場させることができる。

(ｱ)　泥酔者

(ｲ)　伝染病の疾患であると認められるもの

(ｳ)　他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品もしくは動物を携帯する者

(ｴ)　他人に不快感を与える恐れのある者

(ｵ)　この施設を使用することがその者にとって危険であると認められる場合

コ　路上生活者に対する措置

路上生活者が起居の場所として使用し、一般の総合公園利用者の適正な利用が妨げられている場合は市生活援護課と協力して必要な措置をとること。

サ　サービスに関すること

(ｱ)　施設利用の案内業務（電話対応含む。）

(ｲ)　負傷者、急病人の対応

(ｳ)　台風や大雨、大雪、震災等の自然災害時における避難誘導等の対応

(ｴ)　年少者、高齢者、障がいのある人等への配慮

(ｵ)　その他敷地内施設における対応

シ　指導等に関すること

(ｱ)　利用者への使用上の注意を説明すること。

(ｲ)　付属設備、備品等について、利用者が円滑に利用できるよう必要な指導、助言等を行うこと。

ス　トラブル対応に関すること

(ｱ)　重要事項や指定管理者への要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理し、速やかに市に報告すること。

(ｲ)　盗難事故及び事件の防止措置をとること。

セ　拾得物・残置物の処理に関すること

(ｱ)　拾得物は拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けること。

(ｲ)　施設内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判

断されるものについては処分すること。

(ｳ)　廃棄したものかどうか疑わしい場合は１４日間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後所有者が不明の場合に処分すること。

ソ　防犯・防火対策

(ｱ)　管理棟・緑の相談所棟・クラブハウス棟等の施錠・開錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。また、退場時には特に火気の始末に留意すること。

(ｲ)　消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立会いの上、必要な是正措置を講じること。

タ　注意報・警報等が発令された場合の対応

(ｱ)　荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行うこと。

(ｲ)　荒天後は園内を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は速やかに市に報告を行うとともに２次被害を引き起こさないよう処置を行うこと。

(ｳ)　光化学スモッグ注意報が発令された場合は、園内アナウンス放送により公園利用者に警告するとともにその旨を掲示し、遊戯・運動等施設を臨時閉場すること。

チ　ごみの処理

園内で発生したごみは分別収集し、一般ごみ（可燃ごみ）は市環境施設課に搬出処分し、資源ごみ（ビン缶、ペットボトル等）はそれぞれの回収と再利用を行っている処理業者に処分させること。

ツ　周辺地域への配慮

繁忙期等を中心に、公園利用者による迷惑駐車、ゴミの放置、騒音などにより周辺地域とのトラブルが発生する恐れがあるため、利用指導の徹底、要員配置、サイン、チラシ等での呼びかけなど適正な巡視、啓発に努めること。

(5)　広報

情報を求めている市民に必要な情報が伝わり、多くの方々に足を運んでいただけるよう、施設のホームページやＳＮＳ等各種広報媒体を積極的かつ複合的に活用した情報発信に努めること。

(6)　備品

ア　備品の点検を定期的（２回／年）に行い、良好な状態を保つこと。また、不具合が生じた場合は、随時補修すること。什器・備品等の修繕費については指定管理者の負担とする。

イ　貸与備品が経年劣化や破損等に伴い買い換え等の措置が必要となったときは、市に備品の状態等について報告し、３０万円（消費税等を含む。）未満の備品については、指定管理者が購入・負担することとする。３０万円（消費税等を含む。）以上の備品が必要となった場合は、あらかじめ市と協議を行うものとする。

ウ　備品の廃棄等の移動が生じた場合は、市に報告すること。

エ　指定管理料及び利用料金等の範囲内で購入した備品は、原則市に帰属すべきものとし、市に報告すること。

オ　自己の所有する備品を持ち込み、又は購入した場合は、持込備品管理簿に記載すること。

カ　指定期間の満了又は指定の取消しにより管理を終了したときは、持ち込んだ備品を直ちに自己の負担において撤去すること。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

キ　備品台帳及び持込備品管理簿と備品を整理照合し、年１回市に報告すること。

(7)　指定管理者の標記

維持管理業務の遂行に関して団体名を表示する場合は、「芦屋市総合公園（指定管理者：○○○○）」と標記すること。施設等が指定管理者により管理・運営されていることを利用者に周知するため、施設内や案内やパンフレット等に指定管理者名等を次のように表示すること。

	市指定の事業	自主事業
事業に係る 広報等の標記 【＊主催等の標記が必要な場合】	芦屋市総合公園 （指定管理者：○○○○） 【＊主催：芦屋市又は芦屋市総合公園】	芦屋市総合公園 （指定管理者：○○○○） 【＊主催：芦屋市総合公園、○○○○】 【芦屋市名は不可】

＊標記例

芦屋市が設置した芦屋市総合公園は、指定管理者である○○○○が管理運営を行っています。

連絡先 芦屋市総合公園（指定管理者：○○○○）　電話番号 ○○-○○○○

８　緑化推進

市が進める緑化推進及び庭園都市の実現に向け、以下の業務を実施すること。

ア　緑化相談業務

(ｱ)　定例相談業務（事務所緑化相談）

土曜日・日曜日及び祝日の午後１時３０分～午後４時３０分

来所、電話、ＦＡＸ、メールでの相談受付

(ｲ)　緑化相談員の資格

緑化相談員は、男女を問わず、次に定めるいずれかに該当する者とする。

a　農学、園芸等の専門学校等を卒業した者

b　造園管理士・庭園管理士・樹木医等の免許証又は許可証を所持する者

c　グリーンアドバイザー・華道教師等緑化に関する資格を所持する者

d　造園店・園芸店・生花店等の経営者で、経営に関する資格を所持する者

e　緑化関係事業に長年携わり、一定の知識経験を有する者

(ｳ)　その他

さくらまつり・秋まつり等のイベント時において市から要請があった場合は、会場で相談業務を行うこと。

イ　花壇植栽管理業務

以下に示す花壇・プランター（園内）の管理業務を行うこと。その際、地植え球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病害虫防除と予防及び除草等を適宜行うこと。また、園芸療法のできる花壇を整備しているので講習会を含めて実施できるよう検討すること。

【花壇・プランター等概要】

花壇（レイズドベット）	５７㎡
ガーデン部	７００㎡
プランター	長方形（大）８、長方形（小）１８ 正方形（大）６、正方形（小）３ 円型　２２、円筒形　６

ウ　緑化啓発業務

(ｱ)　園芸講習会を原則月４回開催するものとする。なお、講習会等への参加者の募集や案内を行うこととし、市広報紙にも掲載すること。

(ｲ)　緑化に関するビデオテープなどは、DVD 化し利用促進につとめること。

エ　樹木のリサイクルについて

園内で樹木を剪定した際には、リサイクル施設を用いて剪定枝を破砕させチップ化すること。また製造されたチップは、総合公園をはじめ市内の公園等で使用するか、イベント時に市民に提供すること。

９　有料公園施設の管理運営

(1)　有料公園施設の利用の許可等

上記３に示す有料公園施設の受付、料金徴収等業務は、条例及び条例施行規則、並びに芦屋市総合公園陸上競技場等の管理運営に関する要綱（以下「要綱」という）に沿って実施すること。また有料公園施設及び附帯設備の利用料金は、条例第９条の３別表第３及び条例第10条別表第４によるものとする。なお利用料金は指定管理者の収入とし、市長の承認の上、現行の料金を上限として変更することができる。

またインターネット予約システム（芦屋市の文化・スポーツ施設の予約情報ページ）で、総合公園の施設の予約状況を確認できる。施設の利用申込を受付けた際は、予約情報ページに反映するよう、総合公園の端末から入力処理を行うこと。

ア　施設の入館許可等

指定管理者は、施設の利用の許可権を有し、施設の目的に沿った利用を利用者に確認するとともに、利用基準に基づいて利用の公平と平等を確保するものとする。

イ　利用申請の受付及び利用許可等

陸上競技場、スポーツコート、会議室等の利用許可については、条例、同施行規則及び利用基準のとおり取り扱うものとする。

(ｱ)　予約・受付業務

ａ　芦屋市総合公園陸上競技場等の管理運営に関する要綱第３条に基づき予約・受付業務を行うこと。

ｂ　予約に関して問い合わせを受けた場合は、利用料金・利用時間・利用に関する注意事項等を併せて説明すること。

ｃ　都市公園条例第９条の４（有料公園施設の使用許可の制限）、また、その旨を説明すること。

ｄ　芦屋市総合公園の運用状況に変更がある場合は、別途指示する。

(ｲ)　使用の変更受付

使用日の７日前までに限り、使用日等の変更を受け付けること。

(ｳ)　雨天等、天候が不良な場合は、指定管理者が施設利用の可否を判断すること。

ウ　利用料金徴収業務

(ｱ)　徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。

(ｲ)　利用料金徴収時に使用者に領収書を交付すること。

(ｳ)　帳簿を用いて利用料金収入を整理すること。

(2)　有料公園施設等の利用料金

ア　利用料金の減免

芦屋市都市公園条例施行規則第１３条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することがある。詳しくは芦屋市都市公園条例及び芦屋市都市公園施行規則を参照のこと。

イ　利用料金の還付

芦屋市都市公園条例施行規則第１１条の規定に基づき、利用料金を還付することがある。詳しくは公園使用料に関する取扱い要領について市に確認すること。

(3)　有料公園施設の維持管理

有料公園施設の維持管理における留意事項を以下に示す。

ア　陸上競技場

天然芝の質を維持するため、高度な専門知識をもって年間管理計画を立案の上、管理すること。なお、主な管理業務を以下に示す。

(ｱ)　日常的に行う業務（開場前）：本体及び附帯施設の点検及び清掃、塩化カルシウム及び化粧砂散布、不陸整正、整地、散水（夏季芝生生育期)、オーバーシードなど

(ｲ)　日常的に行う業務：芝切り、芝刈り、排水施設の泥上げ、整地及び転圧等

(ｳ)　随時行う業務：除草、芝生殺菌消毒、散水、道具の手入れ等。また、陸上競技場コースのコーステープ等の補修。

(ｴ)　競技用備品：点検を定期的（２回以上／年）に行い、良好な状態を保つこと。また不具合が生じた場合は、随時補修すること。

(ｵ)　その他

a　器具庫にある競技用備品は、利用者から申請があった場合は、数量を確認した後に貸し出すこと。

b　サッカーゴール等の競技用備品は、強風時に転倒することのないように管理すること。

イ　スポーツコート（第１・第２）

人工芝の質を維持するため、年間管理計画を立案の上、管理すること。その他各種施設・備品の保守点検についても、年間管理計画を立案の上、管理すること。

ウ　駐車場

日常的に行う業務として、車止め等施設の点検を行い、良好な状態を保つこと。また、利用者が多数訪れる時期は、周辺道路に違法駐車が発生し易く、近隣住

民だけでなく他の利用者への迷惑となるので、当駐車場への利用を促すような対策を講じること。

(ｱ) 駐車場発券・清算機の故障等のトラブル及びつり銭の補充等は２４時間対応とし、できる限り早急に処理すること。

(ｲ) 駐車場利用者が既存の駐車台数を大きく超えることが予測される場合、第１スポーツコートを駐車スペースとして利用することができる。そのため、第１スポーツコートの予約を受付ける場合は十分に留意し、駐車場として利用する場合はゲートの駐車設定台数を変更し、スポーツコートとして利用が出来ないことを適切な方法で周知すること。

(ｳ) 大型バス及び身体障がい者用スペースへの駐車車両については、ゲートのインターホンを通じて管理事務所へ連絡してもらい、可能な限り駐車場現地で誘導、減免等の手続きを行うこと。

(ｴ) 駐車場利用者が気持ちよく利用できるよう施設や樹木の維持管理を状況に応じて行うこと。

１０　市民参加及び市民協働

(1) 市民団体

ア　総合公園で緑化等の市民活動を促進するため、開園当初から花壇の運営に協力する市民団体（ＰＭＯ）に加えて、親子の居場所づくり等市民の活動を充実させること。

イ　地域を巻きこんだ形態とし、消耗品の支給や会議室の無償使用等の支援を行い、市民協働による緑化や公園管理の推進に努めること。

(2) 管理運営協議会の設置

市民協働型の公園として、緑化、公園利用促進を契機とした地域活性化へ寄与することを目的とした管理運営協議会を立ち上げ運営すること。構成メンバーは市民、学識者で構成することとし、内容については事前に市と協議を行うこと。（基準：年２回以上開催）

(3) 地域住民団体との協働関係の充実（自治会、子ども会等の活動の場を提供）

まちなかの公園として、周辺自治会への公園情報提供、地域と連携したイベント等の開催など協働の取り組みを行うこと。

１１　自主事業等

指定管理者は、施設の魅力向上を図る事業や利用促進に資することを目的としたイベント等のほか、売店やキッチンカー、自動販売機の設置など公園利用者へのサービス向上を図る事業や施設の機能増進や活性化につながる事業を、都市公園法及び条例で認められた範囲で公園内において自らの責任及び費用負担において実施できるも

のとする。

当公園には、遊具広場や有料施設等に加え、カフェ、バーベキュー施設、別途委託契約を予定している潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸等に加えて、ドッグランを新たに市が整備する方向で現在関係機関と調整中である。指定管理者はそれら公園内の施設を活用することにより、公園のポテンシャルを最大限発揮し、公園の活性化や利用者サービスの向上を図ること。

なお、参考例及び過去の実施例としては、過去の実施例については、芦屋市公式ホームページに記載の過年度の年度評価を参照のこと。
(http://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/siteikanri/siteikannrihyouka/ashiyasisougoukouen.html)

また、事業の実施にあたっては、以下の留意事項に基づき実施すること。

(1) 事業の計画・運営に当たっては、地域住民や市民との協働事業を積極的に実施すること。ただし、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動は禁止とする。

(2) 事業実施に当たっては、事業実施の 1 月前までに事業計画書を市に提出し、承認を得てから実施すること。

(3) 自主事業に係る参加費を参加者より徴収する場合は、指定管理者の収入とする。
なお、自主事業により収益を上げた場合には、その一部を公園に還元する方法を検討し市に提案すること。

(4) カフェについて、現在カフェ事業者が市道路・公園課より占用許可を受け、現指定管理者に対して光熱水費等の実費費用を納付する形で運営しているが、自主事業の提案に際しては、可能な限り現在のカフェ事業者と協力して事業を行うこと。

(5) バーベキュー施設の利用計画については、利用者間及び利用者とそれ以外の者とのトラブルを防ぐための仕組みを考案し、指定管理者の責において実施できる計画を立てること。

(6) ドッグラン施設の利用計画については、関係団体やボランティア団体などの協力を得ながら、利用者間及び利用者とそれ以外の者とのトラブルを防ぐための仕組みを考案し、指定管理者の責において実施できる計画を立てること。事業実施開始時期としては、市がドッグランの整備が完了した時点とする。ドッグラン施設の計画概要については以下のとおりである。ただし、計画概要については令和 5 年 7 月末時点のものであり、今後関係機関等との協議により変更となる可能性がある。

ア　場所　総合公園北西部、第１スポーツコート北側付近
イ　面積　約６００㎡（およそ約１５ｍ×横４０ｍ）
ウ　設備　外周フェンス、犬用の水飲み場兼足洗い場　など

１２　業務実施に係る確認事項

(1)　事業計画書

指定管理者は、市と調整を行ったうえ、毎会計年度、次年度の開始１か月前までに次年度の「年次事業計画書」を作成し、市に提出して承認を得ること。

ア　業務の収支見込に関する事項

イ　業務の実施計画に関する事項

ウ　施設の利用見込に関する事項

エ　サービス向上のための取組に関する事項

オ　その他市が指示する事項

また、指定管理者は、「年次事業計画書」に記載された講習会、イベントなどの実施日（募集開始日を含む。）の１か月前までに「個別事業計画書」を作成し、市に提出して承認を得ること。

(2)　月次報告書

以下のア～オに示す報告書を作成し、月報として原則翌月１５日までに市へ提出すること。

ア　１日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した業務日誌

イ　有料公園施設の利用実績を、１日毎に詳細にまとめた報告書

ウ　緑化相談の内容をまとめた報告書

エ　自主事業の実施状況

オ　その他、市へ報告する必要があると思われる事項

(3)　利用者アンケート

指定管理者は、利用者の意見や要望を把握するため、当該施設において提供されるサービスに関する利用者アンケートを継続的に実施すること。実施の際は、市の指定するアンケート用紙を基本とし、施設内に回収箱を設置するなどして回収する。また、より有効な手法としてＷｅｂアンケート等も併せて実施することができる。

なお施設の性格や設置目的等により、特別な事情がある施設の場合は、市と協議の上、省略又は変更できることとする。ただし、その場合でも、可能な方法（苦情・意見の集計、聞き取り調査やインターネット等）を用いて利用者の意見を汲み取ること。

また、調査結果について分析及び評価を行い、その後の管理業務への反映に努めるものとする。また、その内容を施設内に掲示するとともに、市にその結果を報告するものとする。

(4)　事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、３０日以内に以下のア～エに示す事業報告書を作成

し、市長宛に提出すること。市は、事業報告書を受理した後、評価を行い、事業報告書及び評価結果を公表する。

ア　施設の利用状況

イ　利用料金等の収入状況

ウ　自主事業の実施状況（下記エの収支と明確に分けること。）

エ　管理業務に要した経費等の収支状況

(5)　実地調査等の実施

市は、随時又は定期的に施設管理状況を実地にて確認するものとする。その際は市に協力すること。

なお、調査においては、人事・経理に係る帳簿、契約書類等も対象とする。

(6)　モニタリング評価

実地調査や事業報告書等に基づき、指定管理者が事業計画書に基づき提供した業務の適正な実施及びその水準を確認するため、施設状況の評価を実施し、施設運営の適正化を図るものとする。また、指定期間中に市が第三者による評価を実施する。事業計画書、事業報告書、評価結果等については市のホームページ等で公表する。

(7)　引継ぎに関すること。

指定期間終了等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎを行うとともに、業務引継書等を作成し、指定管理業務の実施に必要な文書及びデータ等を無償で提供すること。また、ホームページやパンフレット等の広報媒体について、利用者の利便性も考慮の上、適切な引継ぎがなされるよう協力すること。

個人情報にかかる引継ぎを行う場合は、個人情報保護等の観点からその取り扱いに十分に注意し、引き継ぎに際しては、市が立ち会い、新旧指定管理者において引き継ぎの完了を確認する書面を取り交わすこと。

１３　指定管理者と芦屋市の責任分担

指定期間内における責任分担については下表を基本として対応するものとする。

項目	指定管理者	芦屋市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 市広報関係
公園の管理運営	◎	
管理棟、倉庫等（防災備蓄倉庫	◎	

を除く。）の物品管理		
公園施設の法的管理（占用・行為許可）	○ 書類受付・交付事務に限る。	◎
苦情対応	◎	○ 管理運営に係る事項以外 市政への意見等
事故対応	◎	
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
不可抗力に伴う減収及び経費	◎ 事業履行不能による収入減及び不可抗力事由に伴う右記以外の経費	○ 施設設備等の修復のための経費
１件５０万円未満（税込）の修繕	◎	
１件５０万円以上（税込）の修繕・改修等		◎
賠償責任(指定管理者に帰責事由があるもの)	◎	
賠償責任(市に帰責事由があるもの)		◎
金利変動に伴う経費の増	◎	
物価変動に伴う経費の増	◎	
施設の管理運営に影響を及ぼす税制・法令等の変更		◎

※　表中「◎」は主たる責任分担を示し、「○」は説明書き部分について責任を負うこととする。なお、本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、協議事項とする。

(1)　災害発生時

ア　災害時の対応等

芦屋市地域防災計画において、当該公園は「広域避難所」に指定されているため、地震、台風及び火災等による災害（以下、「災害」という。）が発生した際、避難されてきた住民等が一時的に滞在する施設となる。そのため、迅速な避難誘導などそれらに関する必要な役割を担うこと。また、災害発生の状況により、芦屋市災害対策本部の指示に基づき、施設を長期に使用する可能性があ

るため、適切に対応できるよう指定管理者は体制を整備すること。

また当該公園は、上記広域避難所の他、入浴施設、自衛隊の野営地、ヘリコプター臨時離着陸場、物資の集積拠点となっているため、指定管理者は適宜対応を行うこと。なお、営業時間内において災害等が発生した場合は、状況に応じて建物内に避難者を誘導するなどの対応を行うこと。

イ　協力要請

市は、災害時等に指定管理用地を利用することがあるときは、指定管理者に対し協力を要請するものとし、指定管理者はこれを承認するものとする。この要請は、事前に口頭等により行うものとする。指定管理用地の使用を終了するときは、市は指定管理者に対して、口頭等で行うこととする。

ウ　災害時における施設利用に関する費用負担

災害等の発生に伴い市民の避難誘導に伴う人件費は、災害救助法の適用範囲内において市の費用負担とする。ただし、災害救助法の適用範囲外の費用、又は広域避難所期間における総合公園の指定管理者による管理運営業務の費用等については、市と協議を行うこと。

エ　破損時等の費用負担

市が当該施設を広域避難所等として使用されたことによって生じた破損については、指定管理者及び市が確認の上、市が復旧に係る費用を負担するものとする。

オ　災害時の連絡体制

災害時の連絡体制を構築するため、指定管理者及び市は、互いに緊急時の連絡先を毎年４月及び変更があった場合に報告するものとする。

カ　対応マニュアル

上記の内容をふまえ、対応マニュアルを作成し、内容について市と共有すること。

キ　その他

上記以外の事項について、災害発生時の対応等に関して疑義が生じたときは、その都度、指定管理者及び市が協議して定めるものとする。

(2)　損害賠償・損害保険

指定管理者の責に帰するべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。施設において、事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に報告すること。

指定管理者は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入すること。

(3)　不可抗力による休業補償

市は、指定管理者に対して不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの）による休業補償は行わない。

(4)　運営リスク

市は、施設及び機器の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等事故による臨時休業等に伴う補償は行わない。

(5)　消費税及び地方消費税の税率変更に係る見直し

消費税及び地方税にかかる税率の変更に伴い、市が条例で定める使用料を変更した場合、指定管理者は変更後の額を基に利用料金等を定めるものとする。

１４　その他留意事項

(1)　記録等の作成及び保存

ア　管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、市からこれらに関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに市担当者の指示に従い、誠実に対応すること。

イ　アの帳簿類や維持管理業務（作業状況等）の記録類は指定期間中保存し、市から請求のあった際は、速やかに提示できるようにすること（指定期間終了時には市へ引き継ぐこと。）。

(2)　市からの要請への協力

ア　市から、施設の管理運営並び現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

調査については、人事・経理に係る帳簿、契約書類ほか、指定管理業務に係るものを対象とするものであるので誠実に対応すること。

イ　その他、市が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、オープンガーデン、行催事イベント、要人案内、当該施設の管理に関する会議、監査・検査等）への参加・支援・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

(3)　市と指定管理者で協議・調整を要する事項

これまでの規定のほか、次の事項に関する事柄は、市と指定管理者が調整又は協議を行うこと。

ア　施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合

イ　指定期間中に管理運営内容が変更される場合

ウ　その他、本仕様書等に記載のない事項

(4)　第三者への包括的委任の禁止

指定管理者は、第三者に対し指定管理者業務の包括的委任を行ってはならない。

(5)　個人情報の保護

本業務は、個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律（平成１５

年法律第５７号)、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(6)　個人情報の取扱いに関する検査

ア　指定管理者は、本業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本協定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途市から通知するものとする。

イ　個人情報の取扱いに係る業務を第三者に委託する場合には、指定管理者を通じて又は市自らが当該第三者に対して、上記アの検査を行うものとする。なお、市が指定管理者を通じて検査を行うこととしたときは、指定管理者は検査結果について市に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、第三者が再委託を行う場合以降も同様とする。

(7)　個人情報に係る請求等の対応

指定管理者は、個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対して、個人情報の保護に関する法律の趣旨に沿って適切に対応するものとする。なお、開示、訂正及び利用停止を行うに当たっては、市に当該請求があった場合の審査基準に準ずるものとする。

(8)　守秘義務の遵守

指定管理者は業務上知り得た秘密について第三者へ漏らしてはならない。

(9)　文書の管理・保存

指定管理者が本業務に伴い作成し、又は受領した文書等は芦屋市文書取扱規程（平成19年芦屋市訓令甲第6号）（及び芦屋市教育委員会文書管理規則（昭和43年芦屋市教育委員会規則第 11 号））に基づき、適正に管理・保存するものとし、指定期間の終了後、又は指定の取消し後に、市の指示に従って引き渡すものとする。

(10)　情報公開

芦屋市情報公開条例の趣旨に基づき、その管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市から施設に関する文書であって市が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、提出に応じるよう努めるものとする。

(11)　行政手続条例の適用

指定管理者の権限で使用許可や使用料の減免等の行政処分を行う場合は、施設管理権限の委任の範囲において、本市行政手続条例における「行政庁」に相当することとなるため、指定管理者はその範囲において行政庁として行政手続条例に規定する責務を負い、当該処分について、行政事件訴訟法第１１条第２項の規定による取消訴訟の被告となることがある。

なお、具体的な審査基準及び処分基準の設定及びそれに伴う意見公募手続は市と協議して定める。

（取消通知等の教示例）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、芦屋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する芦屋市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、●●施設（公の施設の名称）指定管理者である●●株式会社（指定管理者の名称）を被告として提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(12)　防犯カメラ

指定管理者は、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第３条に規定する管理責任者を置き、要綱の規定に基づきその管理を行うための必要な措置を講ずるものとする。

(13)　住民監査請求等

指定管理者に対する公金の支出や財産の管理等が違法又は不当であると認められるときは、住民監査請求や住民訴訟の対象となり得る。

(14)　危機管理マニュアルの作成

各施設の特性・実情に応じた危機管理マニュアルを市と指定管理者が協議して作成すること。

また、市及び指定管理者は、年１回以上、危機管理マニュアルについて協議を行い、適宜、見直しを行うこと。

(15)　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について

ア　ＡＥＤの操作方法習得のために、施設職員に対して研修を実施すること。

イ　指定管理者は「芦屋市自動体外式除細動器の管理等に関する要領」に基づき、ＡＥＤの日常点検を行うものとし、消防署、医療機関等からデータの提供要請があった場合は、指定管理者の負担でテータ抽出及び提供をすること。

ウ　消耗品等の交換に要する経費は、原則市が負担する。

(16)　電力の小売全面自由化に伴う購入方法見直しについて

指定管理者が電力の購入方法を見直す際は、芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針に基づき、事前に市と協議すること。

なお、下記の点に留意すること。

ア　契約しようとする電力会社が、小売電気事業者として経済産業省の登録を受けており、当該年度の芦屋市物件等競争入札参加資格を有することを基本とすること。

イ　指定管理者と電力会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ　契約しようとする電力会社の二酸化炭素排出係数が関西電力の場合と同程度以下であること。

エ　電力会社との契約期間は３年を限度とすること。ただし、指定期間を超えてはならない。

(17)　施設の維持管理費の縮減

指定管理者は、施設の維持管理費の縮減に努めること。また、駐車場利用料金収入及び自主事業等により収益を得た場合、その収益の一部を公園及び公園利用者に還元するように努めること。

(18)　ネーミングライツ導入時の協力

市がネーミングライツ等の維持管理費の確保に係る制度を導入する場合は、協力すること。

（協力事項：パンフレット、封筒等印刷物※やホームページの表示変更）

※　ネーミングライツパートナーとの契約締結前に作成したものを除く

(19)　芦屋市情報セキュリティ実施手順の遵守

指定管理者が、業務上本市が導入するシステムを利用する必要がある場合は、『芦屋市情報セキュリティ実施手順（利用者編）要約版』を遵守すること。

(20)　施設予約システム更新における仕様変更

市が施設予約システムの変更等を行うことに伴い、業務内容に変更が生じる場合は、協力すること。

芦屋市総合公園管理区域平面図

図－1



利用拠点施設等平面図

図－2

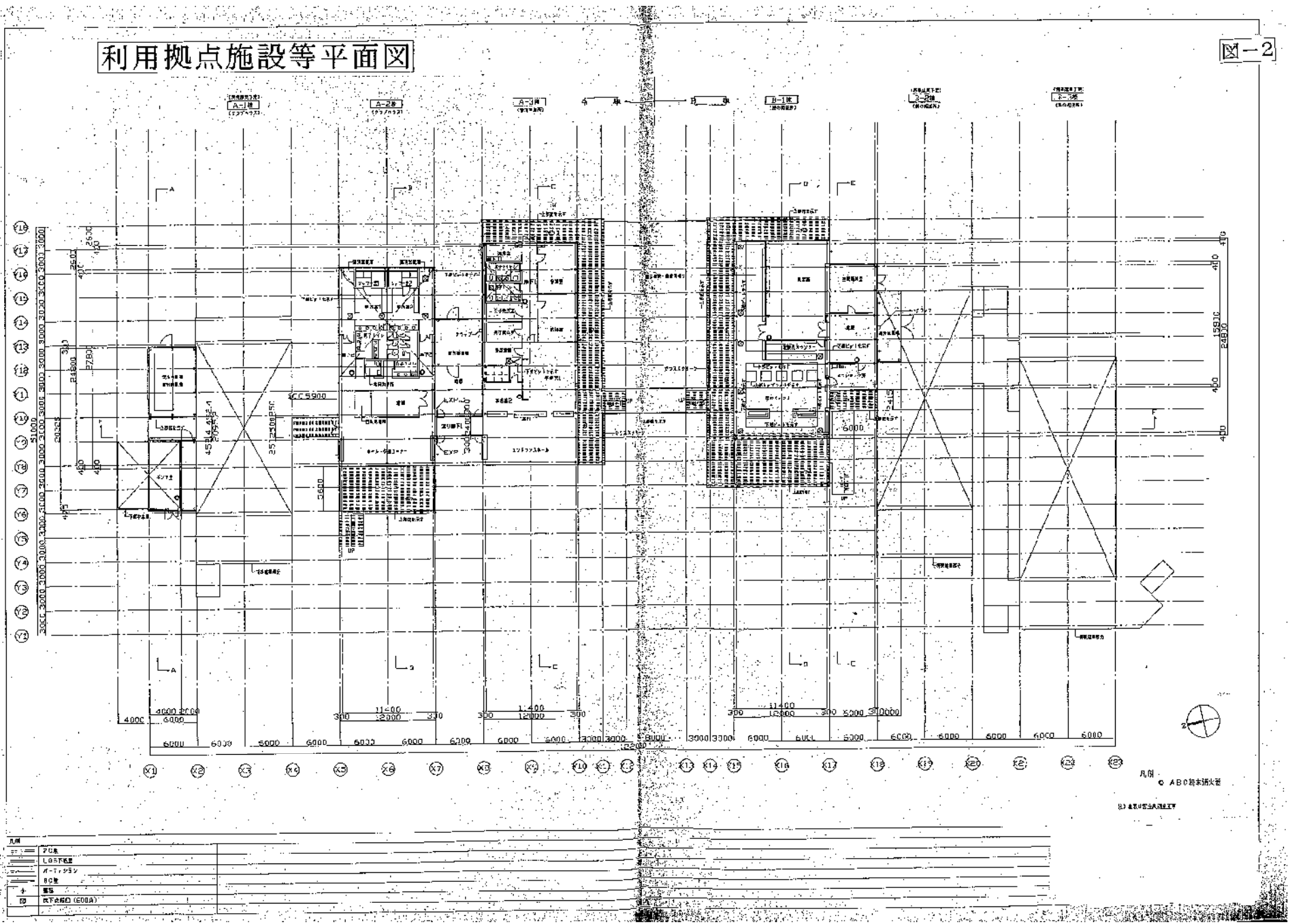

陸上競技場器具庫等平面図・立面図・断面図

図－3

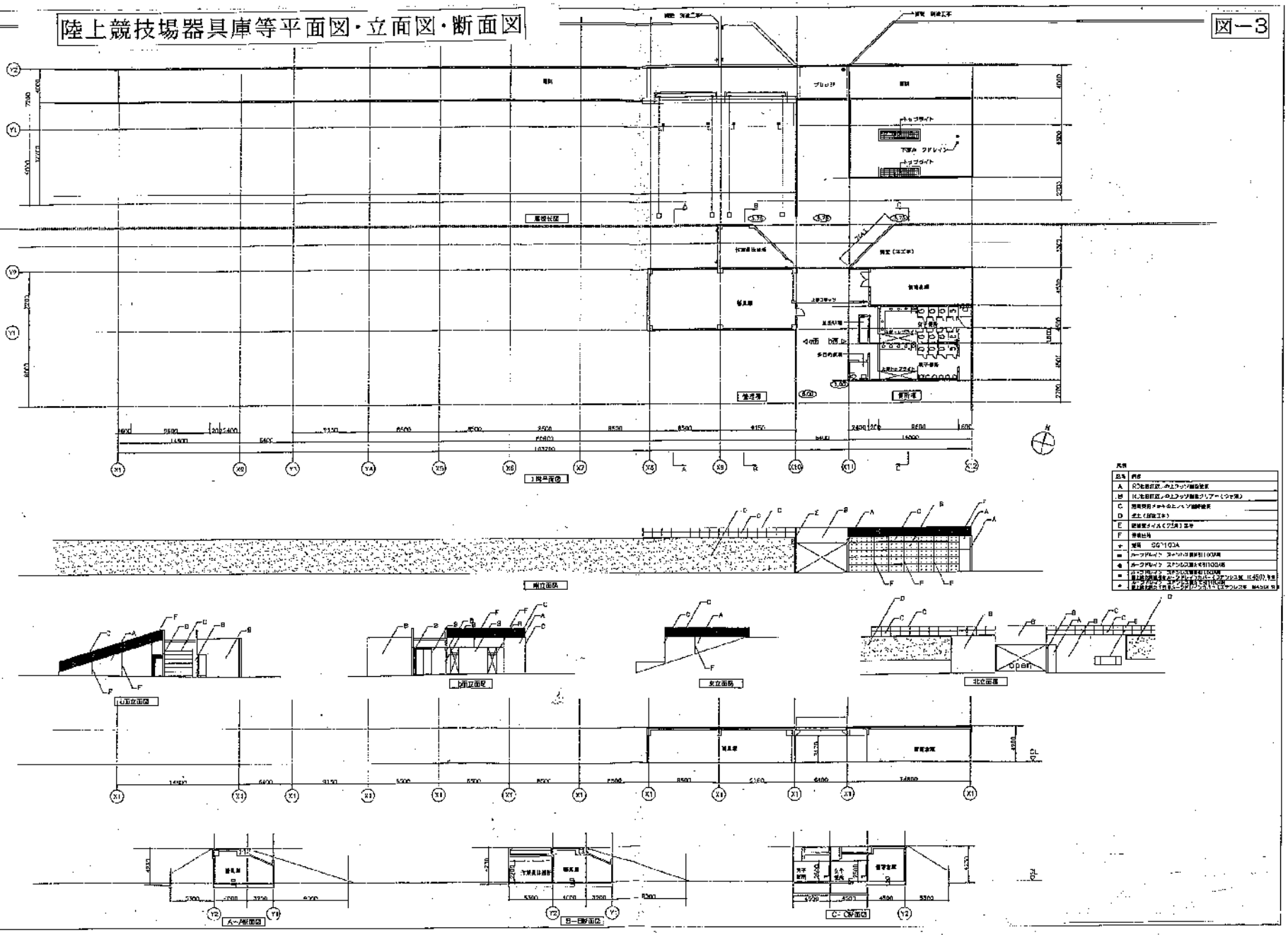

便所　平面図・立面図・断面図・屋根伏図

図－4

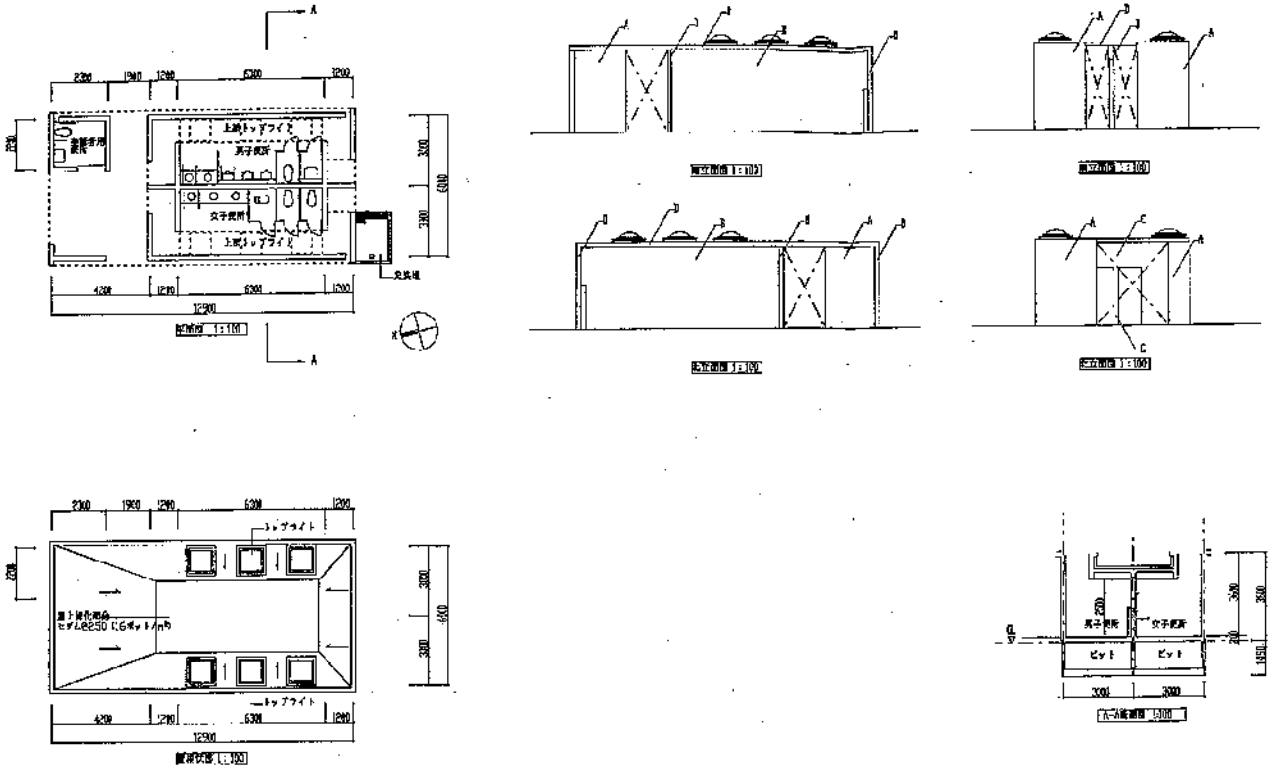

凡例	
記号	内容
A	粗密度ケイル（明光電機ケイブ　50角）張り
B	化粧薄しの上塗風雨砂
C	化粧薄しの上フッソ調高クリアー（ウヤ消）
D	スチールプレート厚3.0　溶融亜鉛メッキの上フッソ調高塗装
E	溶融亜鉛メッキの上フッソ調高塗装

維持管理平面図－1

図－5

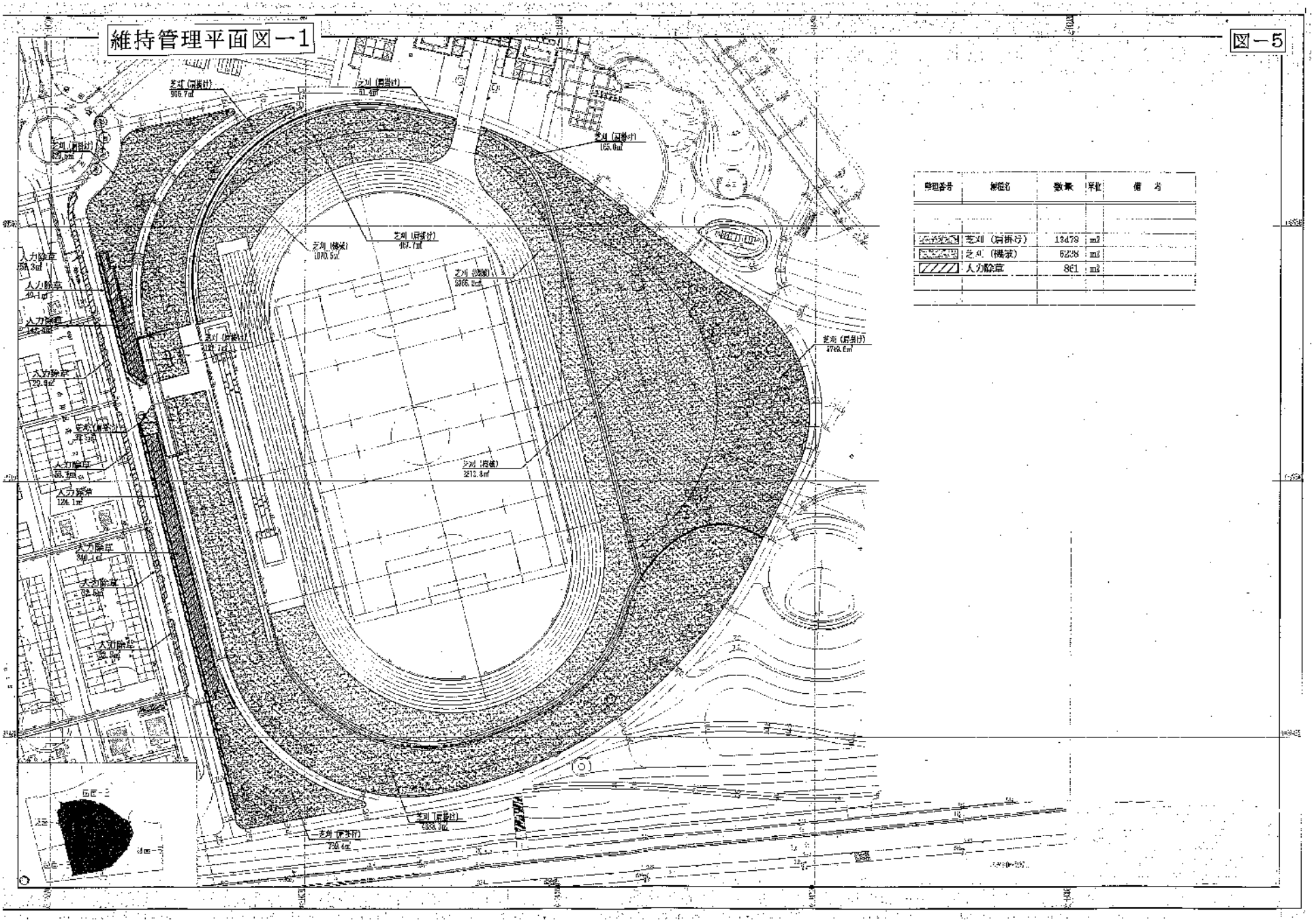

整理番号	種種名	数量	単位	備考
	芝刈（肩掛け）	13478	m2	
	芝刈（機械）	5238	m2	
	人力除草	861	m2	

維持管理平面図－2

図－6

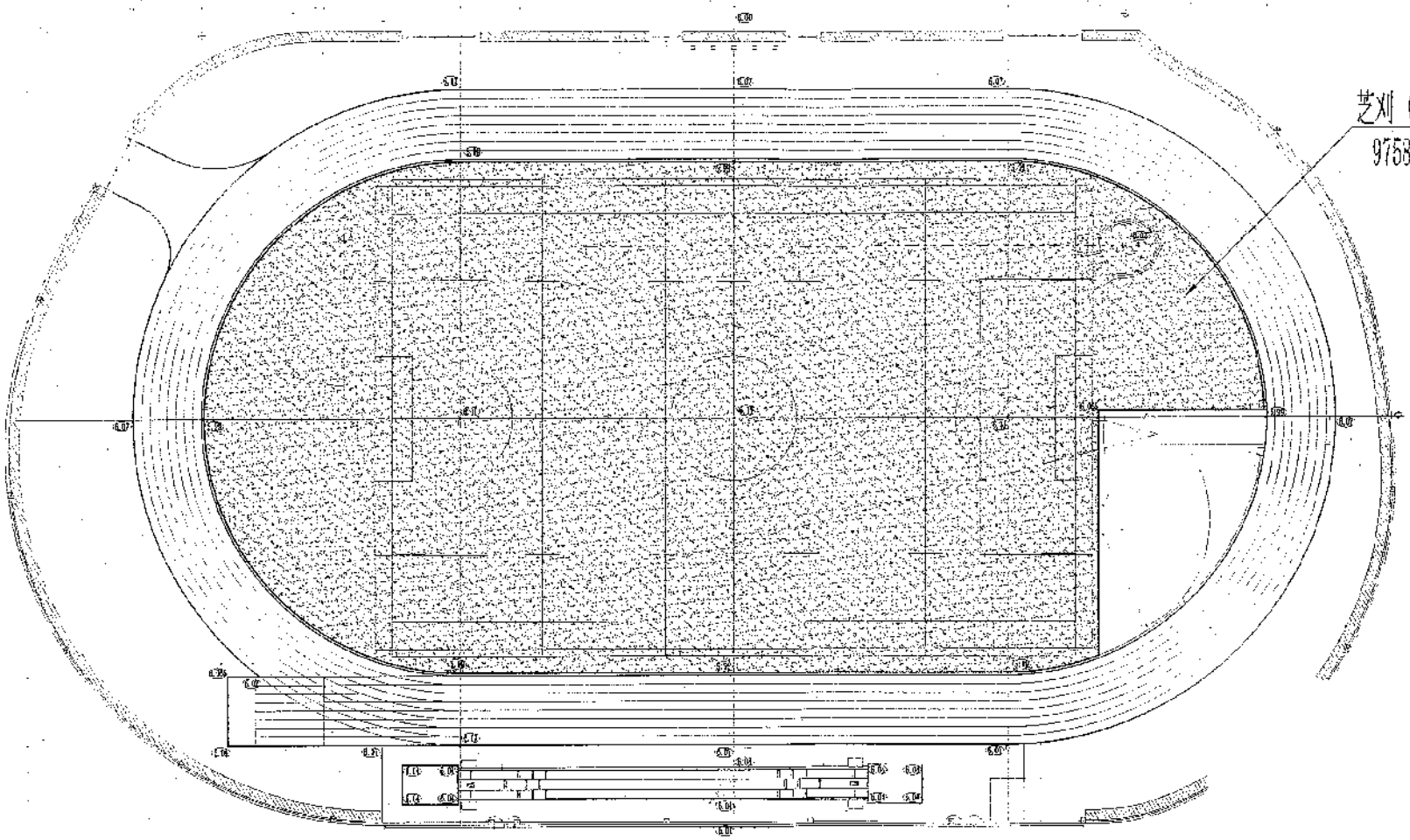

工事区分	工種	種別	細別	表示	記号	規格	数量	単位	備考
			芝刈（機械）			ﾗｲﾝﾏﾝ419	9758	㎡	

維持管理平面図－3

図－7

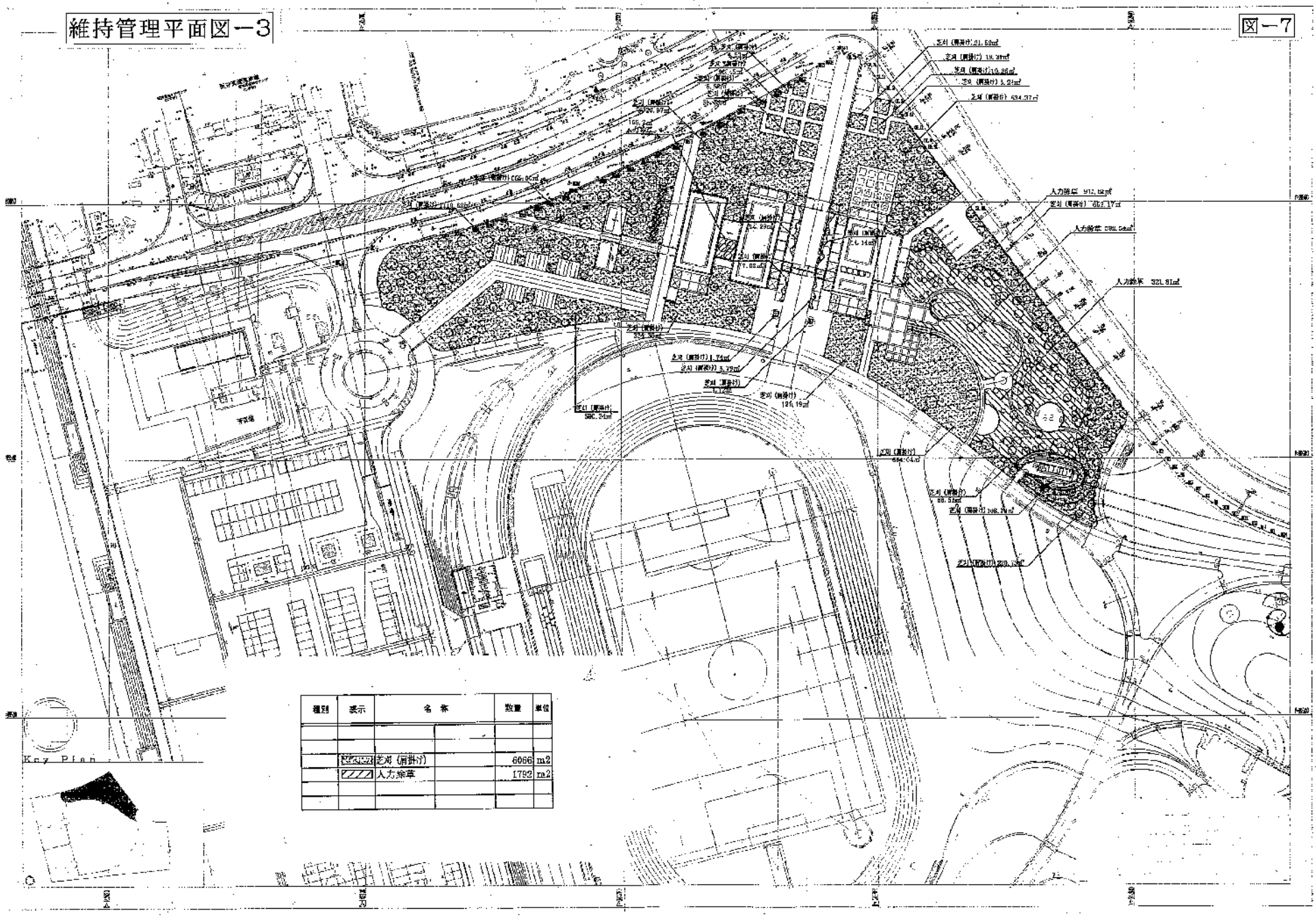

種別	表示	名称	数量	単位
		芝刈（刈掛け）	6066	m2
		人力除草	1792	m2

維持管理平面図ー4

図ー8

工種種別	表示	細別	数量	単位
		芝刈（肩掛け）	4295	m2
		人力除草	388	m2

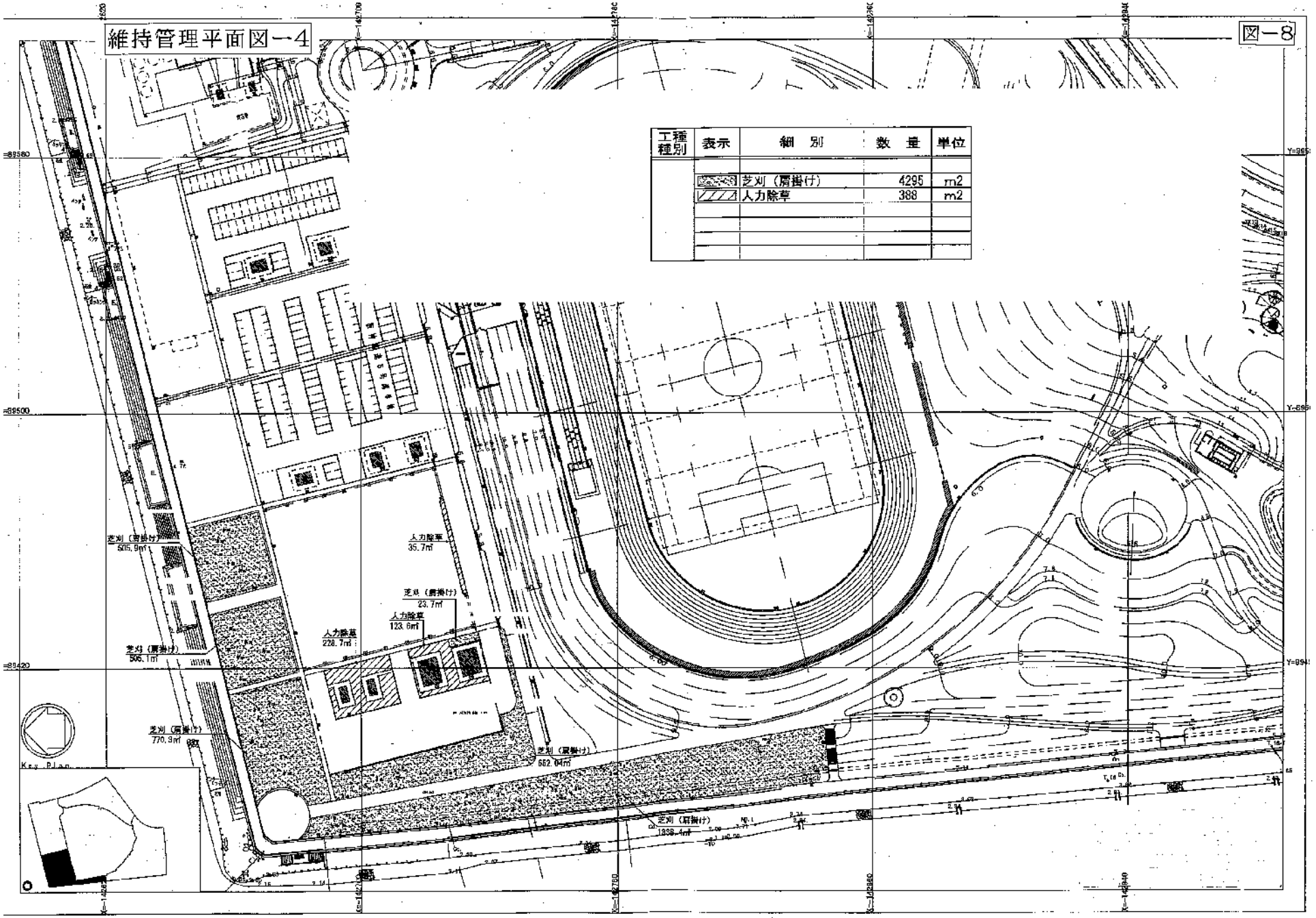

維持管理平面図－5

図－9

工種種別	表示	名称	数量	単位
		芝刈（肩掛け）	5232	㎡
		人力除草	660	㎡

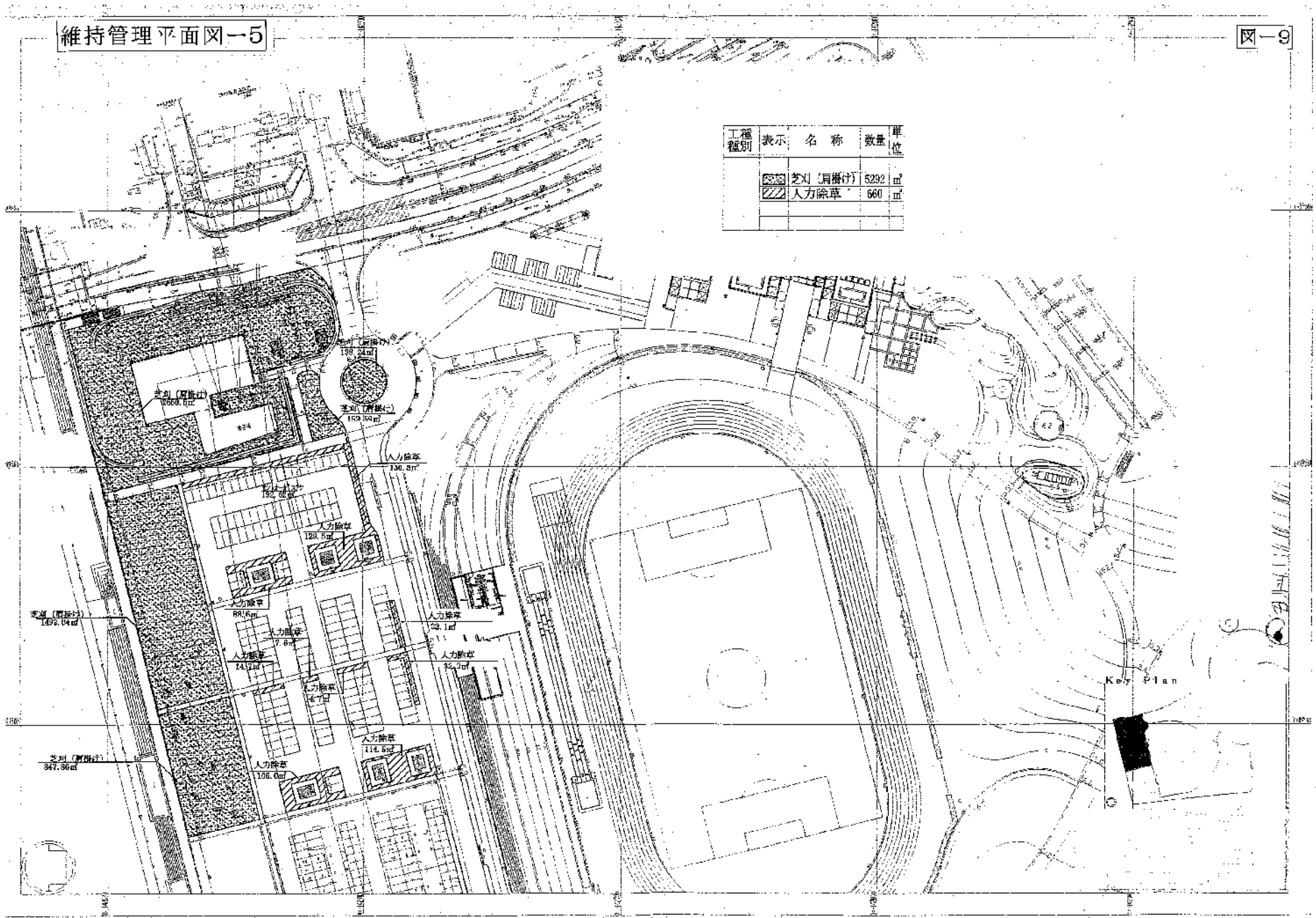

維持管理平面図－6

図－10

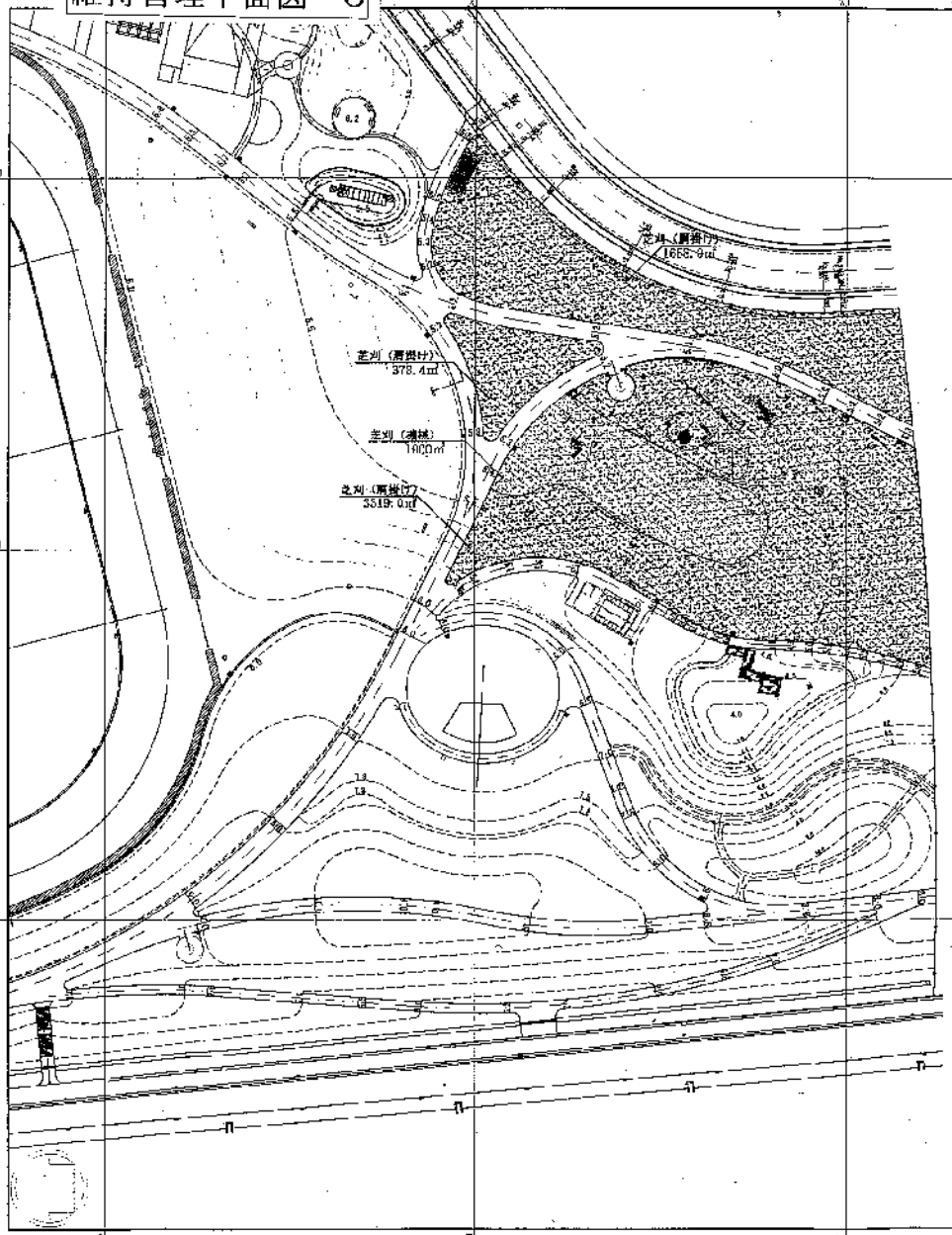

種別	細別	表示	規格 H	規格 C	規格 W	数量 本工事	数量	単位	備考
	芝刈（肩掛け）					5355		㎡	
	芝刈（機械）					1000		㎡	

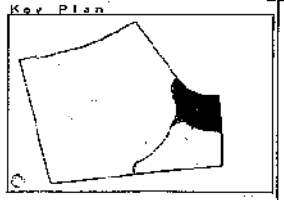

維持管理平面図－7

図－11

種別	細別	表示	規格 H	規格 C	規格 W	数量	単位	備考
	芝刈（肩掛け）					8966	㎡	
	人力除草					1752	㎡	

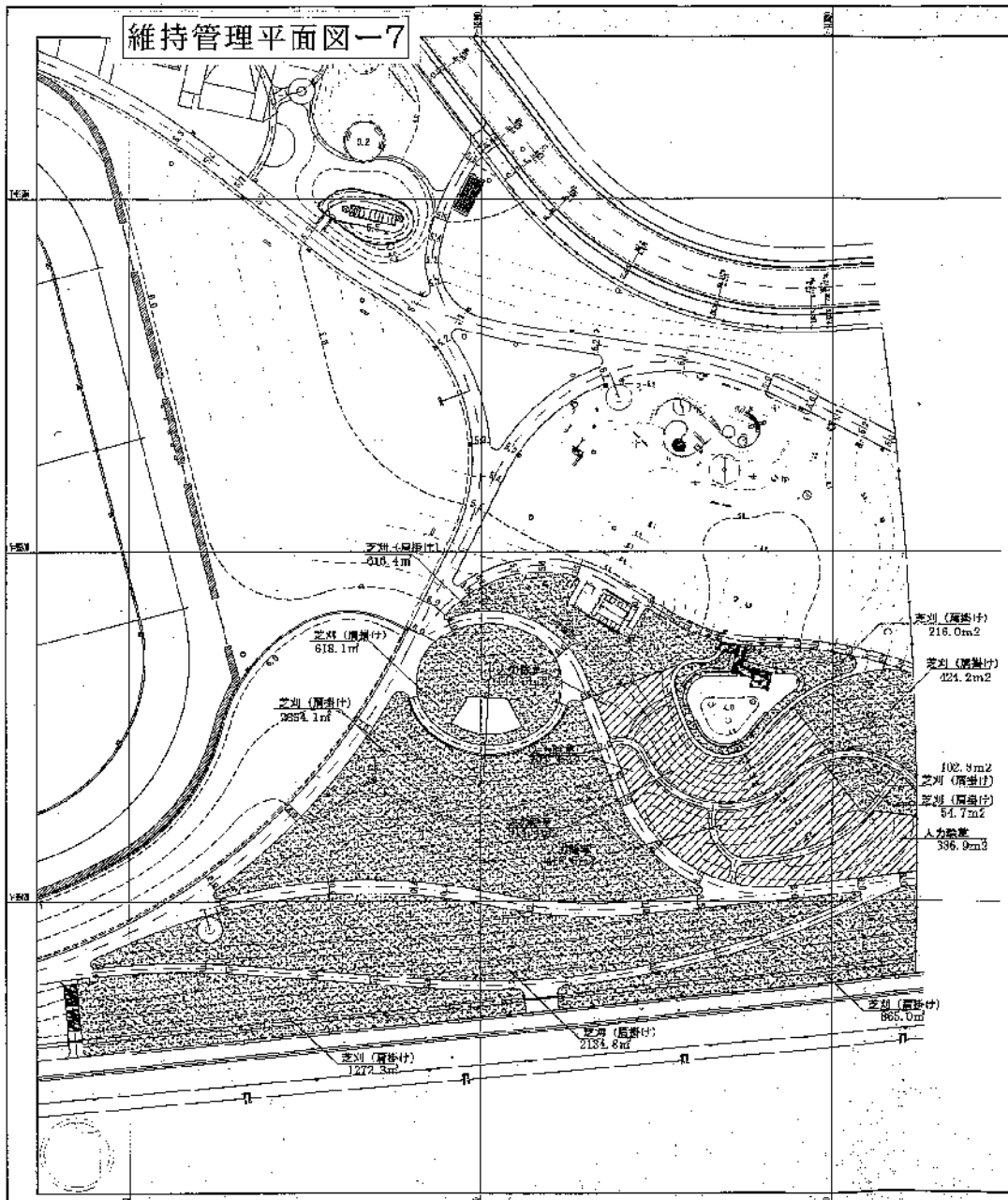

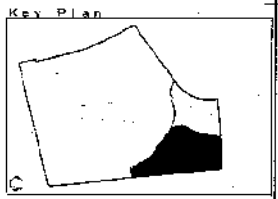

植栽平面図－1(中高木－1)

図－12

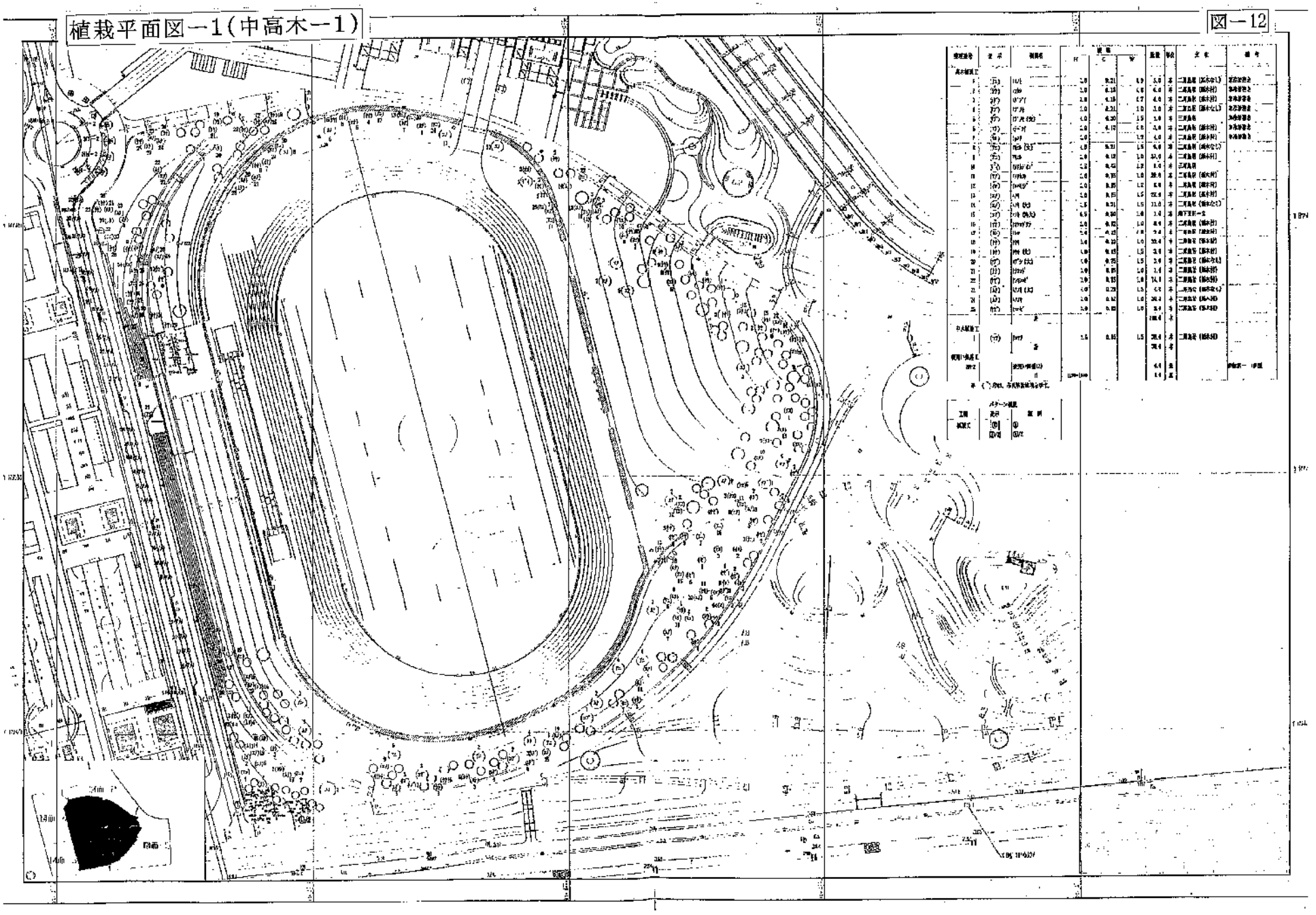

植栽平面図－2(中高木－2)

図－13

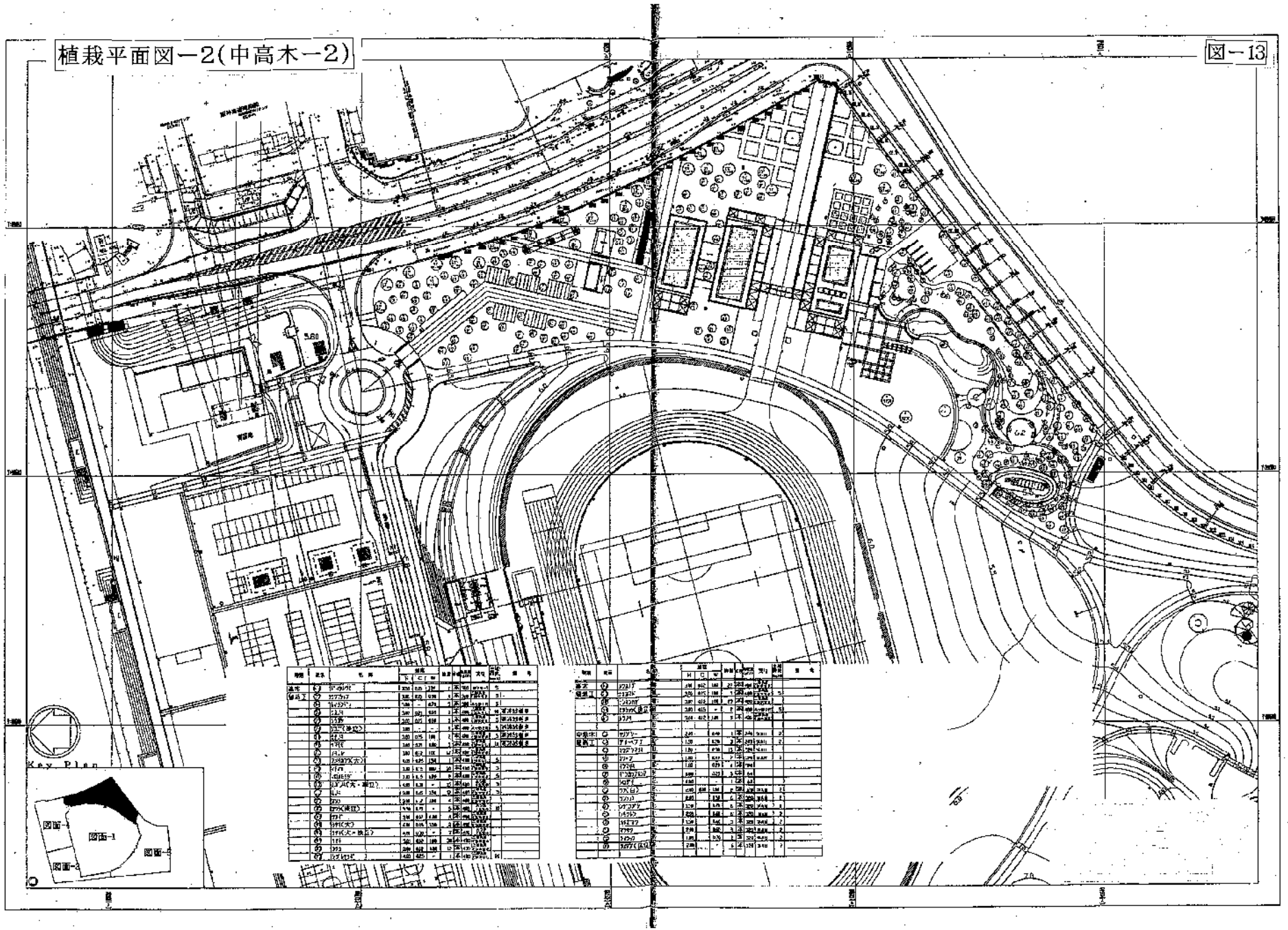

植栽平面図ー3(中高木ー3)

図ー14

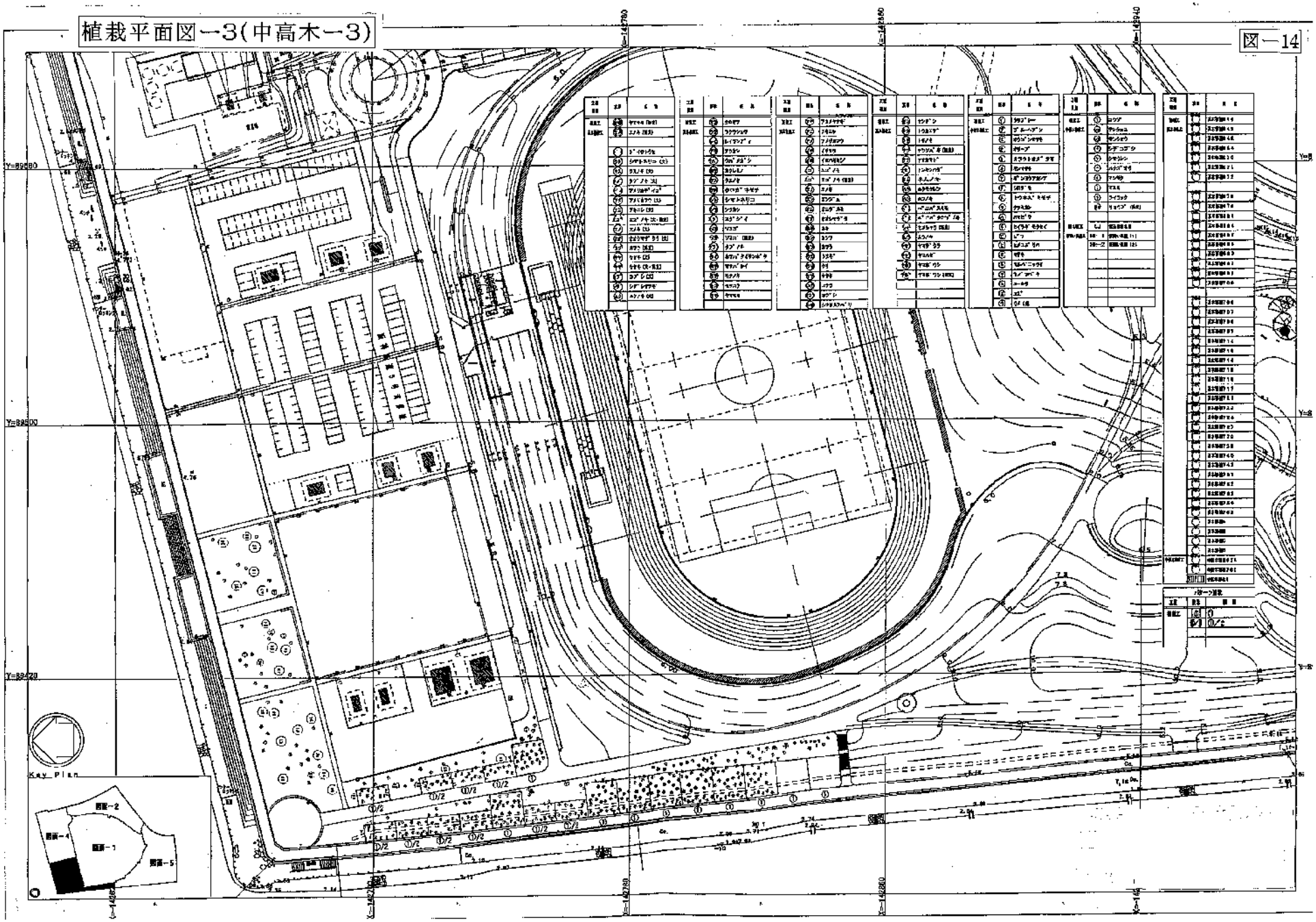

植栽平面図－4(中高木－4)

図－15

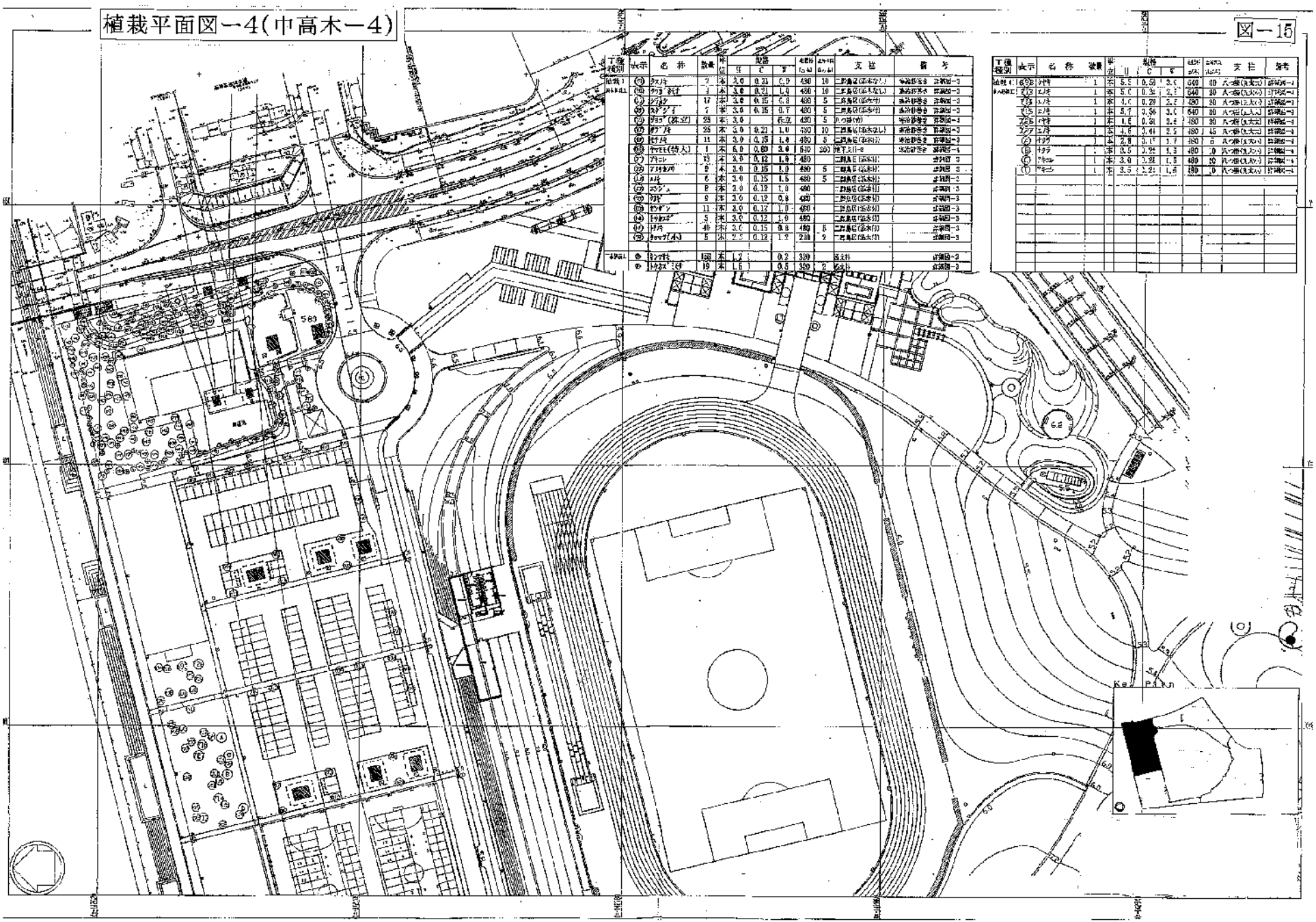

工種種別	表示	名称	数量	単位	規格 H	規格 C	規格 W	植栽間隔 m	植栽本数 本	支柱	備考
植栽工	㉑	クスノキ	2	本	3.0	0.21	0.9	450	10	二脚鳥居(添木なし)	詳細図－3
	㉒	ウバメガシ	3	本	3.0	0.21	1.0	450	10	二脚鳥居(添木なし)	詳細図－3
	㉓	シラカシ	17	本	3.0	0.15	0.8	450	5	二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉔	カイヅカイブキ	7	本	3.0	0.15	0.7	450	5	二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉕	ヨウコウ(株立)	25	本	3.0		株立	450	5	八つ掛(付)	詳細図－4
	㉖	ヤブツバキ	25	本	3.0	0.21	1.0	450	10	二脚鳥居(添木なし)	詳細図－3
	㉗	モチノキ	11	本	3.0	0.15	1.0	450	5	二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉘	ヤマモモ(特大)	1	本	6.0	0.60	3.0	540	300	地下支持ー2	詳細図－4
	㉙	カキノキ	13	本	3.0	0.12	1.0	480		二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉚	アメリカデイゴ	9	本	3.0	0.15	1.0	480	5	二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉛	ムクノキ	6	本	3.0	0.15	1.0	480	5	二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉜	コブシ	8	本	3.0	0.12	1.0	480		二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉝	ヤマボウシ	9	本	3.0	0.12	0.8	480		二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉞	ヒマラヤスギ	11	本	3.0	0.12	1.0	480		二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㉟	シラカシ	5	本	3.0	0.12	1.0	480		二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㊱	イチョウ	40	本	3.0	0.15	0.8	480	5	二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
	㊲	ケヤキ(大)	5	本	2.5	0.12	1.9	210	2	二脚鳥居(添木付)	詳細図－3
地被工	㊳	ヤブラン	152	本	1.2		0.2	300		支柱	詳細図－2
	㊴	ハクチョウゲ	19	本	1.6		0.6	300	2	支柱	詳細図－2

工種種別	表示	名称	数量	単位	規格 H	規格 C	規格 W	植栽間隔 m	植栽本数 本	支柱	備考
植栽工	㊵	ケヤキ	1	本	5.5	0.59	3.0	540	30	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
地被地工	㊶	ムクノキ	1	本	5.0	0.34	2.5	540	20	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	㊷	ムクノキ	1	本	4.0	0.29	2.2	480	20	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	㊸	ムクノキ	1	本	5.7	0.56	3.0	540	30	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	㊹	ケヤキ	1	本	4.5	0.31	2.4	480	30	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	スダジイ	ムクノキ	1	本	4.8	0.44	2.5	480	45	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	㊺	ケヤキ	1	本	2.8	0.17	1.7	480	0	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	㊻	ケヤキ	1	本	3.5	0.24	1.9	480	10	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	㊼	ケヤキ	1	本	3.0	0.28	1.5	480	10	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4
	㊽	ケヤキ	1	本	3.5	0.21	1.8	480	10	八ツ掛(支柱3)	詳細図－4

植栽平面図－5(中高木－5)

図－16

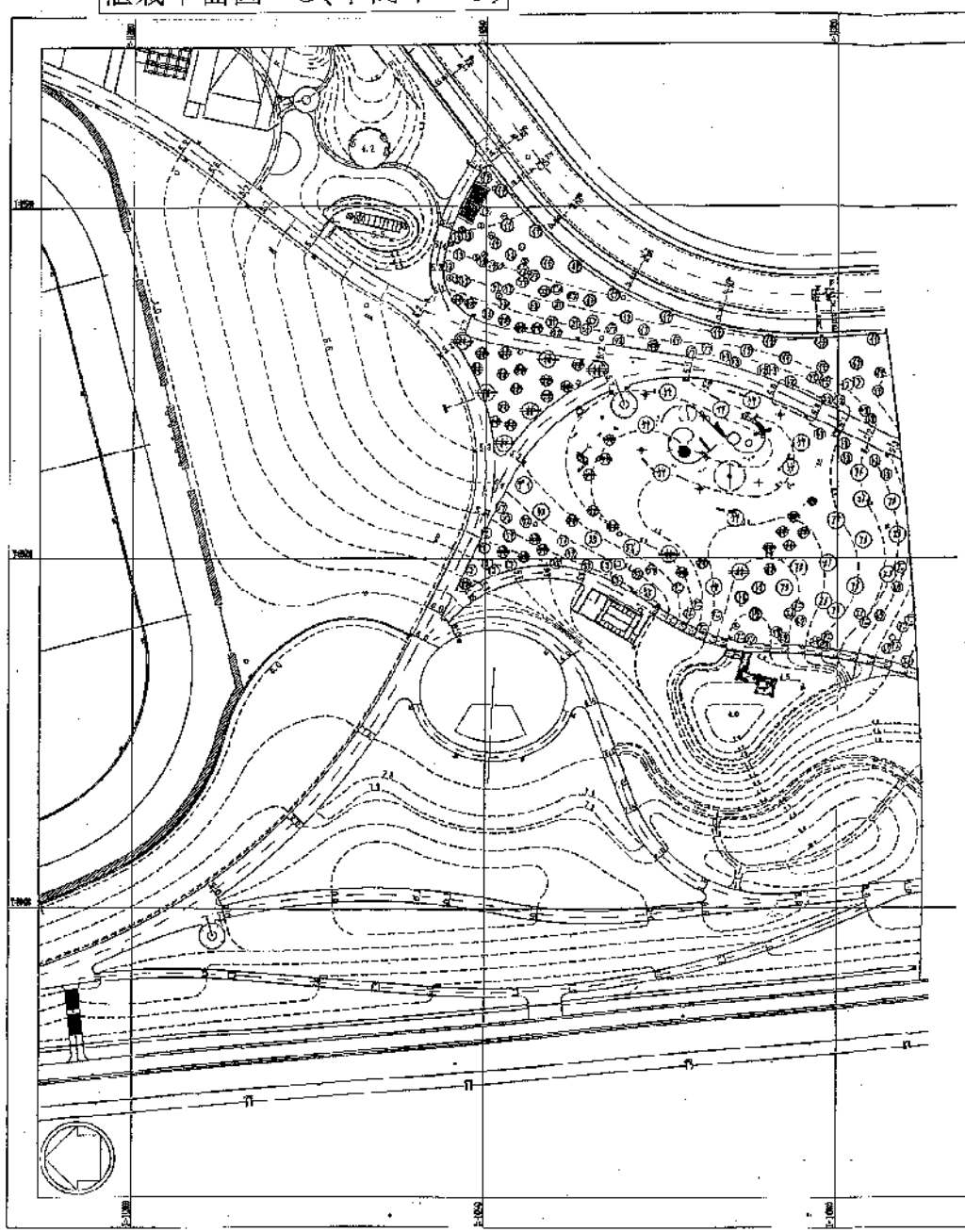

数量総括表

植栽	樹種	記号	規格 H	規格 C	規格 W	数量 高木	数量 片枝	数量 低木	数量 合計	単位	植栽基盤 (m²/本)	植栽基盤 (m³/本)	備考 (支柱)
高木植栽工													
	アラカシ	Ⓐ	3.00	120	0.8					本	480		二脚鳥居(高木A)
	ハイノキ	Ⓑ	3.00	150	1.0					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	カクレミノ	Ⓒ	3.0		0.8					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	クスノキ(大)	Ⓓ	4.00	240	1.2			1	1	本	480	45	二脚鳥居
	クスノキ	Ⓔ	3.00	200	0.9		5		5	本	480	10	二脚鳥居(高木A)
	シマトネリコ	Ⓕ	3.00	120	0.8			1	1	本	480		二脚鳥居(高木A)
	シラカシ	Ⓖ	3.00	150	0.8		9		9	本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	スダジイ	Ⓗ	3.00	150	0.7					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	ポポノキ(ポポー)	Ⓘ	3.00	120	1.0					本	480		二脚鳥居(高木A)
	タブノキ(大)	Ⓙ	4.00	300	1.5		1		1	本	480	20	二脚鳥居
	タブノキ	Ⓚ	3.00	200	1.0		2		2	本	480	10	二脚鳥居(高木A)
	ゴヨウマツ	Ⓛ	3.00	120	0.8					本	480		二脚鳥居(高木A)
	モミジバフウ	Ⓜ	3.00	150	1.0					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	ヤマモモ	Ⓝ	3.00	120	1.2					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	イヌマキ	Ⓞ	3.00	200	0.8		3		3	本	480	10	二脚鳥居(高木A)
	アラカシ(大)	Ⓐ'	4.00	200	1.5					本	480	10	二脚鳥居(高木A)
	イヌマキ	Ⓑ'	3.00	120	1.0	13			13	本	480		二脚鳥居(高木A)
	イブキ(ボラード)	Ⓒ'	3.50	400	1.2	1			1	本	480	80	二脚鳥居(高木A)
	イヌマキ(大)	Ⓓ'	4.00	250	1.5	10			10	本	480	20	二脚鳥居(高木A)
	イヌマキ	Ⓔ'	3.00	150	1.0					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	イヌマキ	Ⓕ'	3.00	150	1.0	8	1		9	本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	イロハモミジ	Ⓖ'	3.00	150	1.2					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	ウコン	Ⓗ'	3.00	120	0.8	7			7	本	480		二脚鳥居(高木A)
	エゴノキ(大)	Ⓘ'	3.50	200	1.5	3			3	本	480	20	二脚鳥居(高木A)
	エノキ	Ⓙ'	3.00	150	1.5	6			6	本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	エゴノキ	Ⓚ'	3.00	120	1.0	3			3	本	480		二脚鳥居(高木A)
	オオシマザクラ(大)	Ⓛ'	4.00	300	1.8		8		8	本	480	10	二脚鳥居(高木A)
	オオシマザクラ	Ⓜ'	3.00	120	1.0		30		30	本	480		二脚鳥居(高木A)
	カエデ類	Ⓝ'	3.00	120	0.8					本	480		二脚鳥居(高木A)
	カキ	Ⓞ'	3.00	150	1.2					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	カツラ	Ⓟ'	3.00	120	0.8					本	480		二脚鳥居(高木A)
	クロガネモチ	Ⓠ'	3.00	150	1.2					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	クヌギ	Ⓡ'	4.00	300	1.5	10			10	本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	ケヤキ	Ⓢ'	3.00	300	1.0	2	6		8	本	480		二脚鳥居(高木A)
	コナラ	Ⓣ'	3.00	120	0.8	7			7	本	480		二脚鳥居(高木A)
	コブシ(大)	Ⓤ'	4.00	250	1.5					本	480	20	二脚鳥居(高木A)
	コブシ	Ⓥ'	3.00	150	1.2					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	サンゴジュ	Ⓦ'	3.00	120	1.0					本	480		二脚鳥居(高木A)
	トウカエデ	Ⓧ'	3.00	120	1.0	24			24	本	480		二脚鳥居(高木A)
	トチノキ	Ⓨ'	3.00	180	0.8					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	ソメイヨシノ(低木)	Ⓩ'	1.00	150	0.8					本	480	5	八ツ掛(竹)
	ナンテン	Ⓐ''	1.00	120	1.0	2			2	本	480		二脚鳥居(高木A)
	ハンノキ	Ⓑ''	3.00	200	1.0	1			1	本	480		二脚鳥居(高木A)
	ヒメシャラ(株立)	Ⓒ''	3.00	150	0.8					本	480	5	八ツ掛(竹)
	ヒメユズリハ(大)	Ⓓ''	4.00	250	1.5	1			1	本	480	30	二脚鳥居(高木A)
	ヒメシャラ	Ⓔ''	3.00	120	1.0	6			6	本	480		二脚鳥居(高木A)
	ヤマボウシ	Ⓕ''	3.00	120	1.0					本	480		二脚鳥居(高木A)
	ヤマモモ	Ⓖ''	3.00	150	1.0					本	480		二脚鳥居(高木A)
	ヤマボウシ	Ⓗ''	3.00	150	1.5					本	480	5	二脚鳥居(高木A)
	ヤマボウシ(株立)	Ⓘ''	3.00	150	0.8					本	480	5	八ツ掛(竹)
低木植栽工													
	アセビ	Ⓐ	2.50	150	1.5					本	240	2	二脚鳥居(低木T)
	アベリア	Ⓑ	1.5		0.4					本	320	2	添え柱
	アメリカハナミズキ	Ⓒ	1.8		0.6					本	320	2	添え柱
	イソギク	Ⓓ	0.8							株	64		
	イブキ(匍)	Ⓔ	1.5		0.4					本	320	2	添え柱
	ヒイラギモクセイ	Ⓕ	1.6		0.5					本	320	2	添え柱
	ビバーナム	Ⓖ	0.8							本	64		
	ヒペリ	Ⓗ	1.5		0.4					本	320	2	添え柱
	マサキ	Ⓘ	1.5		0.4					本	320	2	添え柱
	ヤブツバキ	Ⓙ	1.5		0.4					本	320	2	添え柱
	ユキヤナギ	Ⓚ	2.0							本	320	2	添え柱
	ユキヤナギ	Ⓛ	0.8		0.2					本	64		
	アカメヤブラン	Ⓜ	2.0							本	320	2	添え柱
	コウヤ	Ⓝ	0.8							本	64		
	サツキ	Ⓞ	2.0		0.6	6			6	本	320	2	添え柱
	サツキ	Ⓟ	0.8							本	64		
	ネズミモチ	Ⓠ	2.5	0.6	1.0					本	320	2	二脚鳥居(低木T)
	ハクチョウゲ	Ⓡ	1.5		0.6					本	320	2	添え柱
	ハツユキカズラ	Ⓢ	2.0			1			1	本	320	2	添え柱
	ヤブラン	Ⓣ	0.8		0.4	8			8	本	64		
	ヨシガヤ(株立)	Ⓤ	2.0		株立物					本	320	2	添え柱
芝植工													
	イヌマキ	Ⓥ								本			

※高中低木の植栽土留形態は『まるやま3号 NP1-3-3-1』同等品以上とする。
※芝植工、及芝の種類は粒状芝形態は『ちから3号 SP3-3-6-1』同等品以上とする。
※土壌改良材はバーク堆肥（市販品）とする。
※図面と数量表の数量差が生じた場合については、数量表の数量を参考に監督員と協議の上設置すること。
※苗木の植栽本数は別途工種とする。
※苗木植栽の記載は Ⓐ Ⓐ' Ⓐ'' などの二重線と重ねた記号で示す。
※別途工事による移植木は、⑪,⑬枠の二重丸の記号で示す。

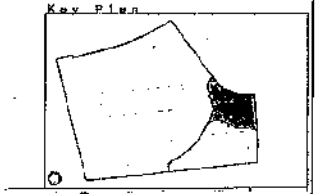

植栽平面図－6(中高木－6)

図－17

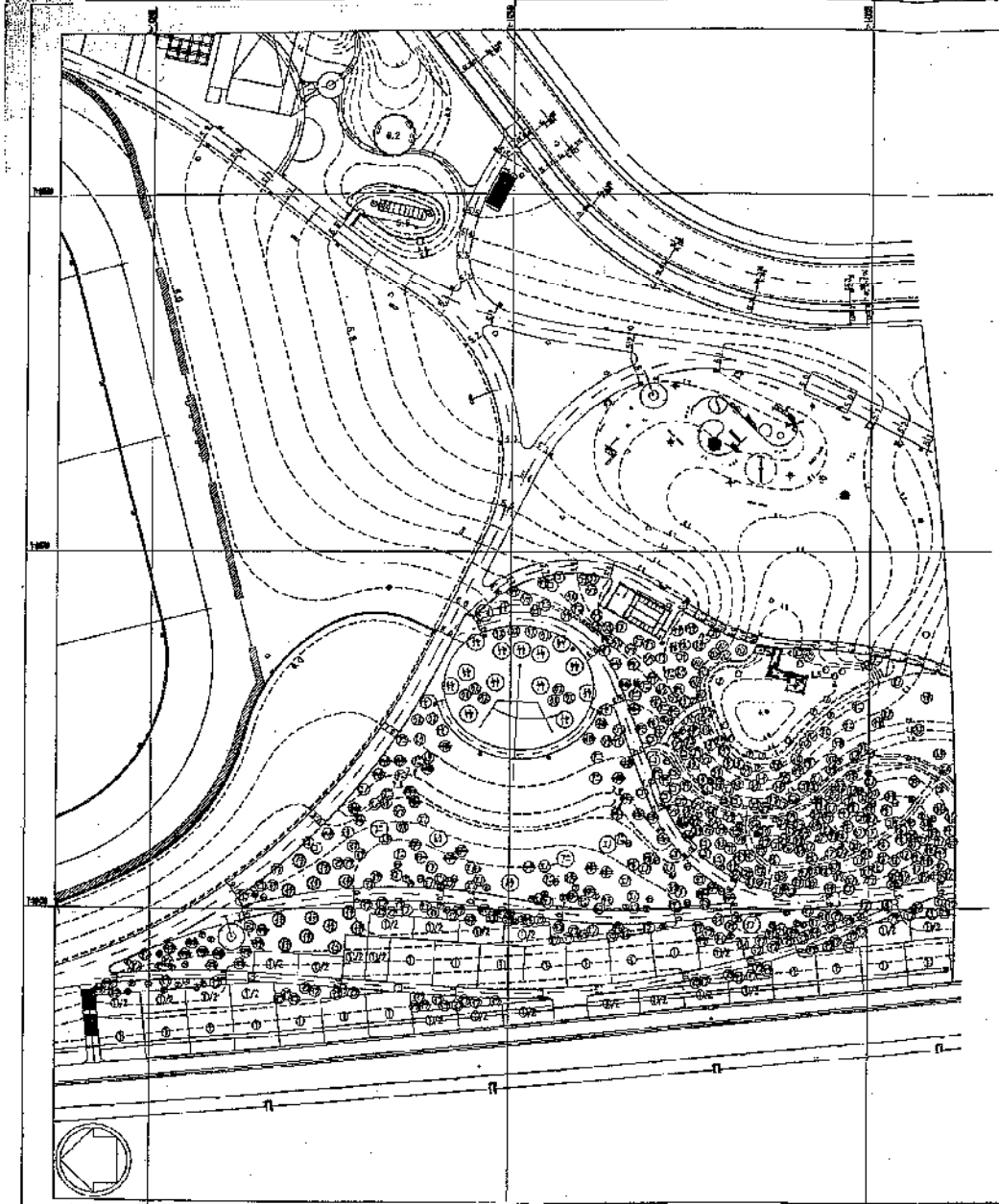

数量表

記号	樹種	形状	規格 H	規格 C	規格 W	数量 木工事	数量 調整	数量 新植	数量 合計	単位	単価	工種	備考（支柱）
高木植栽工													
	アラカシ	㉑	3.00	12	0.8	9			9	本	480		鳥居形(添木2)
	ウバメガシ	㉒	3.00	15	1.0	3			3	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ネグンド	㉓	3.0		0.8	4			4	本	480	5	鳥居形(添木2)L
	クスノキ(大)	㉔	4.00	40	1.2					本	480	45	鳥居形(支柱)
	クスノキ	㉕	3.00	21	0.8	15			15	本	480	10	鳥居形(添木2L)
	ケヤキ(シンパク)	㉖	3.00	18	1.2		1		1	本	480	5	鳥居形(添木2)
	シダレヤナギ	㉗	3.00	12	0.8					本	480		鳥居形(添木2)
	シラカシ	㉘	3.00	15	0.8	20			20	本	480	5	鳥居形(添木2)
	スダジイ	㉙	3.00	18	0.7	13			13	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ポプラ(ギンドロ)	㉚	2.00	12	1.0	4			4	本	480		鳥居形(添木2)
	ムクノキ(大)	㉛	4.00	30	1.5	1			1	本	480	20	鳥居形(支柱)
	クロガネモチ	㉜	3.00	21	1.0	11			11	本	480	10	鳥居形(添木2L)
	マテバシイ	㉝	3.00	12	0.8	15			15	本	480		鳥居形(添木2)
	モチノキ	㉞	3.00	15	1.0	8			8	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ヤマモモ	㉟	3.0		1.2	12			12	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ヤマモモ	㊱	3.00	21	0.8	11			11	本	480	10	鳥居形(添木2L)
	イヌマキ(大)	㊲	4.00	30	1.5	3			2	本	480	10	鳥居形(添木2L)
	イヌマキ	㊳	3.00	12	1.0	19			19	本	480		鳥居形(添木2)
	イブキ(ボンザ)	㊴	3.50	40	1.2	1			1	本	480	80	鳥居形(支柱)
	イブキ(シンパク)(大)	㊵	4.00	25	1.5					本	480	20	鳥居形(添木2L)
	イブキ(シンク)	㊶	4.00	15	1.0					本	480	5	鳥居形(添木2)
	イヌツゲ	㊷	3.00	15	1.0					本	480	5	鳥居形(添木2)
	イロハモミジ	㊸	3.00	15	1.2	4	5		9	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ウバメガシ	㊹	3.00	12	0.8	20	3		23	本	480		鳥居形(添木2)
	エゴノキ(株立)	㊺	3.00	15	株立		1		1	本	480	5	八ヶ所(株立)
	エゴノキ(大)	㊻	3.50	21	1.5	1			1	本	480	10	鳥居形(添木2L)
	エゴノキ	㊼	3.00	15	1.5	31			31	本	480	5	鳥居形(添木2)
	エンジュ	㊽	3.00	12	1.0	5			5	本	480		鳥居形(添木2)
	オガンザキ ガク(大)	㊾	4.00	21	1.5					本	480	10	鳥居形(添木2L)
	オガンザキ ガク	㊿	3.00	12	1.0					本	480		鳥居形(添木2)
	オニグルミ	(51)	3.00	12	0.8	2			2	本	480		鳥居形(添木2)
	カキ	(52)	3.00	15	1.2	2			2	本	480	5	鳥居形(添木2)
	カツラ	(53)	3.00	12	0.8	9			9	本	480		鳥居形(添木2)
	クスノキ	(54)	3.00	12	0.8	12			12	本	480		鳥居形(添木2)
	クリ	(55)	3.00	15	1.2	2			2	本	480	5	鳥居形(添木2)
	クヌギ(大)	(56)	4.00	18	1.5	13			13	本	480	5	鳥居形(添木2)
	クヌギ	(57)	3.00	12	1.0	14			14	本	480		鳥居形(添木2)
	コナラ	(58)	3.00	18	0.8	12			12	本	480		鳥居形(添木2)
	コブシ(大)	(59)	4.00	25	1.5				1	本	480	20	鳥居形(添木2L)
	コブシ	(60)	3.00	15	1.2	7	10		17	本	480	5	鳥居形(添木2)
	サンゴジュ	(61)	3.00	12	1.0	3			3	本	480		鳥居形(添木2)
	シロダモ	(62)	3.00	12	1.0					本	480		鳥居形(添木2)
	ソメイヨシノ	(63)	3.00	12	0.8	5			5	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ソヨゴ(株立)	(64)	3.00	15	株立	4	10		51	本	480	5	八ヶ所(株立)
	タンキンモチ	(65)	3.00	12	1.0	6			6	本	480		鳥居形(添木2)
	ナツミカン	(66)	2.00	15	1.2		4		4	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ハクモクレン	(67)	3.00	12	1.0	13			13	本	480		鳥居形(添木2)
	ヒメシャラ(株立)	(68)	3.00	15	株立	7	1		8	本	480	5	八ヶ所(株立)
	ムクノキ(大)	(69)	4.00	21	1.5	2			2	本	480	10	鳥居形(添木2L)
	ムクノキ	(70)	3.00	14	1.0	14			14	本	480		鳥居形(添木2)
	ヤマザクラ	(71)	3.00	12	1.0	4	6		10	本	480		鳥居形(添木2)
	ヤマボウシ	(72)	3.00	12	1.0	8			8	本	480		鳥居形(添木2)
	ヤマモモ	(73)	3.00	18	1.5	19			19	本	480	5	鳥居形(添木2)
	ヤマモモ(株立)	(74)	3.00	15	株立		1		1	本	480	5	八ヶ所(株立)
中低木植栽工													
	アオキ	(75)	2.50	15	1.5	838	10	818	35	本	240	2	鳥居形(添木1)
	イヌツゲ	(76)	1.5		0.4	15			15	本	320	2	添え柱
	ウバメガシ(ドウダ)	(77)	1.8		0.6	4			4	本	320	2	添え柱
	ウメモドキ	(78)	0.8			3			3	本	64		
	ウツギ	(79)	1.5		0.4	7			7	本	320	2	添え柱
	ヒイラギ(ウバメ)	(80)	1.5		0.5	7			7	本	320	2	添え柱
	ヒサカキ	(81)	0.8			5			5	本	64		
	ヒラ	(82)	1.5		0.4	2			2	本	320	2	添え柱
	マユミ	(83)	1.5		0.4	8			8	本	320	2	添え柱
	サザンカ	(84)	1.5		0.4	4			4	本	320	2	添え柱
	ユキヤナギ	(85)	2.0			30			30	本	320	2	添え柱
	ヒメ	(86)	0.8		0.8	2			2	本	64		
	アカメガシワ	(87)	2.0			8			8	本	320	2	添え柱
	ウツギ	(88)	0.8			4			4	本	64		
	オカメツバキ	(89)	2.0		0.5	10			19	本	320	2	添え柱
	カエデ	(90)	0.8			4			4	本	64		
	キンモクセイ	(91)	2.5	0.15	1.0	2	4		6	本	320	2	鳥居形(添え柱)
	ウバメガシ	(92)	1.8		0.6	7			7	本	320	2	添え柱
	ハクチョウ	(93)	2.0			8			8	本	320	2	添え柱
	ヒイラギ	(94)	0.8		0.4	10			10	本	64		
	ドウダン(株立)	(95)	2.01	株立物		5			5	株	320	2	添え柱

※高中低木の植栽は図形範囲『まるやま3号 W:P:K=6:6:1』同等品以上とする。
※地被、芝生の植栽は図形範囲『ちかう3号 N:P:K=6:6:4』同等品以上とする。
※土壌改良材はバーク堆肥（完熟品）とする。
※基礎型枠名称の数量算出及び外構図については、施工業者の数量を参考に監督員と協議の上設置すること。
※市民植栽の数量は別途工事とする。
※市民植栽の記載は㉑-㉞-等の二重線と重ねた記号で示す。
※別途工事による移植木は、㉑の二重丸の記号で示す。

Key Plan

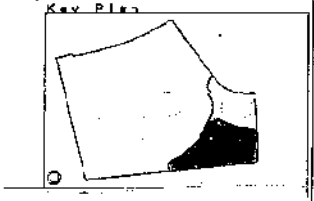

植栽平面図－7(中低木・地被類－1)

図－18

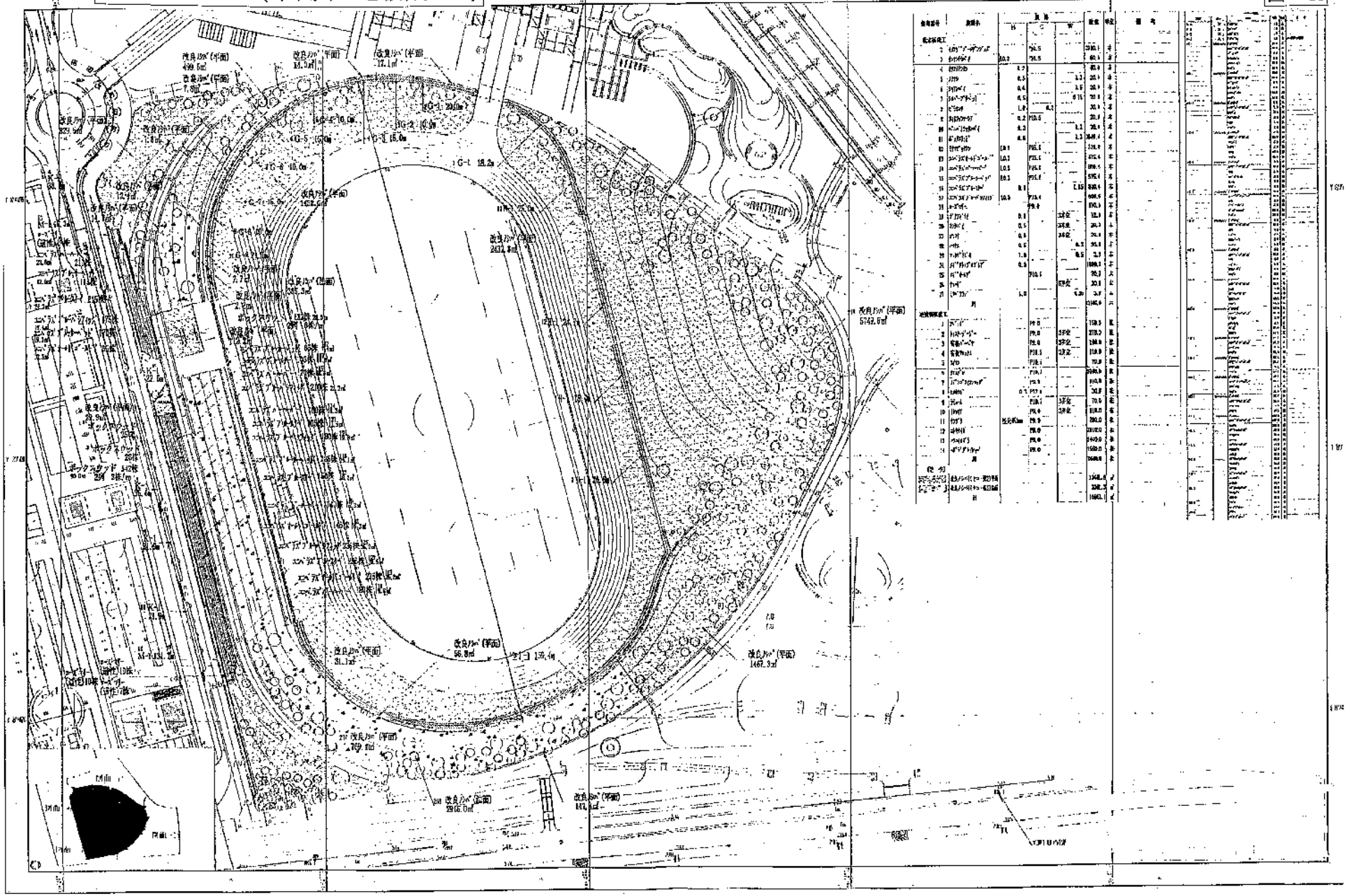

植栽平面図ー8(中低木・地被類ー2)

図ー19

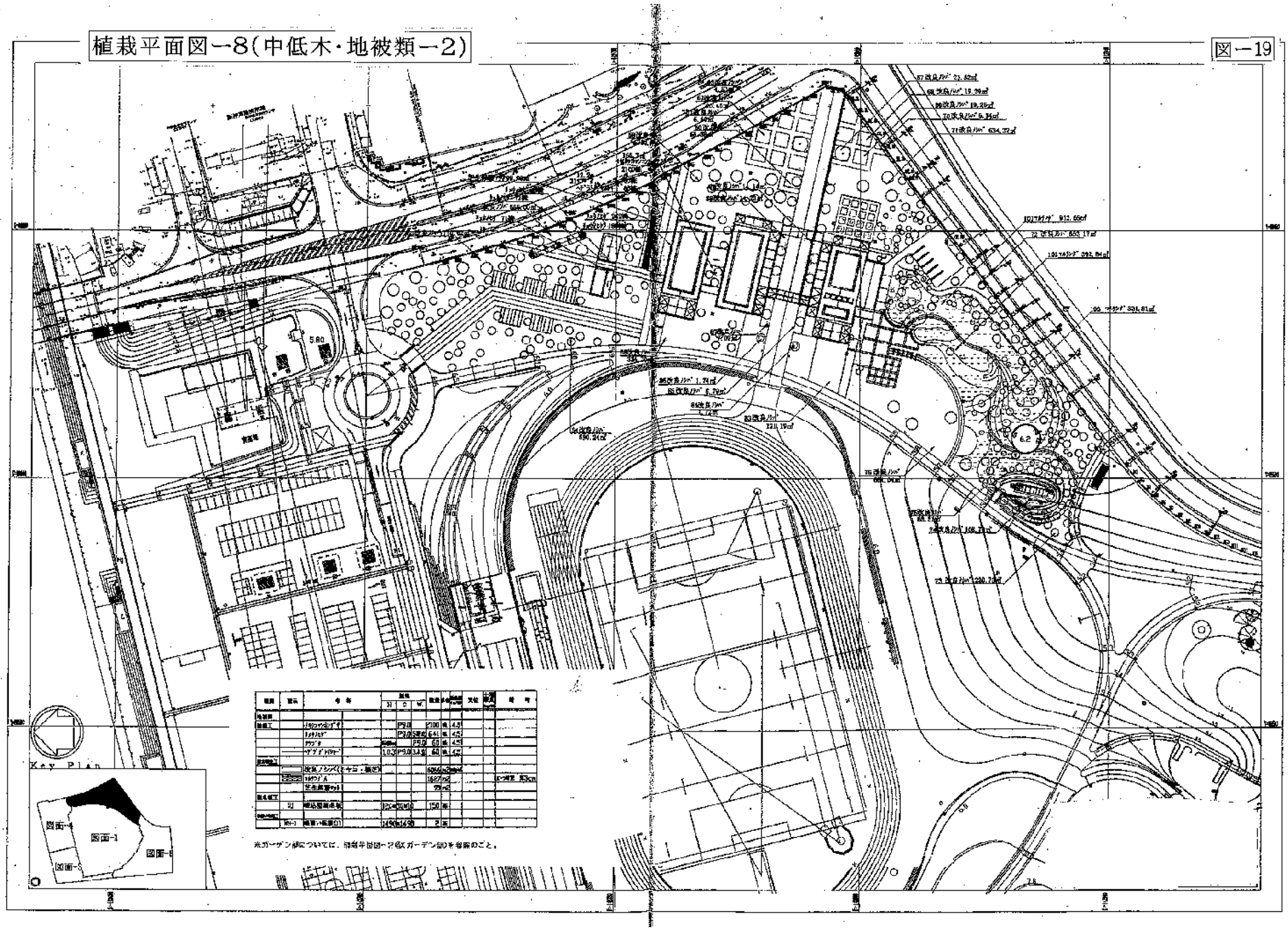

※ガーデン部については、植栽平面図ー2低Xガーデン部を参照のこと。

植栽平面図－9(中低木・地被類－3)

図－20

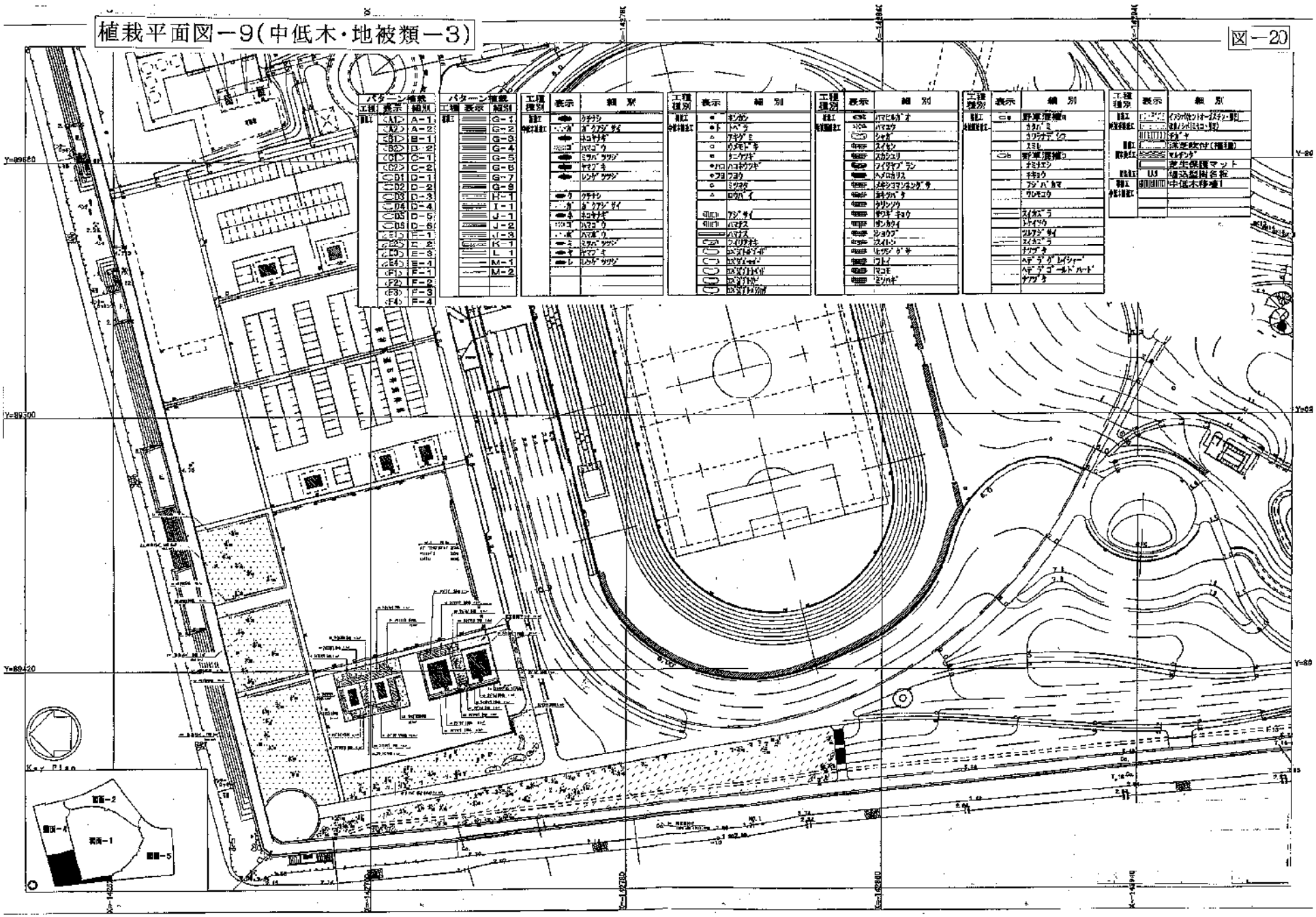

植栽平面図－10(中低木・地被類－4)

図－21

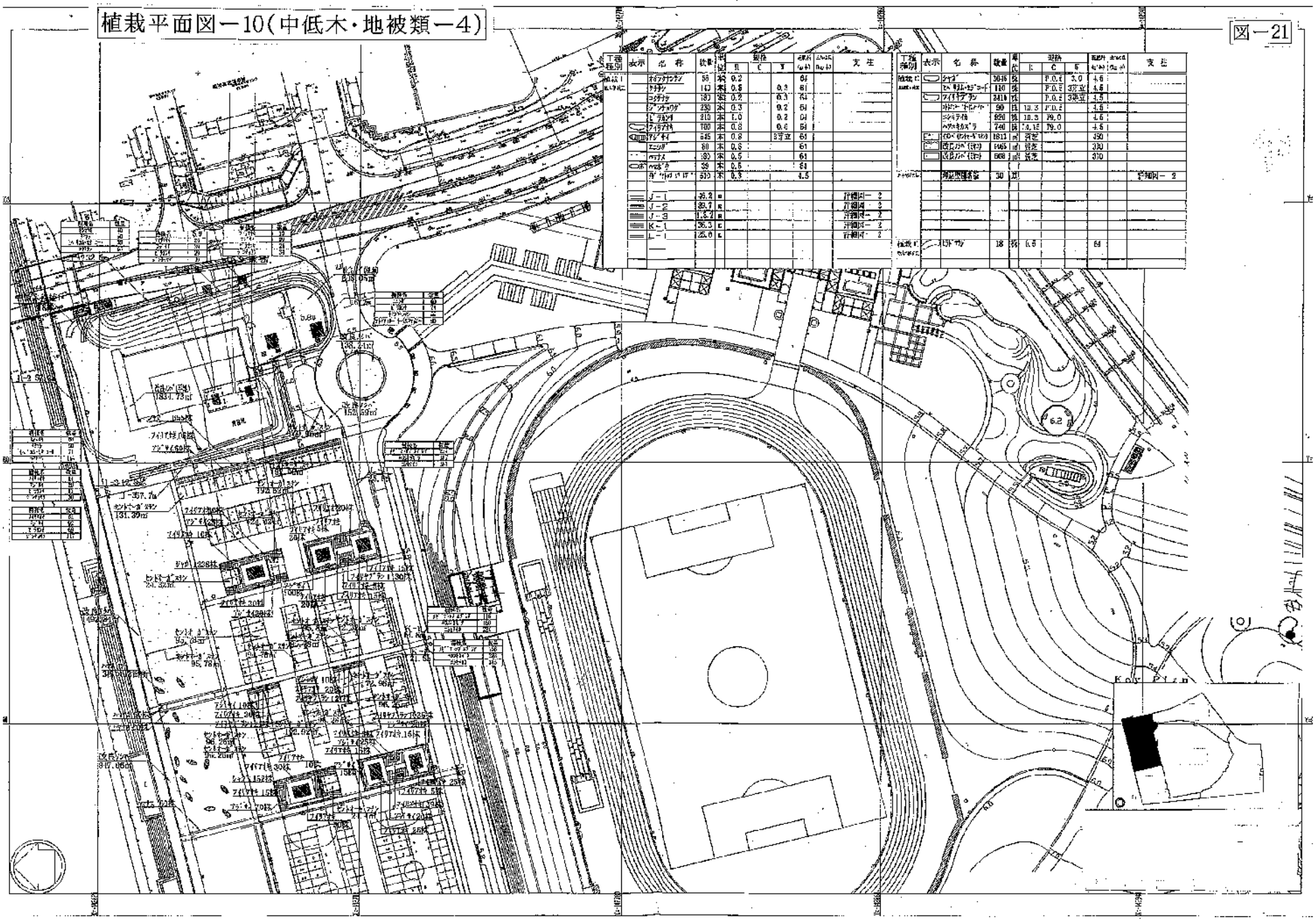

植栽平面図－11（中低木・地被類－5）

図－22

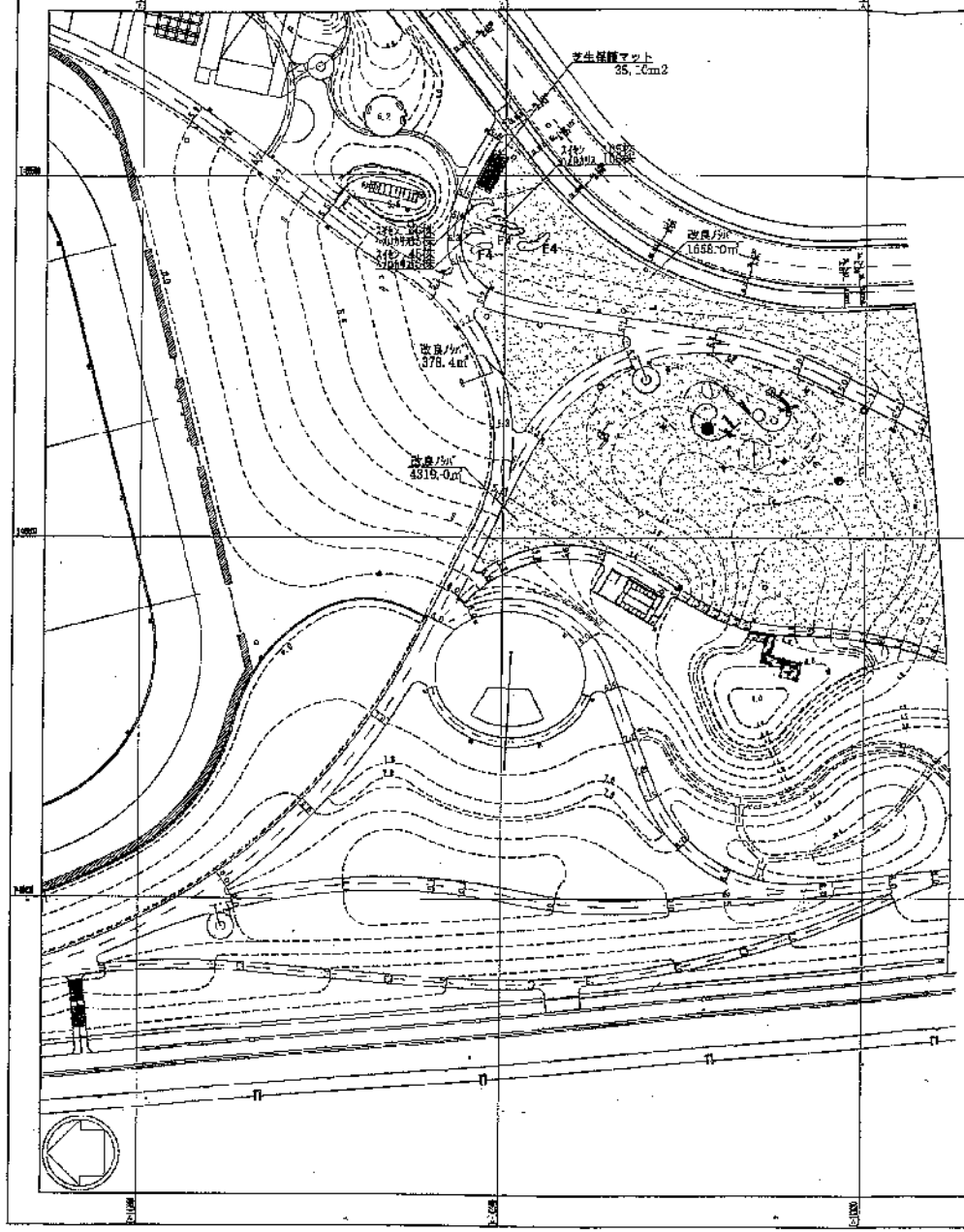

種別	種類	記号	規格 H	規格 C	規格 W	数量 A工数	単位	備考（天端）
中低木植栽工								
	ｳﾒﾓﾄﾞｷ		2.8		0.5		本	64
	ﾂﾂｼﾞ		2.5		0.3		本	64
	ﾏﾕﾐﾄﾞｸﾞﾛﾘｱ		2.6		0.4		本	64
	ﾌｪﾝｽﾞﾎﾟﾄｽ(ｽﾁｰﾙ)		3.4		0.3	12	箇	64
	ｱｶﾏﾂ(ｼﾞｭﾆｱ)		2.0		0.4		本	329
	ｻﾝｺﾛﾝ	●	1.0		0.4		株	64
	ﾄｸﾗﾝｼﾞ		2.5		0.3		本	64
	ｼﾛﾀﾓﾘｼﾞ		3.6		0.5	100	本	64
	ｻﾙｽﾍﾞﾘｰ		1.0		0.6		本	64
	ｻﾂﾏﾂﾂｼﾞ		1.0				株	64
	ﾊﾅﾐｽﾞｷ		0.8		0.6		本	64
	ﾋﾒｼｬｸﾅ		0.5		0.2		本	64
	ﾏﾙﾊﾞｼｬｸﾅｶﾞｲ		0.4		0.3		本	64
	ﾊﾏﾋﾙｶﾞｵ		0.2				株	64
	ﾋﾏﾗｷﾞ		1.2	3株立以上			株	320
	ﾔﾏﾌｼﾞ		1.0		0.6	1	本	64
	ｱｶﾏﾂ(ｼﾞｭﾆｱ)		1.5				本	329
	ﾆｼﾏﾂﾐ	〃	0.5		0.3		株	64
	ｷﾝﾒﾂﾂﾞ		0.5		0.3		株	64
	ｻﾂﾏﾂﾂｼﾞ	●	1.0		0.4		本	64
	ﾚｯﾄﾞﾘﾄﾞﾙ		0.8		0.5以上		株	64
	ﾕｷﾔﾅｷﾞ		0.8		0.3以上		株	64
	ｲﾄｽｷﾞ		0.2		0.4以上		株	64
	ｼﾛﾐｾﾝﾘ		1.0		0.4以上		株	64
	ｺﾌﾙﾒﾘｽｷﾞﾎﾞ		0.8		0.4以上		株	64
	ﾊﾅｲｶﾀﾞ		0.5		0.4以上		株	64
	ﾄｳｶｴﾃﾞ	〃	1.0		0.4以上		本	64
	ﾆｼｷﾌｼﾞ		1.2		0.7		本	320
	ﾓﾐｼﾞ		0.6				株	64
	ﾊﾅｼｮｳﾌﾞ				P10.5		鉢	4.5
	ﾊﾅｽﾞｵ		0.5		0.3		株	64
	ﾋｶﾞﾝｻﾞｸﾗ		1.0		0.6		本	64
	ﾆｼﾏﾂﾌﾞｼ		1.0		0.35		本	64
	ﾐﾂﾊﾞﾂﾂｼﾞ	〃	0.5		0.3		株	64
	ﾕｷﾔﾅｷﾞ		1.0		0.5		株	64
	ｲﾛﾊﾓﾐｼﾞ				3株立		本	64
	ﾔﾏﾌｼﾞ		1.0		3株立		本	64
	ｺﾆｼｷｷ		0.5		3株立		本	64
	ﾊﾝﾉｷｳﾂｷﾞ		0.8		0.6		本	64
	ﾊﾅｽﾞｵ	▲	1.5		0.4		株	64
芝張植栽工								
	ﾘｭｳﾉﾋｹﾞ				P9.0		株	4.5
	ﾖｼｼﾏｽｽｷ				P10.5		袋	4.5
	ﾎﾄｹﾉｼﾘ				P10.5		株	
	ﾍﾒﾋﾊﾞ				P9.0		株	4.5
	ｵﾘｴﾝﾀﾙｼﾗｷﾞｸ				P9.0		株	4.5
	ﾔﾏﾕﾘ				P10.5		株	4.5
	ﾀｶﾈﾗﾝ				P10.5		株	4.5
	ﾂﾙﾆﾁﾆﾁｿｳ				P10.5		株	4.5
	ﾎｿﾊﾞﾉﾔﾏｽｹﾞ				P9.0		株	4.5
	ﾔﾏｽｹﾞ				P9.0		株	4.5
	ﾂﾙﾆﾁﾆﾁｿｳ				P10.5		株	4.5
	ﾔﾏﾕﾘ				P10.5		株	4.5
	ﾀｶﾈﾗﾝ				P10.5		株	4.5
	ﾊﾅｼｮｳﾌﾞ				P9.0		株	4.5
	ﾋｶﾞﾝｻﾞｸﾗ				P10.5		株	4.5
	ﾐﾂﾊﾞﾂﾂｼﾞ				P10.5		株	4.5
	ﾊﾅｽﾞｵ				P10.5		株	4.5
	ﾋﾒｼｬｸﾅ				P10.5		株	4.5
	ﾍﾒﾋﾊﾞ				P10.5	215	株	4.5
	ﾐﾂﾊﾞ				P10.5		株	
	ﾊﾝﾉｷｳﾂｷﾞ				P9.0		株	6.5
	ﾔﾏﾌｼﾞ				P9.0		株	4.5
	ﾔﾏﾌｼﾞ				P10.5		株	4.5
	ﾋﾒｲﾜｶﾞｻ				P9.0		株	4.5
	ｽｽｷﾉｷﾘ				P9.0		株	4.5
	ｻｻﾒﾀｹ				P9.0		株	4.5
	改良ﾉﾛﾝ(ﾀｲﾌﾟ)					6356	㎡	300g/m²
	ﾉﾛﾝ						㎡	300g/m²
播種工								
	高茎次代付け						㎡	
芝張工								
	ﾏﾙﾁﾝｸﾞ		対象面積	芝張面積			㎡	
雑名作工	芝生保護ﾏｯﾄ					35	m²	
	搬入処理手数	UT	120+30+10				箇	

記号	種別	備考
	ﾀﾌﾃﾝ	1株/m²を主体に植栽
	ﾋﾒｼｬｸﾅ	1株/m²を主体に植栽
	ﾍﾒﾋﾊﾞ	1株/m²を主体に植栽
	ﾐﾂﾊﾞﾂﾂｼﾞ	1株/m²を主体に植栽
	ﾔﾏﾌｼﾞ	1株/m²を主体に植栽
	ｼﾝﾉﾌﾞｼﾞｼｮｳ	1株/m²を主体に植栽
	ﾀﾁﾊﾅｼｮｳ	1株/m²を主体に植栽
	ﾋﾒｼｬｸﾅ	1株/m²を主体に植栽
	ﾍﾒﾋﾊﾞ	2株/m²を主体に植栽
	ﾐﾂﾊﾞﾂﾂｼﾞ	1株/m²を主体に植栽
	ﾔﾏﾌｼﾞ	1株/m²を主体に植栽
	ｼﾝﾉﾌﾞｼﾞｼｮｳ	1株/m²を主体に植栽
	ﾊﾏﾋﾙｶﾞｵ	
	ﾔﾏｶﾞﾗ	
	ﾄｸﾗﾝｼﾞ	
	ｱｶﾏﾂ	
	ｸｽﾓﾄﾄﾞｷ	
	ﾀｰｸﾏﾂ	
	ﾐﾔﾏﾏﾀﾂ	
	ﾛｳﾊﾞｲ	
	野草混植a	
	ｶﾀﾊﾞﾐ	10株/箇所
	ｶﾘﾌﾗﾌﾞﾗｿｳ	10株/箇所
	ｽｽﾞﾗﾝ	10株/箇所
	野草混植b	
	ﾅﾐﾅｴｼｼﾞ	10株/箇所
	ｷｷｮｳ	10株/箇所
	ﾌｼﾞﾊﾞｶﾏ	10株/箇所
	ﾜﾚﾓｺｳ	10株/箇所
	ｽﾄｲｽﾌﾟﾚｰ	植込み時土壌調整剤
	ﾄﾗﾌﾟﾛｯﾌﾟ	植込み時 芝張り後
ターン記号		
A1	A-1	
A2	A-2	
B1	B-1	
B2	B-2	
C1	C-1	
C2	C-2	
D1	D-1	
D2	D-2	
D3	D-3	
D4	D-4	
D5	D-5	
D6	D-6	
E1	E-1	
E2	E-2	
E3	E-3	
E4	E-4	
F1	F-1	
F2	F-2	
F3	F-3	
F4	F-4	

※高木・中低木の植栽は図面形態『まるやま3号 H:P:K=3:6:4』同等品以上とする。
※芝張、張芝の施肥は緑茶図面形態『ちから3号 K:P:K=3:6:4』同等品以上とする。
※土壌改良材はバーク堆肥（完熟品）とする。
※屋外型標名板の設置箇所及び詳細については、監督員の指示に従い打合せの上設置すること。
※シャリンバイの植付箇所は、詳細図に示す。

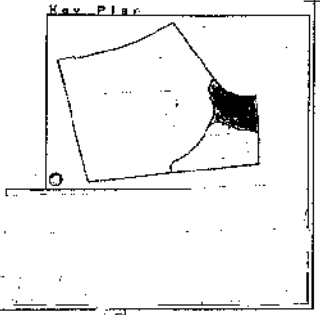

植栽平面図－12(中低木・地被類－6)

図－23

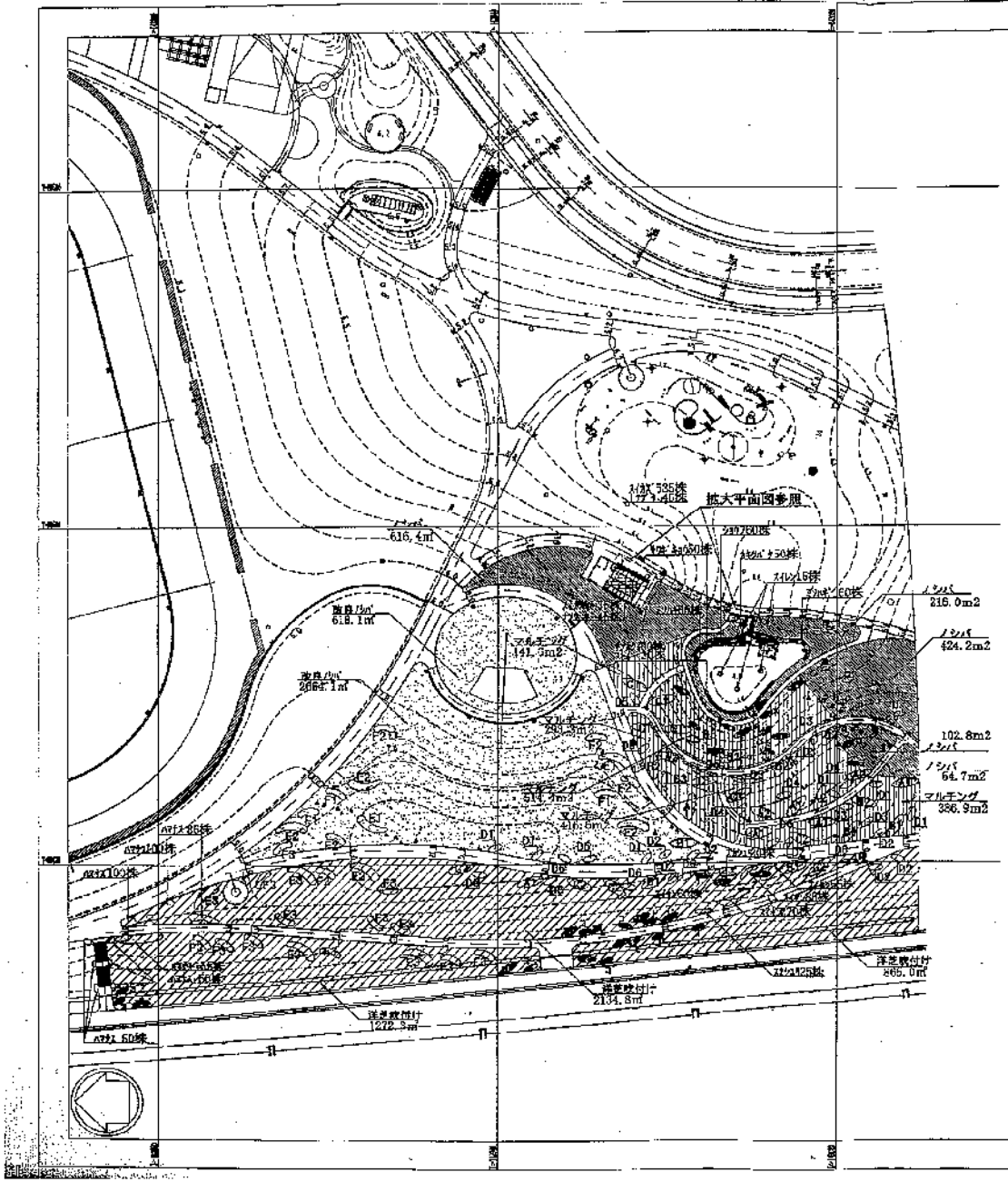

種別	種別	表示	規格 H	規格 C	規格 W	数量	単	地被面積(m2)	備考
中低木植栽工									
	ｱｶﾏﾂ		0.8		0.5	8	本	64	
	ｱｶｼﾃﾞ		0.5		0.3	13	本	64	
	ｱﾍﾞﾘｱ		0.6		0.4	10	本	64	
	ｱﾍﾞﾘｱ"ﾌﾗｯｸﾜｲﾄﾊﾞﾘｴ		0.4		0.3		株	64	
	ｲﾎﾞﾝﾏｻｷ(ﾙｽ)		2.0		0.4	5	本	320	8 添え住
	ｳﾒﾓﾄﾞｷ	"	1.0		0.4	6	株	64	
	ｵﾀﾌｸﾓｸ		0.5		0.3	29	本	64	
	ｶﾝﾋﾂﾊﾞｲ		0.6		0.3	28	本	64	
	ｷﾝﾓｸｾｲ		1.0		0.6	5	本	64	
	ｷﾝﾒﾝﾁｬ		1.0			13	本	64	
	ﾊﾅﾐｽﾞｷ		0.8		0.6	11	本	64	
	ﾋﾏﾗｷｼﾀﾞ		0.5		0.3	6	本	64	
	ﾋﾒｼｬﾘﾝﾊﾞｲ		0.4		0.4	42	本	64	
	ﾏﾕﾐｼﾞ		0.2			8	本	64	
	ﾔﾏﾌｼﾞ		1.2	3本立	0.8	14	株	320	
	ﾔﾏﾌｼﾞﾉﾊﾅ		1.0		0.5	4	本	64	
	ﾜｶﾊﾞｼｬｼﾞﾝ		1.5			5	本	320	2 添え住
	ｱｶﾞﾏﾂ	△	0.5		0.3	21	株	64	3株寄植え
	ｲﾜﾋﾊﾞ		0.3		0.3	27	株	64	
	ｶﾝﾋﾂﾊﾞｲ	○	1.0		0.4	9	本	64	
	ｶﾞﾏｽﾞﾐﾄﾞﾘ		0.8	3本立		78	本	64	
	ｶﾞﾏｽﾞﾐ		0.2		0.1	11	株	64	
	ｶﾜﾗﾔﾅｷﾞ		0.2	3本立		165	株	64	
	ｷﾝﾓｸｾｲ		1.0		0.4	11	株	64	
	ｺﾌｷﾌｨﾘﾌｪﾗ		0.8		0.4	8	本	64	
	ｺﾏﾕﾐ		0.5	3本立		6	本	64	
	ｻﾞｸﾛｲﾁｺﾞ	▫	1.0	3本立		3	本	64	
	ｻﾂﾏｲﾓﾁ		1.2		0.7	5	本	320	
	ｻﾞﾝｺｳﾎﾞｸ		0.5			11	株	64	
	ﾊﾏﾋﾙｶﾞｵ			P10.5		177	株	4.5	
	ﾊﾏﾋﾙｽﾞ	⬭	0.6		0.3	640	株	64	
	ﾋﾏﾗｷｼﾀﾞ		1.0		0.5	33	本	64	
	ﾋﾒｼｬﾘﾝﾊﾞｲ		1.0		0.35	36	本	64	
	ﾋﾒﾕｽﾞﾘ	○	0.5		0.3	3	株	64	
	ﾍﾞﾆｼｬｸﾅｹﾞ		1.0		0.5	5	株	64	
	ﾔﾏﾌｼﾞ			5株立		12	本	64	
	ﾔﾏﾌﾞｷ		1.0	3株立		16	本	64	
	ﾕｷﾂﾊﾞｷ		0.5	3株立		15	本	64	
	ﾚﾝｼﾞｮｳﾋﾞ		0.8		0.6	8	本	64	
	ﾜﾋﾞｽｷﾞ	▲	1.5		0.4	14	株	64	3
地被植栽工									
	ｲﾁﾖｳｼﾀﾞ			P9.0		300	株	4.5	
	ｵｶﾄﾗﾉｵ			P10.5		40	株	4.5	
	ｶﾜﾗﾔﾅｷﾞ			P10.5		50	株		
	ｷﾁﾁｮｳﾒ	▬		P9.0		30	株	4.5	
	ｷﾂﾈｻﾞﾄﾞｼﾞｮｳ			P9.0		30	株	4.5	
	ｷﾝｷｼﾞ			P10.5		40	株	4.5	
	ｷﾝｼﾞｮｳｶﾝｺﾞｸ			P10.5	3本植	90	株	4.5	
	ｷﾝﾓｸｾｲ			P9.0	3本植	60	株	4.5	
	ｸﾏｻﾞｻ			P10.5	3本植	100	株	4.5	
	ｸﾘﾉｷｿｳ			P10.5		150	株	4.5	
	ｸﾛﾏﾂ			P10.5		60	株	4.5	
	ｺﾒﾔﾏｼﾊﾞ	▬		P10.5		770	株	4.5	
	ｻﾂﾏｲﾓﾁ				P6.0	15	株		コンテナ付
	ｻﾝｼｮｳﾕ	⬭		P5.0		161	株	4.5	
	ｻﾝｽﾕ			P9.0		30	株	4.5	
	ｼﾊﾞﾔﾅｷﾞ			P10.5	3本植	246	株	4.5	
	ｼﾊﾞﾔﾏ			P10.5	3本植	100	株	4.5	
	ｼﾛﾔﾏﾊｷﾞ	◡		P5.0		150	株	4.5	4株/株立3株植え
	ﾁｯｺｸｿｳ		0.3	P10.5		60	株	4.5	
	ﾄｳﾎｸｻﾞ			P10.5	3本植	390	株	4.5	
	ﾅﾝﾃﾝ			P9.0		40	株	4.5	
	ﾊｷﾞ			P10.5		50	株		
	ﾊﾏﾋﾙｽﾞ	⬭		P10.5		225	株	4.5	
	ﾊﾏﾕｳｶﾞｵ	▬		P5.0			株	4.5	
	ﾋﾒｼｬﾘﾝﾊﾞｲ			P5.0		120	株	4.5	
	ﾋﾒﾕｽﾞﾘ			P10.5	3本植	300	株	4.5	
	ﾋﾒﾕｽﾞﾘ			P9.0		40	株	4.5	
	ﾌｼﾞﾊﾞｶﾏ		0.3	P5.0		70	株	4.5	
	ﾌﾀﾊﾞｱｵｷ			2芽立ﾎﾟｯﾄ	P9.0	90	株	4.5	
	芝張り(ｾﾝﾊﾟ)			張芝		3290	㎡	300g/m2	
	ｼﾊﾞﾌ			張芝		1410	㎡	300g/m2	
雑草工									
	洋芝散付け					4270	㎡		
景石設置工									
	ｱｶﾏﾂ		斜面景石	高さ1m		1750	個		
	芝川石橋		ﾄﾗｽﾍﾟｰﾄﾘｰﾌﾞ			2	個		
雑材設工									
	地区整備名板	UT	120×50×10			100	枚		詳細図 3参照

記号	種別	備考
	ｸﾁﾅｼ	1株/ポリポット15株植え
	ｺｳﾔﾏｷ	1株/ポリポット15株植え
	ﾊﾏﾋﾙｽﾞ	3株/ポリポット5株植え
	ﾐﾔﾏｷﾘｼﾏ	1株/ポリポット15株植え
	ﾔﾏﾌﾞｷ	1株/ポリポット15株植え
	ﾚﾝｼﾞｮｳﾋﾞ	1株/ポリポット15株植え
ク	ｸﾁﾅｼ	1株/ポリポット15株植え
ス	ｽﾉｷｸﾞｻ	1株/ポリポット15株植え
コ	ﾊﾏｺﾞｳ	3株/ポリポット5株植え
ミ	ﾐﾔﾏｷﾘｼﾏ	1株/ポリポット15株植え
ヤ	ﾔﾏﾌﾞｷ	1株/ポリポット15株植え
レ	ﾚﾝｼﾞｮｳﾋﾞ	1株/ポリポット15株植え
ヒ	ﾊﾏﾋﾙｶﾞｵ	
■	ｵﾆｶﾝｿｳ	
□	ﾊﾏｻｼ	
△	ﾌﾓﾄｽﾐﾚ	
▽	ｳﾒﾓﾄﾞｷ	
◎	ﾀﾆﾜﾝﾅｷ	
▫	ﾐﾂﾏﾀｻ	
▲	ﾊﾏﾋﾙｽﾞ	
L	野草種播a	
	ｶﾀﾊﾞﾐ	10株/箇所
	ﾎﾀﾙｲﾄﾞｸｻ	10株/箇所
	ｽﾐﾚ	10株/箇所
L1	野草種播b	
	ｵﾐﾅｴｼ	10株/箇所
	ｷｷｮｳ	10株/箇所
	ﾌｼﾞﾊﾞｶﾏ	10株/箇所
	ﾜﾚﾓｺｳ	10株/箇所
	ﾍﾒﾊｷﾞﾗ	4株/m2 5種混播
	ﾅﾅﾌｼｸﾞｻ	3株/m2 5種混播

ボーリング調査	
A1	A－1
A2	A－2
B1	B－1
B2	B－2
C1	C－1
C2	C－2
D1	D－1
D2	D－2
D3	D－3
D4	D－4
D5	D－5
D6	D－6
E1	E－1
E2	E－2
E3	E－3
E4	E－4
F1	F－1
F2	F－2
F3	F－3
F4	F－4

※高中低木の施肥は緩効肥料『まるやま3号 N:P:K-15:5:4』同等品以上とする。
※地被、芝生の施肥は緩効固形肥料『ちから3号 N:P:K-3:5:4』同等品以上とする。
※土壌改良材はバーク堆肥（完熟品）とする。
※種区型前名板の設置箇所及び対象樹種については、設置芝の数量を参考に監督員と協議の上決定すること。
※除草材寸法の混合率は、ケンタッキーブルーグラス 35%、ショートハミューグラス：40%、ハイランドベントグラス：25%とする。

Key Plan

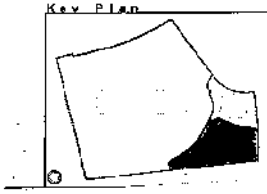

施設平面図－1

図－24

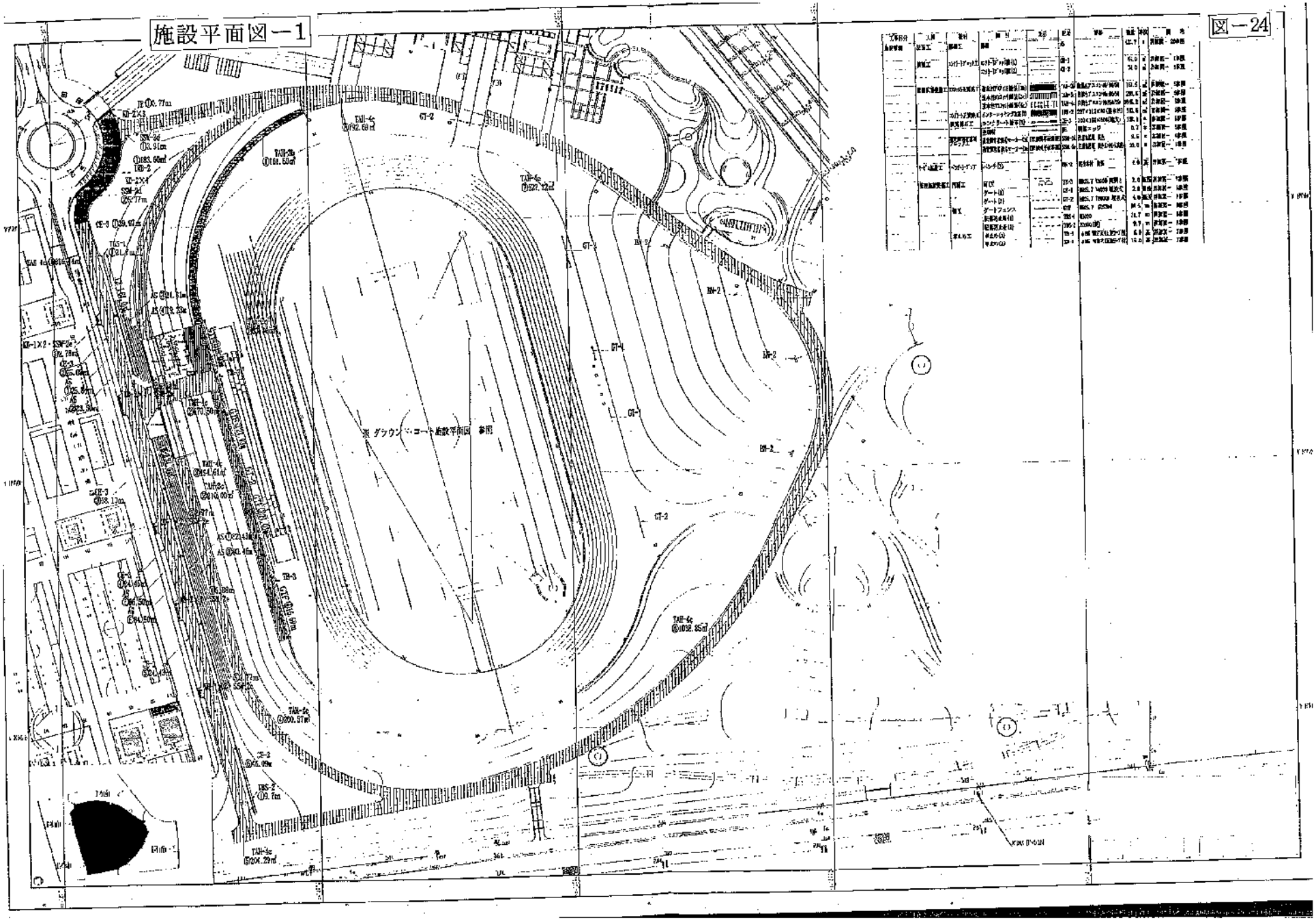

施設平面図－2

図－25

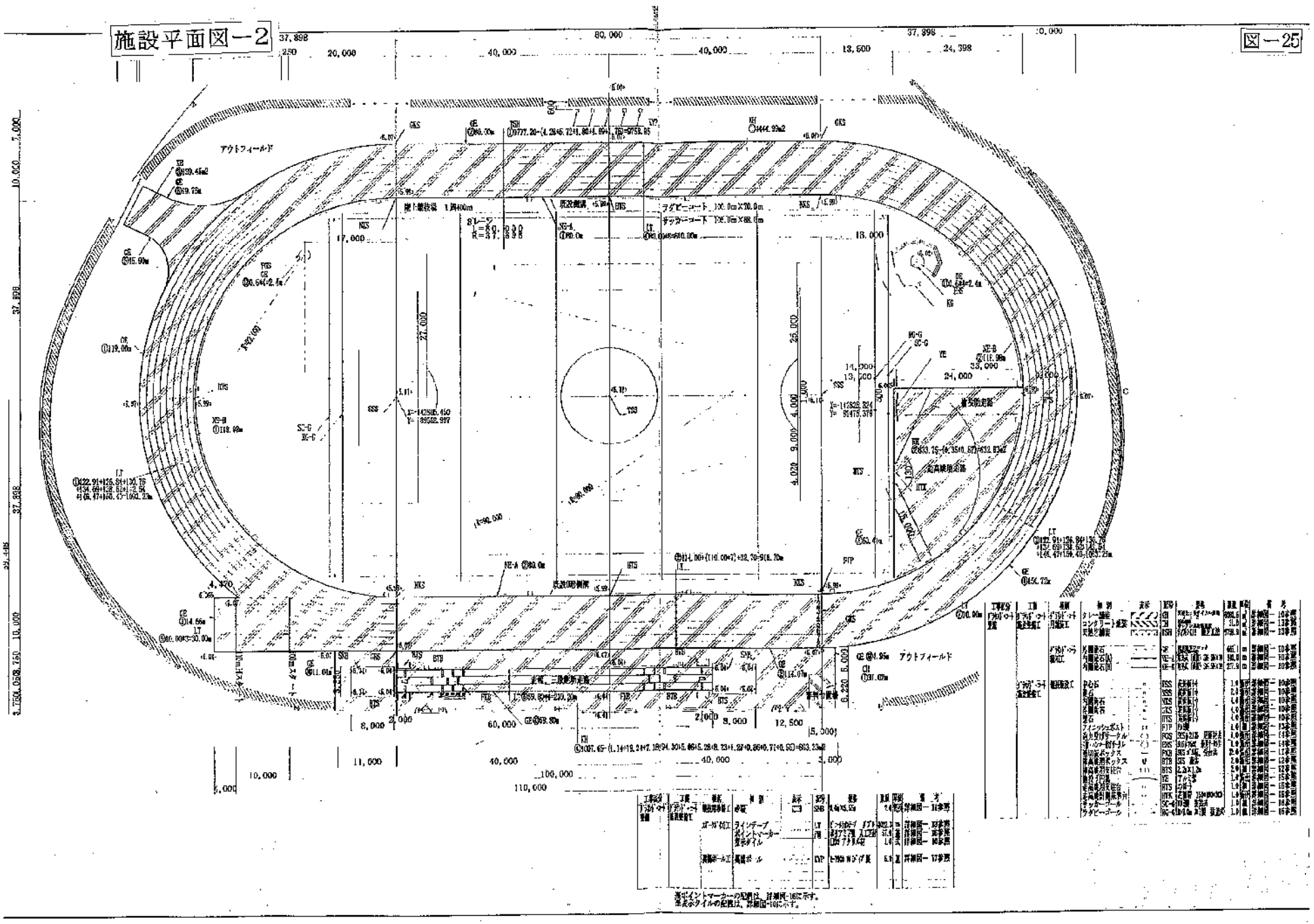

施設平面図－3

図－26

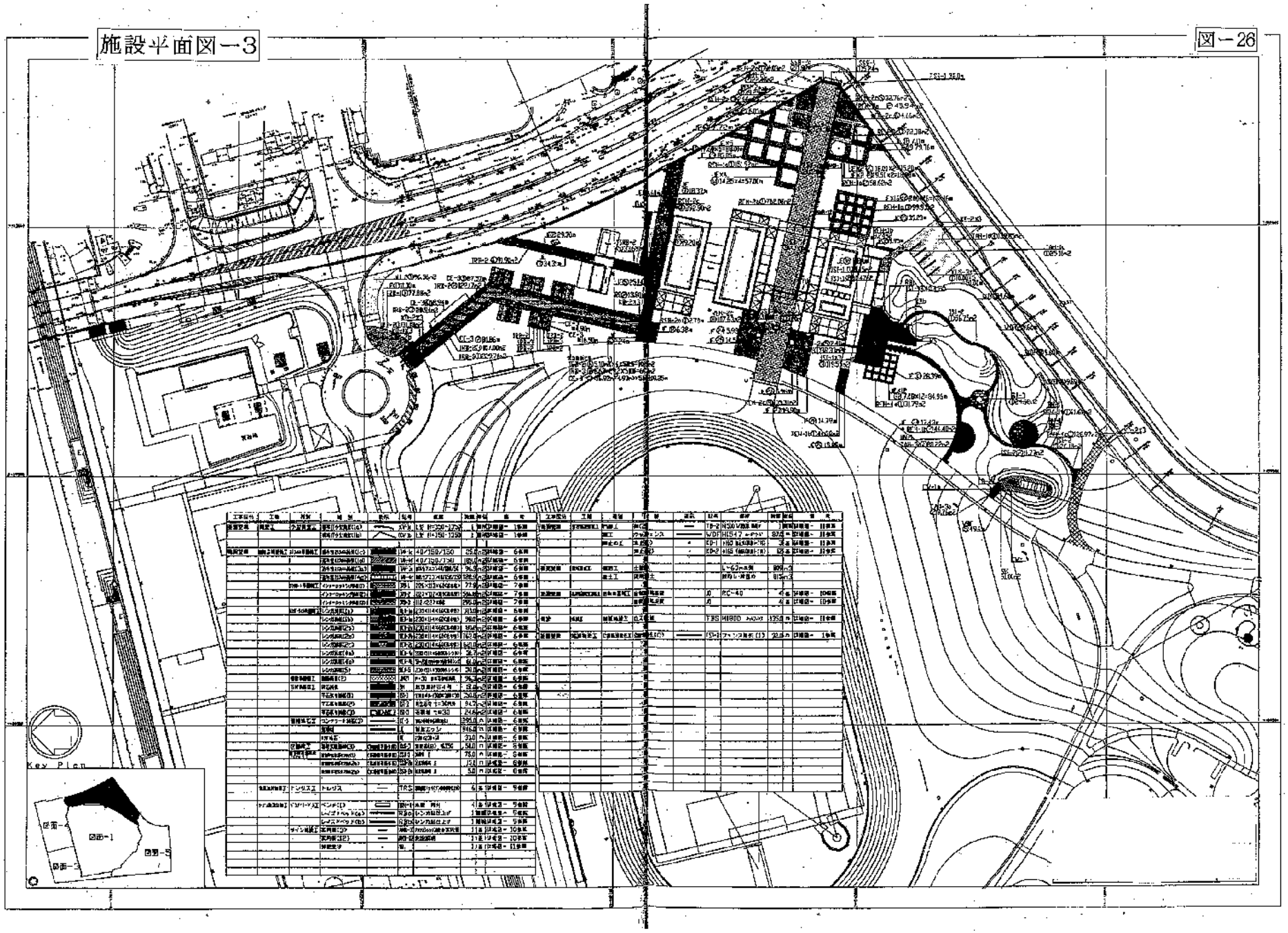

施設平面図－4

図－27

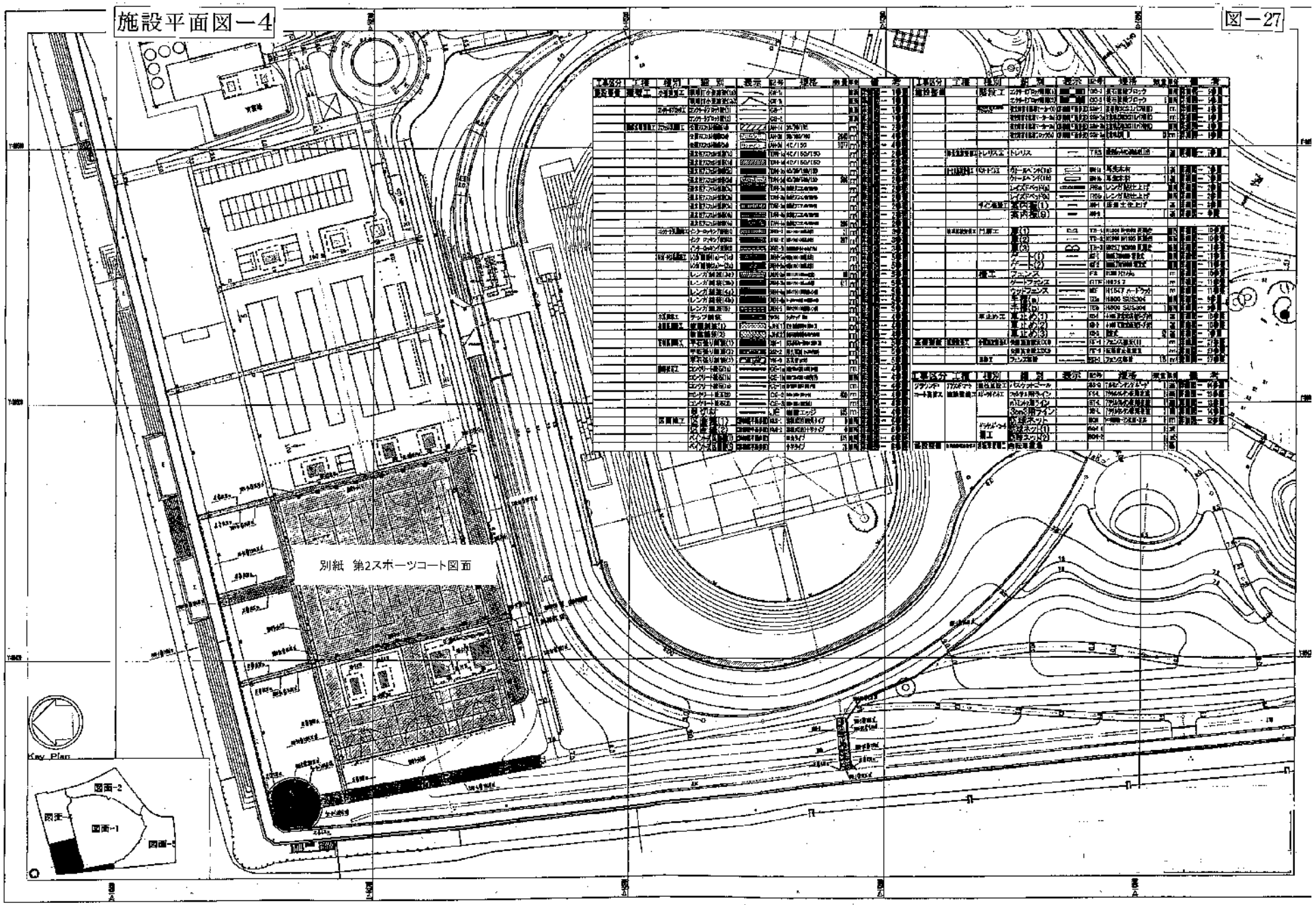

施設平面図－5

図－28

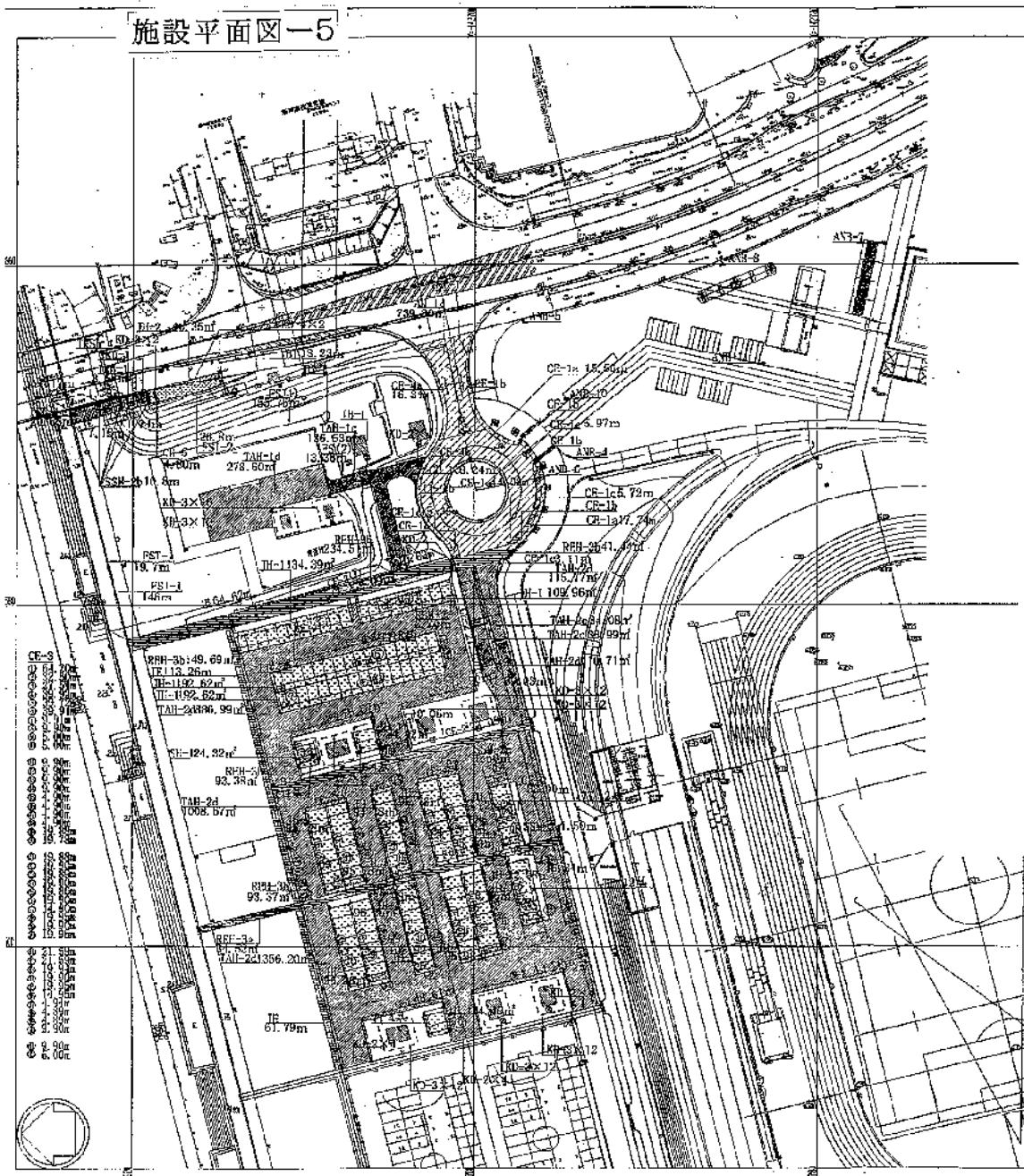

工事区分	区	種別	細別	表示	記号	規格	数量	単位	備考
舗装工事	施設整備	区画線工	区画線(白)		白-1a	実線 15cm	736.3	m	新設
			区画線(白)		白-1b	破線 15cm	165.6	m	新設
			区画線(白)		白-2	実線 30cm	238.8	m	新設
			区画線(白)		白-2a	破線 30cm	69.0	m	新設
			区画線(白)		白-2b	破線 15cm	63.5	m	新設
		コンクリート工	コンクリート舗装		舗-1	厚さ15cm 普通コンクリート	36.2	m	新設
		排水構造物工	コンクリート製U型側溝		側-1a	内幅30cm 深さ30cm 鉄筋コンクリート製	38.5	m	新設
			コンクリート製U型側溝		側-1b	内幅30cm 深さ40cm 鉄筋コンクリート製	612.3	m	新設
		縁石工	縁石(R=1.0m)		縁-1a	高さ15cm 幅15cm 半径1.0m	30.0	m	新設
			縁石(R=2.0m)		縁-1b	高さ15cm 幅15cm 半径2.0m	3.0	m	新設
		側溝蓋工	コンクリート蓋(1)		蓋-1a	1200×300×100 鉄筋コンクリート製	92.7	枚	新設
			コンクリート蓋(1)		蓋-1b	1200×300×100 鉄筋コンクリート製	9.0	枚	新設
			コンクリート蓋(2)		蓋-2a	600×300×100 鉄筋コンクリート製	24.0	枚	新設
			コンクリート蓋(2)		蓋-2b	600×300×100 鉄筋コンクリート製	701.5	枚	新設
			コンクリート蓋(3)		蓋-3	600×300×100 鉄筋コンクリート製	721.0	枚	新設
			コンクリート蓋(4)		蓋-4a	1200×300×100 鉄筋コンクリート製	11.0	枚	新設
			コンクリート蓋(4)		蓋-4b	1200×300×100 鉄筋コンクリート製	8.0	枚	新設
			コンクリート蓋(5)		蓋-5	1200×600×100 鉄筋コンクリート製	1.0	枚	新設
			集水桝		桝-1	桝蓋+ブロック	106.2	m	新設
		構造物工	集水桝(1)		桝-1a	600×600 桝蓋+ブロック	15.0	箇所	新設
			集水桝(2)		桝-1b	600×600 桝蓋+ブロック	141.0	箇所	新設
			集水桝(3)		桝-1c	600×600 桝蓋+ブロック	68.0	箇所	新設
			集水桝(4)		桝-1d	600×600 桝蓋+ブロック	85.0	箇所	新設
			集水桝(5)		桝-1e	600×600 桝蓋+ブロック	40.0	箇所	新設
		縁石工	縁石ブロック		縁-2	高さ15cm 幅15cm	40.0	m	新設
		付帯工	境界杭(1)		杭-1	金属プレート	1	基	新設
			境界杭(2)		杭-2	鉄筋コンクリート	3.0	基	新設
	一般整備	ライン設置工	白線(1)		白-1	幅15cm 実線	1	式	新設
			白線(2)		白-2	幅15cm 破線	1	式	新設
			横断歩道		白-3	幅45cm 実線	1	式	新設
			停止線		白-4	幅30cm 実線	1	式	新設
			矢印(1)		白-5	大型矢印	1	式	新設
			矢印(2)		白-6	小型矢印	1	式	新設
			文字(1)		白-7	規制文字(横断歩道)	1	式	新設
植栽工	施設整備	植栽工	芝		芝-1	張芝	1,500	㎡	新設
		手すり工	フェンス		柵-1	H=1.2m 単管パイプ	870.7	m	新設
			フェンス		柵-2	H=1.8m 単管パイプ	11.3	m	新設
			手すり		柵-3	鋼製	1	式	新設
		土工	土砂掘削		土-1	土砂掘削	1,500	㎥	新設
			残土処分		土-2	残土処分	1,500	㎥	新設
			埋戻し		土-3	埋戻し	1,500	㎥	新設
共通仮設	施設整備	仮設工	仮囲い		仮-1	高さ2.0m	1	式	新設
			交通誘導員		仮-2	交通誘導員	10	人	新設
		撤去工	フェンス撤去		撤-1	H=1.8m	140.0	m	撤去
			縁石撤去		撤-2	縁石撤去	30.0	m	撤去
			ブロック撤去		撤-3	ブロック撤去	15.0	m	撤去

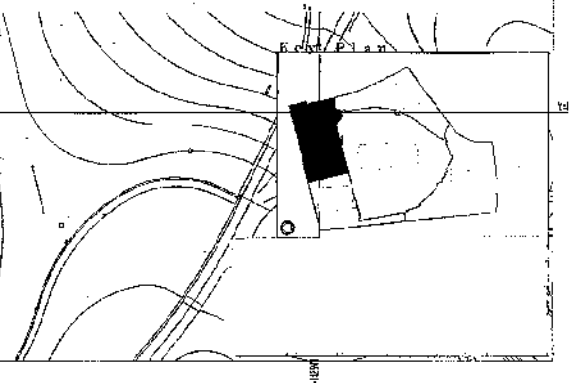

施設平面図－6

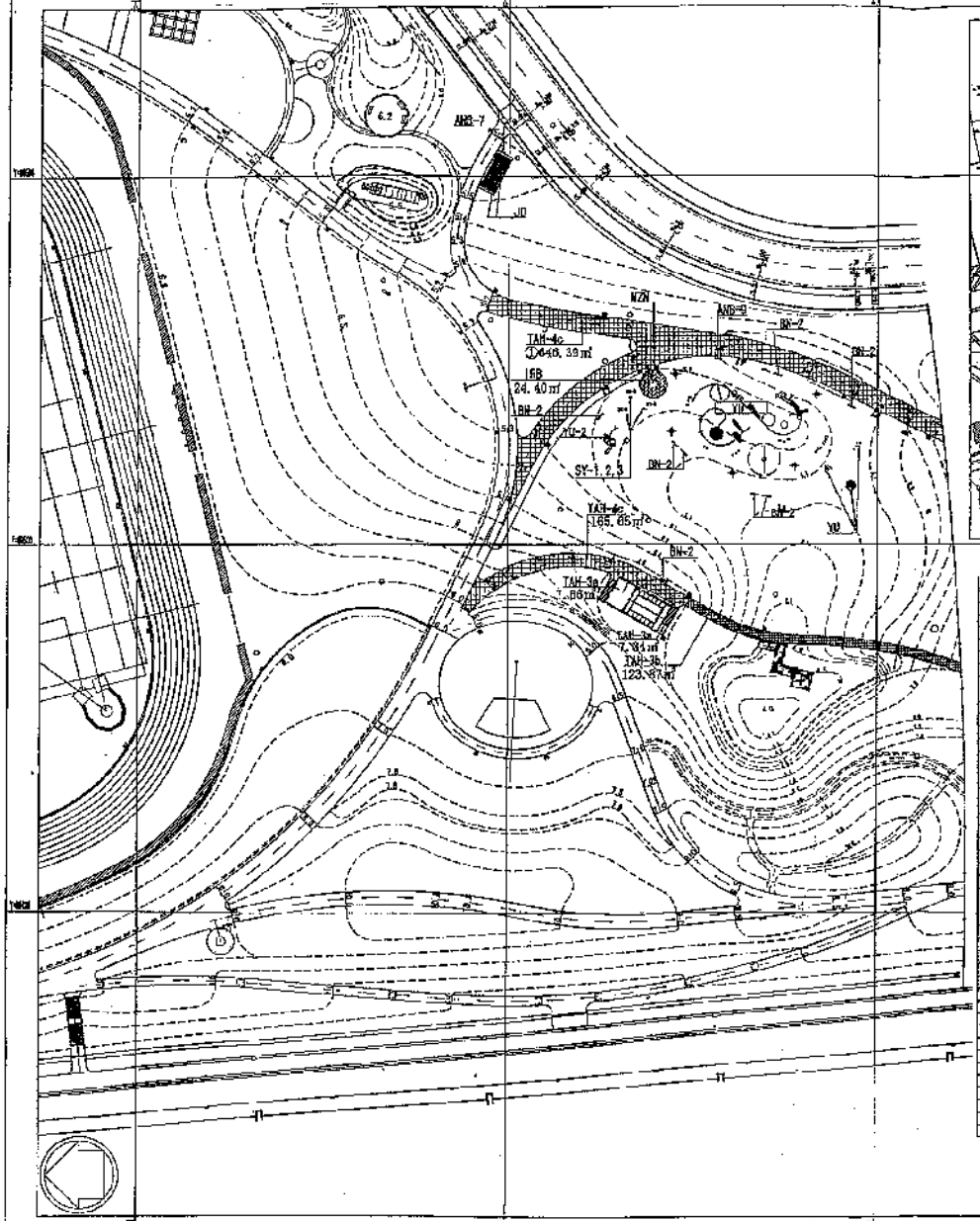

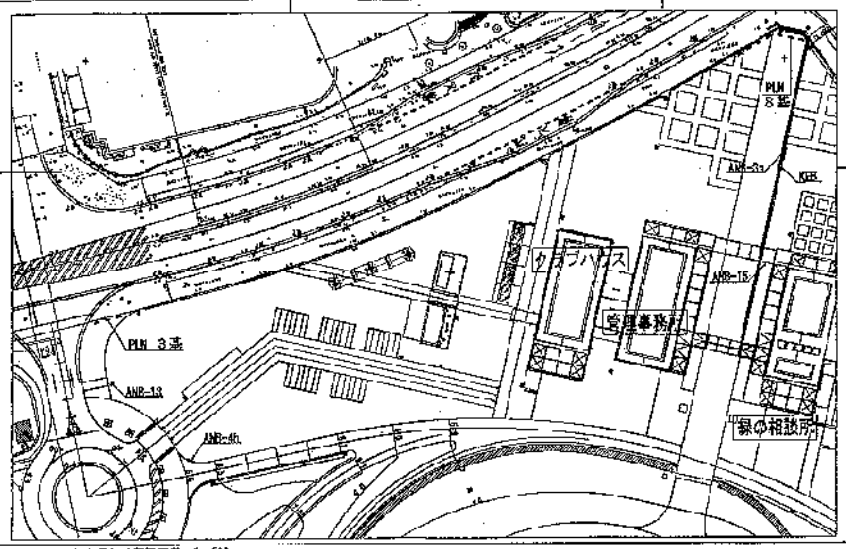

エントランス部平面図 1：500

記号	工種	種別	細別	摘要	記号	規格	数量	単位	備考
植栽									
	植栽基盤整備工	アカカー系舗装工							
			透水性ウッド舗装(3a)		BW-3a	保護アスコン(10t)(t)	1.1	m	詳細図-7 参照
			透水性ウッド舗装(3b)		BW-3b	保護アスコン(10t)(t)	19.2	m	詳細図-7 参照
			透水性ウッド舗装(4c)		BW-4c	保護アスコン(10t)(t)(5t)	81.5	㎡	詳細図-7 参照
		切り下げ工							
			ロードヒーティング舗装			I R B 250×113×50	24	m	詳細図-7 参照
	芝生植栽基盤工	芝生植栽基盤整備工							
			ベンチ(1)		ST-1	こぞう	1	基	詳細図-15 参照
			ベンチ(2)		ST-2	ライス	1	基	詳細図-16 参照
			ベンチ(3)		ST-3	コートハイ	12	基	詳細図-17 参照
			車止め		YU		1	基	詳細図-5～6参照
			車止め(2)		YU-2	別売品	1	基	詳細図-13 参照
			透水保護マット				135	㎡	
	土工(人力掘削)及び整地工	土砂掘削工							
			土砂掘削		CUT	WZN 植栽予想位置	1	箇	詳細図-21 参照
		ベンチ・テーブル工							
			ベンチ(2)		BN-2	背座木付 背無	6	基	詳細図-7 参照
			円形ベンチ(小)				12	基	詳細図-20 参照
		サイン施設工							
			案内板(3)表示板		JVB-3	エントランス案内図	1	基	詳細図-18 参照
			案内板(4)表示板		JVB-4	緑の相談所案内板	1	基	詳細図-16 参照
			案内板(7)		JVB-7	自転車置場サイン	1	基	詳細図-17 参照
			案内板(8)		JVB-8	施設概要板	1	基	詳細図-17 参照
			案内板(13)		JVB-13	植物名表示板(ラベル)	1	基	詳細図-18 参照
			案内板(14)		JVB-14	植物名表示板(ラベル)	1	基	詳細図-19 参照
			案内板(15)		JVB-15	消防車乗入案内板	1	基	詳細図-19 参照
			案内板(16)		JVB-16	駐車場禁止案内板	1	基	詳細図-19 参照
			案内板(17)		JVB-17	駐車場禁止案内板	1	基	詳細図-19 参照
			表示板		KEB		1	基	詳細図-16 参照
	再利用施設整備工	リサイクル施設工							
			リサイクル施設 (1基)				2	基	詳細図-21 参照
			リサイクル施設 (2基)				2	基	詳細図-21 参照
			屋根施設				1	基	詳細図-21 参照
			投入機				1	基	詳細図-21 参照
		木止め工							
			プランター(1)		WA-1	1700×360, H=360	11	基	詳細図-6 参照
			プランター(2)		RW-2	φ440, H=460	10	基	詳細図-6 参照
		擁工							
			ユープ板		KS		336	㎡	詳細図-1 参照
	電気設備(外灯)及び自転車置場工								
			引込柱		YU		2	基	詳細図-17 参照

※ リサイクル施設工の各施設は、リサイクルプラント（既設、現状図参照）周辺に設置に設置すること。設置場所の詳細については監督員の指示とする。

※ 案内板(14)、(16)、(17)、プランター(2)、ロープ柵、円形ベンチ手すり、遊具の安全保護マットの設置場所は、各詳細図に示す。

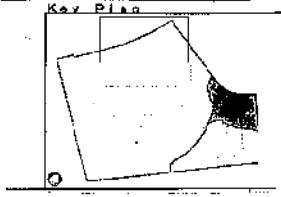

施設平面図－7

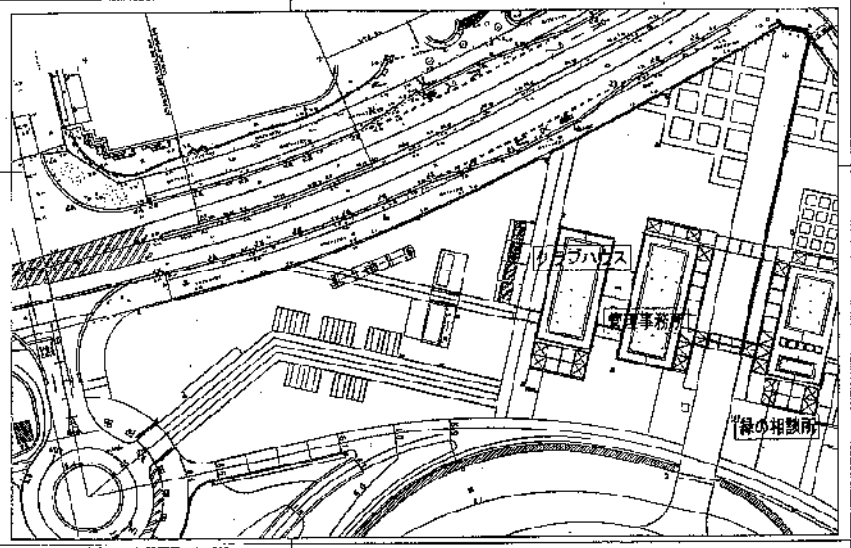

エントランス部平面図　1：500

工種区分	工種	種別	細別	表示	仕様	数量	単位	備考
園路広場	園路広場整備工	舗装工						
			透水性加圧舗装(A)		加圧式アスコン(As)(BD)50	497	㎡	詳細図-3 参照
			透水性加圧舗装(B)		加圧式アスコン(As)(LB)	946	㎡	詳細図-5 参照
		ｺﾝｸﾘｰﾄ系舗装工						
		ｲﾝﾄｰﾛｯｸ舗装			200×100×60	24	㎡	詳細図-3 参照
		ｿﾌﾄ系舗装工						
		レンガ舗装(1)			210×105×60(水勾配)	131	㎡	詳細図-5 参照
		芝張園路工						
		ｻｯﾌﾟ舗装			ｻｯﾌﾟ ｻｯﾌﾟ 厚50	316	㎡	詳細図-5 参照
		園路縁石工						
			見切材		花 縁石エッジ	10	m	詳細図-6 参照
		階段工						
			擁壁階段		600 H=150 L=2000	33	段	詳細図-9 参照
		デッキ工						
			デッキ本体		DK	1	基	詳細図-5 参照
			デッキ設置		DK 杭打ｶﾞｲﾄﾞ(人工木材)	1	基	詳細図-6 参照
	修景施設整備工	池工						
		ビオトープ池			FRP 防根土ｼｰﾄ+防根土	1	基	詳細図-7 参照
	ストリートファニチュア整備工	ベンチ・テーブル工						
			ベンチ(2)		RH-2 長生イス 背無	3	基	詳細図-5 参照
			ベンチ(3)		RH-3 背生イス 据置式	11	基	詳細図-9 参照
		サイン施設工						
			案内板(2)		SB-2 施設案内板	2	基	詳細図-8 参照

※ベンチ(3)の設置場所は、監督員の指示による。

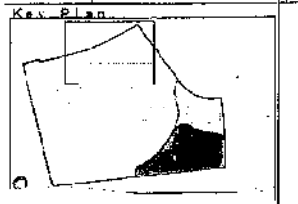

第2スポーツコート図面

図-31

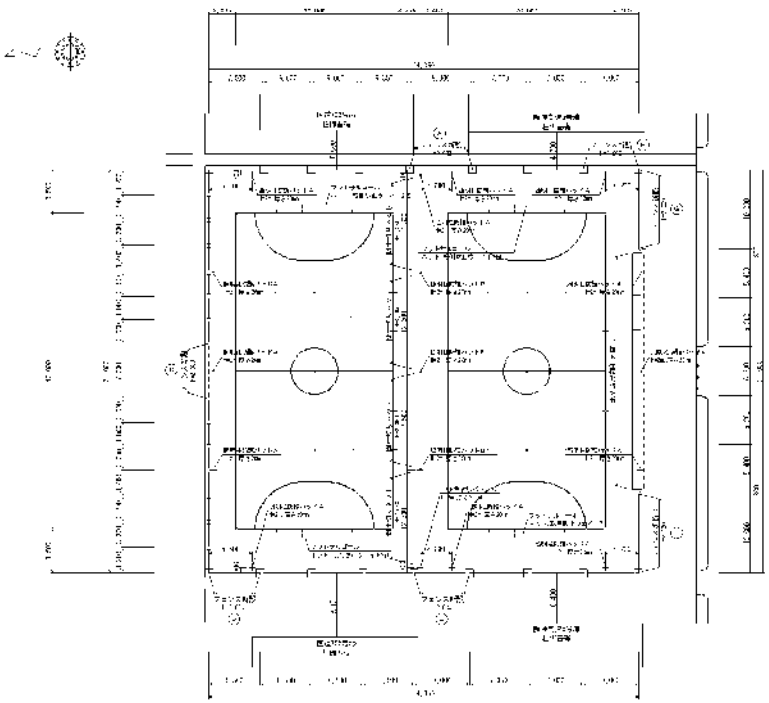

第2スポーツコート図面

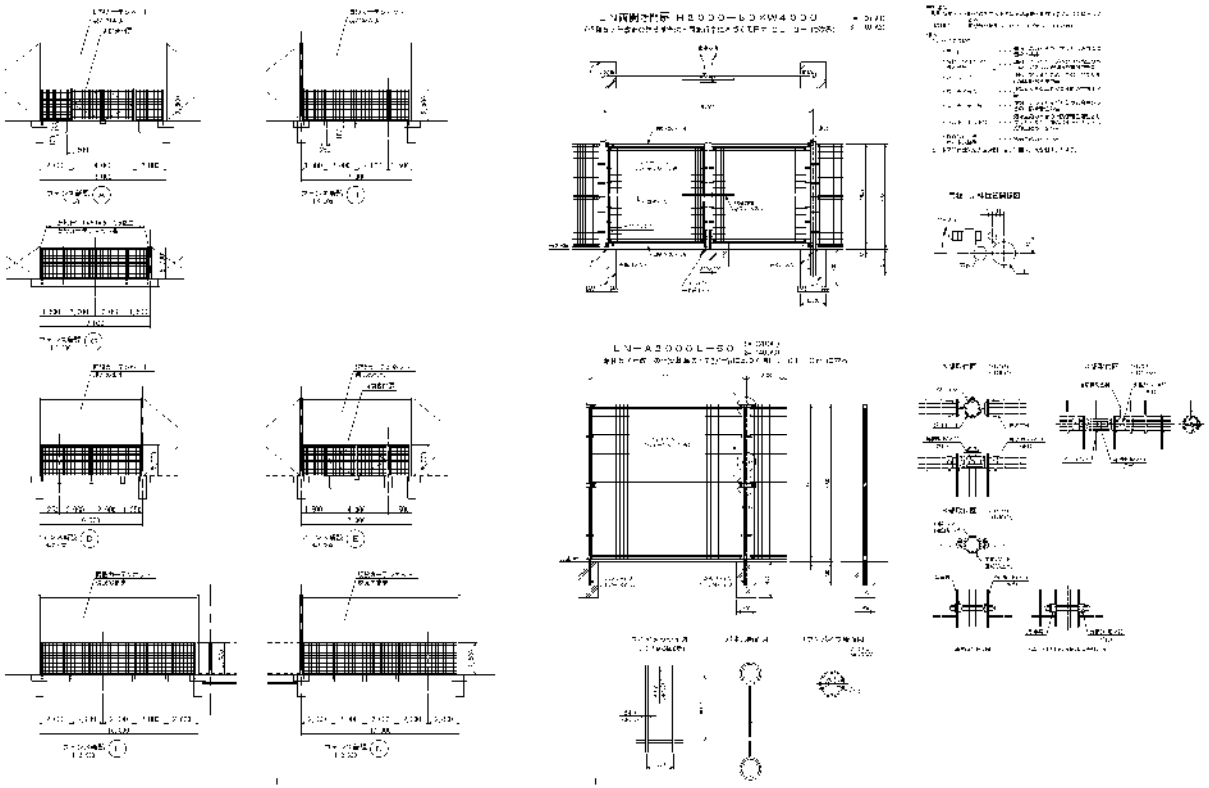

防止ネット図

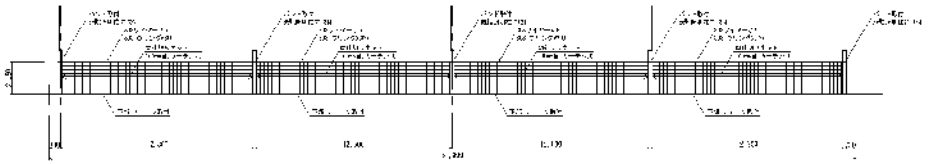

照明柱防護マット図

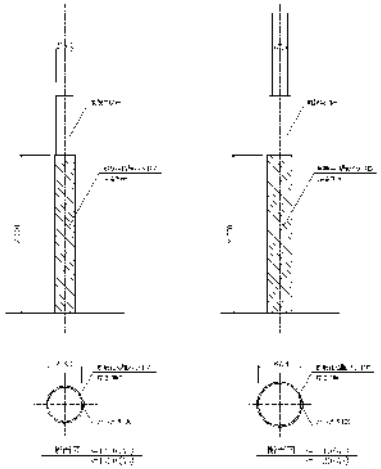

第2スポーツコート図面

図-34

